

## 平成27年第1回(3月)川根本町議会定例会会議録目次

|           |   |
|-----------|---|
| ○招集告示     | 1 |
| ○応招・不応招議員 | 2 |

### 第1号(3月3日)

|                                      |    |
|--------------------------------------|----|
| ○開 会                                 | 6  |
| ○開 議                                 | 6  |
| ○議事日程の報告                             | 6  |
| ○諸般の報告                               | 6  |
| ○行政報告                                | 6  |
| ○会議録署名議員の指名                          | 8  |
| ○会期の決定                               | 8  |
| ○議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決                | 8  |
| ○議案第10号～議案第12号、議案第18号の上程、説明、質疑、委員会付託 | 13 |
| ○議案第13号の上程、説明、質疑、討論、採決               | 19 |
| ○議案第14号の上程、説明、質疑、討論、採決               | 21 |
| ○議案第15号の上程、説明、質疑、討論、採決               | 22 |
| ○議案第16号の上程、説明、質疑、討論、採決               | 26 |
| ○議案第17号の上程、説明、質疑、討論、採決               | 29 |
| ○議案第19号の上程、説明、質疑、討論、採決               | 33 |
| ○議案第20号の上程、説明、質疑、討論、採決               | 34 |
| ○議案第21号の上程、説明、質疑、討論、採決               | 36 |
| ○議案第22号の上程、説明、質疑、討論、採決               | 57 |
| ○議案第23号の上程、説明、質疑、討論、採決               | 60 |
| ○議案第24号～議案第30号の上程、説明、質疑、委員会付託        | 63 |
| ○散 会                                 | 75 |

### 第2号(3月18日)

|             |     |
|-------------|-----|
| ○開 議        | 79  |
| ○諸般の報告      | 79  |
| ○一般質問       | 79  |
| 中 澤 莊 也 君   | 79  |
| 野 口 直 次 君   | 91  |
| 鈴 木 多 津 枝 君 | 108 |

|  |       |
|--|-------|
| 菌 田 靖 邦 君                                      | 1 2 6 |
| ○議案第 1 0 号～議案第 1 2 号、議案第 1 8 号の委員会審査報告、質疑討論、採決 | 1 4 0 |
| ○議案第 2 4 号～議案第 3 0 号の委員会審査報告、討論、採決             | 1 4 6 |
| ○会議時間の延長                                       | 1 6 5 |
| ○同意第 1 号の上程、説明、質疑、採決                           | 1 6 5 |
| ○議案第 3 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決                      | 1 6 7 |
| ○議案第 3 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決                      | 1 7 7 |
| ○川根本町議会議員派遣の件                                  | 1 8 0 |
| ○閉 会   | 1 8 0 |

○応招・不応招議員

応招議員（12名）

|     |   |   |   |    |   |
|-----|---|---|---|----|---|
| 1番  | 藺 | 田 | 靖 | 邦  | 君 |
| 2番  | 坂 | 本 | 政 | 司  | 君 |
| 3番  | 野 | 口 | 直 | 次  | 君 |
| 4番  | 根 | 岸 | 英 | 一  | 君 |
| 5番  | 中 | 澤 | 莊 | 也  | 君 |
| 6番  | 芹 | 澤 | 廣 | 行  | 君 |
| 7番  | 太 | 田 | 侑 | 孝  | 君 |
| 8番  | 山 | 本 | 信 | 之  | 君 |
| 9番  | 森 |   | 照 | 信  | 君 |
| 10番 | 鈴 | 木 | 多 | 津枝 | 君 |
| 11番 | 小 | 藪 | 侃 | 一郎 | 君 |
| 12番 | 中 | 田 | 隆 | 幸  | 君 |

不応招議員（なし）

## 平成27年第1回川根本町議会定例会会議録

### 議事日程(第1号)

平成27年3月3日(火) 午前9時開議

諸般の報告

行政報告

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議案第 9号 川根本町保育所条例の制定について
- 日程第 4 議案第10号 川根本町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定について
- 日程第 5 議案第11号 川根本町地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準等を定める条例の制定について
- 日程第 6 議案第12号 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律附則第14条に規定する経過措置に関する条例の制定について
- 日程第 7 議案第13号 川根本町教育委員会教育長の勤務時間等に関する条例の制定について
- 日程第 8 議案第14号 川根本町教育委員会教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について
- 日程第 9 議案第15号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例について
- 日程第10 議案第16号 川根本町行政手続条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第17号 川根本町営バス条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第18号 川根本町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第19号 川根本町保育の実施に関する条例を廃止する条例について
- 日程第14 議案第20号 工事請負契約の変更契約の締結について
- 日程第15 議案第21号 平成26年度川根本町一般会計補正予算(第10号)
- 日程第16 議案第22号 平成26年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第17 議案第23号 平成26年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第18 議案第24号 平成27年度川根本町一般会計予算
- 日程第19 議案第25号 平成27年度川根本町国民健康保険事業特別会計予算

- 日程第 2 0 議案第 2 6 号 平成 2 7 年度川根本町後期高齢者医療事業特別会計予算
- 日程第 2 1 議案第 2 7 号 平成 2 7 年度川根本町介護保険事業特別会計予算
- 日程第 2 2 議案第 2 8 号 平成 2 7 年度川根本町簡易水道事業特別会計予算
- 日程第 2 3 議案第 2 9 号 平成 2 7 年度川根本町温泉事業特別会計予算
- 日程第 2 4 議案第 3 0 号 平成 2 7 年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計予算

出席議員（12名）

|     |        |     |        |
|-----|--------|-----|--------|
| 1番  | 菌田靖邦君  | 2番  | 坂本政司君  |
| 3番  | 野口直次君  | 4番  | 根岸英一君  |
| 5番  | 中澤莊也君  | 6番  | 芹澤廣行君  |
| 7番  | 太田侑孝君  | 8番  | 山本信之君  |
| 9番  | 森照信君   | 10番 | 鈴木多津枝君 |
| 11番 | 小藪侃一郎君 | 12番 | 中田隆幸君  |

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

|                  |       |                |        |
|------------------|-------|----------------|--------|
| 町長               | 鈴木敏夫君 | 副町長            | 森紀代志君  |
| 教育長              | 大橋慶士君 | 総務課長           | 前田修児君  |
| 企画課長             | 山本銀男君 | 税務課長           | 長嶋一幸君  |
| 福祉課長             | 鳥本宗幸君 | 生活健康課長         | 伊藤千佳子君 |
| 産業課長             | 後藤泰久君 | 建設課長           | 大村浩美君  |
| 総合支所長兼<br>商工観光課長 | 野崎郁徳君 | 教育総務課長         | 藤森敦君   |
| 生涯学習課長           | 山下安男君 | 会計管理者兼<br>出納室長 | 安竹賢治君  |
| 代表監査委員           | 柳原義六君 |                |        |

---

事務局職員出席者

議会事務局長 大村敏秋

開会 午前 9時00分

◎開 会

○議長（中田隆幸君） ただいまから、平成27年第1回川根本町議会定例会を開会いたします。



◎開 議

○議長（中田隆幸君） これより本日の会議を開きます。



◎議事日程の報告

○議長（中田隆幸君） なお、本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。  
今期定例会に説明員として町長以下関係者が出席しておりますので、御了承ください。



◎諸般の報告

○議長（中田隆幸君） 日程に入る前に諸般の報告を行います。

2月24日、町長から第1回定例会の招集告示をした旨、通知がありました。

今期定例会は、お手元に配付のとおり、議案22件が町長から提出されております。

次に、監査委員から例月出納検査及び財政支援団体監査の結果について報告がありました。

内容につきましては、お手元に配付のとおりです。

以上で諸般の報告を終わります。



◎行政報告

○議長（中田隆幸君） 今期定例会招集に当たり、町長より行政報告を兼ねまして御挨拶があります。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 皆さん、おはようございます。

本日、第1回の定例会ということで、全員の皆さんにお集まりいただきまして、誠にあり

がとうございます。

また、常日ごろは、議員の皆様方にも大変な御指導いただいておりますことを、重ねてお礼を申し上げたいというふうに思っております。

きょうは、実は、傍聴席に千葉県の淑徳大学、川根本町の行革の委員長をやっていただいております先生のゼミの皆さんがきのう、きょうと1泊2日でお見えになり、この川根本町の魅力を全国に発信するというようなことで来ていただいております。大変この町を好きになっていただくということも必要かなという思いでございます。

また、なお11月には、私もその大学へ行きまして、シンポジウムに参加をしたと経緯があるものですから、何人かの皆さんは存じ上げておりますけれども、そのようなことで傍聴をしていただいております。どうかよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、2月24日全員協議会以降の行政報告をさせていただきます。

25日には県立総合病院へ行ってまいりました。これは、来年度からのいやしの里の関係の先生のお願ひということで、院長以下、快くお引き受けをいただき、今までどおりの対応をしていただくということになっております。

なお、上長尾診療所の関係も、油谷先生が不在になるのが4月1日以降ということもあったものですから、それらも絡めましてお願ひをしてきたということでございますけれども、上長尾診療所の件につきましては、まだ広報でいろいろな募集もかけております。そのような絡みもあるものですから、今ここで具体的に申し上げることはできませんけれども、榛原郡の医師会等々も含めて対応をお願いしているというのが現況でございます。いやしの里につきましては、今までどおりの対応をお願いしたということで確認をしてまいりました。

この日には、静岡市で国保連合会の通常総会がございまして、出席をしております。

27日ですが、なかつほ会を開催しております。また、入札を行っております。

28日ですが、四季の会、地元にある民間の団体でございますけれども、未来塾がありまして、そこへ大阪副知事並びに健康増進課の土屋課長がお見えになったということで、その席へ参加をさせていただきます。最後には私のほうから要望になりましたけれども、お願ひをしたということが何件かございます。議員の皆さんも何人か出席しておったものですから、その場で要望等を私としたというのが28日です。

3月1日ですが、川根高校の卒業式、今年の卒業生は48名ということでございました。卒業式に出席をしております。

この日のお昼から島田市のほうで、元議員、市川昌美さんの葬儀がありまして参列をしてまいりました。

3月2日ですが、自衛隊の入隊の激励式がございました。これに出席をしたわけでございますけれども、川根高校から今年2人の方が入隊をしたということで激励会をいたしました。48人卒業したということで、大変な率で自衛隊へ2人の方が入隊したということでございます。



それから、昨日ですが、きょうの新聞に載っておりますけれども、来年度の当初予算の記者発表ということで発表をさせていただきました。きょう、これは御審議いただくわけでございますけれども、前日にこのような記者発表ということが恒例ということで、対応をさせていただきます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（中田隆幸君） 御苦労さまでした。

---

◇

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（中田隆幸君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、9番、森照信君、10番、鈴木多津枝君を指名します。

---

◇

◎日程第2 会期の決定

○議長（中田隆幸君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から3月18日までの16日間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から3月18日までの16日間に決定しました。

---

◇

◎日程第3 議案第9号 川根本町保育所条例の制定について

○議長（中田隆幸君） 日程第3、議案第9号、川根本町保育所条例の制定についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは、日程第3、議案第9号でございます。川根本町保育所条例の制定について、提案理由の説明をさせていただきます。

議案1ページから4ページをごらんください。

平成27年4月から実施される子ども・子育て支援新制度により、保育所への入所の手続や

入所資格を定める必要があるため、今回保育所条例を全面改正したく提案するものでございます。

よろしく御審議の上、御同意賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（中田隆幸君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 10番、鈴木です。

通告に従いまして、2点質問をいたします。

まず、1点目ですけれども、第1条で必要とする保育を行うために川根本町保育所を設置するとし、第2条の保育所の名称、1、定員の表、2、地名保育園も定員20人と書いてあり、地元からも休園ではなくて再開を求める声が強いものです。町長も、昨年7月に保育所運営委員会へ休園中である地名保育園の有効活用についての諮問をされましたが、第3回運営委員会でも再開反対5、賛成2だったことを受けて、2月13日の第4回運営委員会で児童人口の推移を踏まえて、現在は保育所としての再開は難しいと考えるが、地名地区には若者定住住宅があり、子育てしやすい環境をつくるためには、町は平成27年度から実施される子ども・子育て新制度に積極的に取り組む上で、子育て支援施設などの整備が重要だと考えるという答申を出す決定をしました。

町長は、今度国が創設した子ども・子育て支援新制度の趣旨に照らして、地元から再開を求める強い要望と町の施策の整合性をどう考えておられるのか伺います。

2点目です。第9条で、保護者は、規則で定める保育料を納付しなければならないとしていますが、当町は、階層区分の保育料を国の基準より大幅に低くして負担を軽減しており、これからも同様に低く決めることができるのか伺います。

また、私立の聖母保育園も、これまで町立保育園と同じ保育料を町が徴収してきましたが、新制度でもこの方法は変わらないのか伺います。

また、保育標準時間は最大10時間で、保育短時間は最大8時間としていますが、さきの保育所運営委員会では、標準時間認定は26年度と同額で、短時間認定ではやや保育料が下がる案が出され、承認されました。保育短時間では、8時間を超過すると1日につき50円加算するとされていますが、当町では短時間のほうに当たる人が多いと思われそうですが、時間超過の場合は事前の契約となるのか、その都度の日割りとなるのか伺います。

また、階層区分は所得税額で決められますが、平成22年の税制改革で年少扶養控除及び特定扶養控除が廃止されたとき、連動して保育料が上がるのを防ぐために、国は廃止前の旧税額で階層認定を行うことと通知を出していますが、新制度では、旧税額に再算定するのをやめて、控除廃止後の税額で階層認定を行う趣旨だと聞いています。しかし、これに対しても、これでは在園児の場合、保育料が上がったという感じになることを避けるために、市町村に経過措置として、在園児は現行同様旧税額で階層認定を行い、新入園児から扶養控除廃止後の階層認定とするよう指示すると聞いていますが、当町はどうなるのか伺います。

○議長（中田隆幸君） 町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 最初の委員会の決定について答弁をさせていただきます。

私、以前、地名地区が若者定住対象を含めその効果が出て、子供が増えているというようなことを申し上げ、モデル地区にできないかなという思いがあるということをお知らせしました。しかし、その後の保育所運営委員会におきまして、将来の見込みが立たないというような結論のもとで、このような答申をいただいたということで、それに従わざるを得ないということです。当然ながら、今後、子供の数が増えれば、対応として保育所運営委員会の皆さんにもそのような趣旨を申し上げて対応していただくということが必要というふうに思っておりますけれども、今現在の委員会の結論がこのような形になったものですから、今のところ、残念ながらこのような結果になったということだけお知らせをしたいというふうに思います。その他につきましては、担当課長のほうから説明をさせていただきます。

○議長（中田隆幸君） 福祉課長、鳥本宗幸君。

○福祉課長（鳥本宗幸君） それでは、鈴木議員の御質問にお答えいたします。

まず、第1点目の保育所条例、地名保育園の再開でございますけれども、町長の答弁にもございましたとおり、保育所運営委員会、本年度5回開催をさせていただきますして、委員の皆様には慎重な御審議をいただきました。その結果、地名保育園の再開は難しいというお答えをいただきました。その根拠といたしましても、現在当町においては保育所の待機児童がないこと、また人口の将来予測によると、未就学児童数もこれから減少していくことなどがあると思います。鈴木議員御質問の子ども・子育て支援新制度により、子育て支援の充実策として、地域子育て支援拠点やファミリーサポートセンター、乳児家庭全戸訪問、放課後児童クラブなどが挙げられています。また、現在町で取り組んでいる妊婦健康診査やこども医療費助成制度、予防接種費用助成なども子育て支援の施策であると思います。子ども・子育て支援新制度により、どのような子ども・子育て支援がふさわしいのか、これからも検討は進めてまいります。現在の施策によっても子育て支援には取り組んでおり、子ども・子育て支援新制度の趣旨に反しているとは考えてございません。

2点目の質問でございます。

保育園の保育料については、毎年国の示す金額をもとに保育所運営委員会で協議いただいで決定しているものでございます。これからも国が定めた金額を上限として、町において保育所運営委員会等に諮って決定していきたいというふうに考えております。

次に、私立の聖母保育園ですが、児童福祉法第24条において、保育所における保育は市町村が実施することとされていることから、新制度でもこの方法は変わりません。

次に、短時間利用者の超過時間ですが、超過1日について50円を月の実績により徴収するものです。この保育時間は通勤時間等も考慮されるので、4月からの保育園入所者のうち、標準時間認定者が89名、短時間の認定者が45名となっています。

次に、保育料の階層認定ですが、経過措置として、在園児については旧税額を採用するこ

ともできますが、当町においては、国の示す上限額の約6割程度と低い料金を設定していること、経過措置を設けると、同じ所得でも在園児と新入園児では保育料の差が出る可能性のあること、課税額による階層区分によって、階層区分が上がると見込まれる人が11名、下がると見込まれる人が12名と、下がる見込みの人数が多いことなどから、経過措置はとらず、所得割課税額にて階層区分を設定をいたしたいというふうに考えております。

以上、御質問にお答えいたしました。

○議長（中田隆幸君） ほかに質疑はありませんか。10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 10番です。

町長の答弁、とても心にしました。本当に、私も保育所運営委員会の委員として議論をさせていただきました。出された諮問に対して、とても町長の思いが最初からこもっているというふうに感じながら議論をしてきました。でも、残念ながら、本当に町長もおっしゃるように、残念ながら5対2で再開反対のほうは5ということで、そういう答申が出されたわけですけれども、町長が、そういう子供が増えて状況が変われば再諮問もあり得るというお答えをしてくださりましたので、もう一度この地名の状況について少しお話ししながら、もう一度その点を問わせていただきたいと思います。

委員会では、本当に2時間ぐらいの委員会で計3回議論をしたんですけれども、十分な議論がなされたというふうには、私はとても思えませんでした。それでも答申の中には、再開は困難な状況ではあるけれども、新子育て支援制度も委員会でも担当のほうから説明いただきましたし、勉強しましたので、その新制度を踏まえて子育て支援施設の整備、有効活用を求めるという文がつけられたということは、私は本当に一縷の望みを抱いているものです。それで、その文に対してもいろいろ協議もしましたけれども、全員一致で記載がされました。最も有効な活用方法という、私は、お母さん方の要望に応じて身近にある保育園を再開する以外にないと、もうずっと休園になったときから、地名に若者定住促進住宅が建てられる計画が上がったときから、地名保育園の休園には反対、再開すべきだという声を上げてきたんですけれども、今乳児の入所が増えて、3歳未満児、乳児の入所が増えて、三ツ星保育園は平成24年が48人、25年が49人、現在64人と、これは園児の総数ですけれども、増え続けていて、結局地名保育園が休園になってから三ツ星保育園へ行かれるお子様がずっと増えています。確かに、定員は70名になっていますので、定員オーバーではありませんけれども、でも建物は徳山聖母保育園とほとんど同じぐらいで、徳山聖母保育園は三十五、六人ぐらい、かつては60人あったんですけれども、今は30人に定員を縮めています。そういう中で、三ツ星保育園は園児がいるということで定員を減らしていない、園児一人当たりの保育室とかの面積とかでは、定員を減らす必要はないという判断だと思いますけれども、3歳未満児の入園が増えて、お昼寝のスペースもとれないという話も聞いています。町長の耳にももしかしたら入っているかもしれません。委員会に出された昨年10月1日現在の三ツ星保育園の3歳未満児は23人もいました。もし、地名保育園が再開されればという仮定の試算も

担当の職員がしてくださいまして、それによると、3歳未満児が23人のうち7人が地名へ移り、三ツ星保育園は16人となり、それから園児数も三ツ星が64人から43人へ、地名には21人が入るということで、ちょうどよい配置になるという推計、試算といえますか、表も出されました。

内閣府、文部省、厚生労働省が連名で出した新制度説明書「すくすくジャパン!」、これですね、皆さんいただいたと思いますけれども「すくすくジャパン!」、これに基づいて私たちは説明をいただいたんですけれども、この1ページにも、全ての子供たちが笑顔で成長していくために全ての家庭が安心して子育てでき、育てる喜びを感じられるために子ども・子育て支援新制度がスタートしますと、まず最初のページに大きく書かれています。

○議長（中田隆幸君） 質疑を簡潔に。

○10番（鈴木多津枝君） すみません、状況をわかっていたかたくて話をしています。

議会でも、昨年9月議会で新制度開始に伴う条例制定を第1常任委員会で真剣にかつ熱心に審査を行い、全員賛成でこの新制度に伴う条例改正を本会議でも可決しました。新制度には、待機児童が多い都会では、保育水準の低下や企業参入を狙うものなどという反対意見も多いですけれども、当町では待機児童の問題もなく、むしろ子供が減ってきている地域の子育てもしっかり支援するとした地域型保育の理念、これも「すくすくジャパン!」にも書かれています。理念、あるいは定員16人から19人の小規模保育園で、家庭的保育園に近い雰囲気のもと、きめ細かな保育を行うとしており、地名保育園がぴったりと感じるものです。そして、今回提案された保育所条例にも、地名保育園定員20人と記載されています。このことに、私は本当に町長の温かい姿勢といえますか、考えを大いに感じるものですが、27年度から5年間で1期として策定が義務づけられている子ども・子育て支援事業計画にも有効活用を定めることだと、地名保育園の有効活用について定めるとは思いますけれども、児童福祉法第56条の4の2でも、市町村は、保育を必要とする乳児、幼児に対し必要な保育を確保するために必要があると認めるときは、当該市町村における保育所及び幼保連携型認定こども園の整備に関する計画、つまり、市町村整備計画を作成することができると規定しており、56条4の2の②には、国は実施について予算の範囲内で交付金を交付することができることも規定しています。当町が本気で子供を増やす考えなら、地名保育園再開も新制度の立場を踏まえて交付金も、申請すればいただけるかもしれない。そういう中で、前向きに大いに検討すべきだと思いますけれども、子供が今以上に増えるのを待つというのではなくて、今の時点でもう要望が上がっている三ツ星保育園は満員状態だ、乳児の環境は本当にそんなにいい環境ではない、これを解決するために、私は地名保育園の再開を、もう一度委員会に諮問していただきたいというふうに思うんですけれども、どうでしょうか。

○議長（中田隆幸君） 10番、鈴木多津枝君。質疑はなるべく簡素化してください。

町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 思いは全然違います。同じ思いで対応をしているということでござ

います。

そういう中で大事なことは、委員会というもののやはり経緯というものを非常に大事にしなければいけない、当然のことです。その結論が出た中で、今すぐどうのこうのということ、私のほうからは言えませんけれども、当然ながら子ども・子育て大変重要、この町の将来の宝であるということも存じておるもんですから、その辺も含めて、やはり若者定住の関係の年齢制限等も含めたりしながら、下げるということですが、それで回転をよくするというのもあろうかと思えますし、また、新しい住宅をつくる場合の補助制度等々も当然ながら考えていく。それが若い御夫婦の方が住んでいただけるということになるということも含めて、保育所の運営だけでなく、やはり将来的なことも少し検討を特別にしなければいけないのかなという思いがあります。今、言われたことは考え方は同じなんです、今現在、やるかやらないかという話には、私のほうからは今現在は言えない、思いは同じです。よろしいでしょうか。

○議長（中田隆幸君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第9号、川根本町保育所条例の制定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（中田隆幸君） 起立全員です。

したがって、議案第9号、川根本町保育所条例の制定については、原案のとおり可決されました。



◎日程第 4 議案第10号 川根本町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定について

◎日程第 5 議案第 11号 川根本町地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準等を定める条例の制定について

◎日程第 6 議案第 12号 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律附則第 14条に規定する経過措置に関する条例の制定について

◎日程第 12 議案第 18号 川根本町介護保険条例の一部を改正する条例について

○議長（中田隆幸君） 日程第4、議案第10号、川根本町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定についてから、日程第6、議案第12号、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律附則第14条に規定する経過措置に関する条例の制定について及び日程第12、議案第18号、川根本町介護保険条例の一部を改正する条例についてを一括議題とします。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第10号から議案第12号及び議案第18号を一括議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 4つの議案を一括して説明をさせていただきます。

議案第10号です。川根本町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定について、提案理由の説明をさせていただきます。

議案5ページから6ページをごらんください。

地域の自主及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の成立に基づき、これまでの厚生労働省令によって全国一律に定められていた介護予防支援事業等の事業の人員基準や運営基準等について、市町村の条例で定めることとなりました。

町では今回の法改正を受けて、川根本町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例を制定し、あわせて基準の詳細を定める規則を制定します。

よろしく御審議の上、御同意くださいますようお願いを申し上げます。

議案第11号です。川根本町地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準等を定める条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

議案7ページをごらんください。

地域の自主及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の成立に基づき、これまで厚生労働省令によって全国一律に定めていた地域包括支援センターの包括的支援事業の実施基準について、市町村の条例で定めることとされました。

町では今回の法改正を受け、川根本町地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準等を定める条例を制定し、あわせて基準の詳細を定める規則を制定します。

よろしく御審議の上、御同意くださいますようお願いを申し上げます。

議案第12号です。地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律附則第14条に規定する経過措置に関する条例の制定について、提案理由の説明をさせていただきます。

議案8ページをごらんください。

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律が平成27年4月1日に施行されるに当たり、経過措置により町で実施することになる地域支援事業について、条例で定めることにより実施を延期することができます。事業が円滑に実施できるよう準備期間を設け、地域支援事業のうち介護予防・日常生活支援総合事業について平成28年4月1日から、在宅医療・介護連携推進事業、生活支援体制整備事業、認知症総合支援事業については平成30年4月1日から実施したく、今回条例の制定について御提案をするものであります。

よろしく御審議の上、御同意くださいますようお願いを申し上げます。

議案第18号です。川根本町介護保険条例の一部を改正する条例について、提案理由を説明をさせていただきます。

議案の22ページから23ページをごらんください。なお、参考に新旧条文対照表24ページから27ページをあわせてごらんいただきたいと思います。

この改正は、介護保険法第117条の規定に基づき3年ごとの計画の見直しを行う中で、平成27年度から平成29年度の第6期介護保険事業計画の介護給付費等対象サービス見込み量に基づき、介護保険事業に要する費用に充てるために、平成27年度から平成29年度の第1号被保険者の保険料を定めるものであります。

よろしく御審議の上、御同意くださいますようお願いを申し上げます。

以上でございます。

○議長（中田隆幸君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑は、議案第10号から議案第12号及び議案第18号について総括的な質疑を行います。

質疑はありませんか。10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 10番、鈴木です。

これは新たな条例の制定もありますので、私が所属する第1常任委員会に付託されるということが議運、全協で決まっていますので、総括的質疑ということが議長から求められまし



た。

そうなるが一番気になるのは、全協でも説明があった27年度から3年間の介護保険料が基準額で月1,280円も値上がりするという、本当に近隣でも、県内でもないような、調べていないからわかりませんが、島田市で500円ぐらいということを知りましたので、大きな値上げが予定されているということになるわけです。私は国保税に関しても値上げしないようにということで、一般会計からの法定外繰り入れを求めてきましたけれども、介護保険料についても、やはり介護を受けなければ困る人たちは自由に介護が受けられるように、自由ということか、安心して介護が受けられるように、いろいろな制度も施設も整備をしていかなければならない、今回もそうだと思うんですけども、そういうことで、今度は介護保険料が給付費が上がって保険料が値上げになる。この本当にらせん状の状況を断ち切って、高齢化率が高い、40%を超えるこの町で、年金暮らし、年金だけが頼りの高齢者が多いこの町で、やはり安心して老後を過ごせるようにするには、町のお金、一般会計をここに介護保険料に充てて、繰り入れに充てて、必要な介護は安心して受けていいんだよというふうにしていく必要があると私は考えるんですけども、町長はこの一般会計からの繰り入れについてどのようにお考えでしょうか。

○議長（中田隆幸君） 町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 詳細な金額等については、担当のほうから説明をさせていただきますけれども、実は待機者が70人ということは皆さん御存じだと思います。それで、もう一つ非常に気になっているのは、町外の施設、いわゆる老健とか介護の施設等へ入っている方が、老健は54人、それから、一般のといいましょうか、特養へ入っている方が50人、両方を合わせますと、待機者を含めると170人以上が、この町の当面関係する皆さんであるということ、数字的に把握をいたしました。そのようなときに、ここに施設があれば、家族の皆さん等も当然ながら通えるというようなこともありますけれども、私実は、1月に100歳のお祝いで町からの品物を持っていきました。そうしましたら、お二方ともに100歳2人だったんですが、私の知っている方でした。それで、頭もしっかりしているし、記憶もはっきりしていると、言葉もはっきりしているというお二人でありましたけれども、その方お二人ともに、私に会うなり、町長とは言いませんでしたけれども、「敏ちゃん、寂しいよ」という言葉を実は聞きました。それはどういうことかということ、周りは全部知らない人ばかり、また、親戚縁者の皆さんも、なかなか見舞いには遠くて来られないという状況があることも痛感いたしました。やはりそういう皆さんが今後多分増えてくるだろうという中で、当然ながら、地元でそのような施設が新しくできないかなということを実は感じました。

そのような折に、具体的に言いますと、恒仁会のあかいしの郷ですが、そこで個人的にも増床してもいいというようなお話を承りました。そのことも含めて、やはり早く対応するならばのほうがいいということも言われまして、それを少し計算に入れましたら、介護保険料が上がるということの結果になるわけです。これは非常に難しく、どちらがいいとか悪い

とかいう話じゃなくて、施設というのは町営の施設ではありませんけれども、できることは支援しながらやっていただくことが必要ではないか、以前今の恒仁会のあかいしの郷がこちらへ来るときも、当時中川根町長は上野虎徹さんでしたけれども、なかなかこちらへ来る法人がなかったという経緯があります。私も、実は当時30件ほどの法人を回りましたけれども、いい返事をするのはほとんどなかった。これはやはり人口減少ということが当時からあって、今はピークだけれども、だんだん減ってくるという中で、商売といいましょうか、企業として営業的には非常に難しいということを第1の理由で断られたということがありまして、やはりせっかくここでやっていただいて、それで増床してもいいよという中では、当然ながらできること、これは用地の関係だけになると思いますけれども、その辺を含めても対応することが、将来の川根本町の高齢化対策になるのではないかという判断をして、今まだ地主とも具体的に話はまだしていないものですから、結果的にはわかりませんが、用地等ができれば、そういう方向で進めたいという思いがあって、このような増額の金額が出たということだけはお知らせをしておきたいというふうに思います。

○議長（中田隆幸君） 福祉課長、鳥本宗幸君。

○福祉課長（鳥本宗幸君） それでは、鈴木議員の御質問にお答えいたします。

介護保険料につきましては、これまでも答弁で何回かお答えさせていただきましたけれども、介護保険の給付につきましては、国・県・町のそれぞれ負担割合、並びに皆様からお納めいただく保険料でこの介護保険が成り立っているということでございます。

町としましては、次期の計画では確かに5,600円という金額が示されております。この金額が上がったということについては残念に思っておりますけれども、担当課といたしましては、これまでどおり介護予防に努めてまいりたいと思います。地域包括支援センターを中心としまして、様々な介護予防事業にただいま取り組んでおります。そういう介護予防事業に取り組むことによって、現在県内一であるお達者度をこれからも維持して行って、お元気な高齢者がたくさんいる町というものを目指して行って、結果的に介護保険料の上昇を抑えていくというふうな施策をとっていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（中田隆幸君） ほかに質疑ありませんか。10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 私が先ほど質疑で申し上げたのは、介護が安心して受けられる、そういう状況をこの町につくるというのはとても大事なことだと思っています。そして、今回の町長の早いほうがいいだろうという判断も、本当にうれしいと思っています。大いに支持します。だけど、だから保険料が上がる、それは当然です、国の制度から言えば、利用者が増えるんだから。だからこそ一般会計、町みんなの会計の中から上がる分を、例えば低所得者の部分は軽減できるような措置、段階をもっと多くするとか何か、あるいは単に一般会計からの法定外繰り入れというのを国保のようにやることを検討するという、そういうお考えがないのでしょうか。そうしないと、介護を受ける人が増えていけば安心して暮らせる

町にしようとしていけば、どんどんもう年金は皆さん増えないんですよ、増えないどころか国の制度で減らされているんですよ。その年金だけが頼りで、月何万円かの年金、平均で7万円ぐらいと前に聞きましたけれども、月額、そういう年金だけで暮らさなければならない高齢者が安心して、町長が言われる高齢者の目が輝くまちづくりをするには、私はもう大きな一般会計の中からの繰り入れも検討すべきではないか、そういうことが必要ではないかということをお聞きしたんです。そういうお考えがありませんかということをお聞きしました。介護サービスを充実させなければいけないということは、大いに賛成です。後のことは、これから第1常任委員会で審議をしていきますので、また、詳しい審査がされると思いますけれども、ぜひこの一般会計の繰り入れに関して、考えをもう一步広げていただけないかなというお願いといたしますか、そのことについて御答弁をお願いします。

○議長（中田隆幸君） 町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） この立地的に言いまして、当然ながら出入りにも大変お金がかかるというようなことが実際問題あります。先ほど申し上げたお二人の皆さんの家族も、片方は仕事の関係でその現場におりませんでした。それが、寂しいという言葉につながったかもしれないけれども、そのように出入りも非常にかかるということで、当然ながらできるものは施設は近いほうがいいではないかという思いが一つあるということをお理解いただきたい。これは多分多くの皆さんが将来的に見ても、利用する場合には、お金は入所のお金だけでなく、出入りの金が少なくて済むだろうという思いがあるものですから、無理してでも何とかお願いをしていきたいと思えます。

それに、一般会計からの繰り入れ、これについては大変大きな問題ですので、検討課題ということで御理解をいただきたい、そのような方向性も検討する必要はあるというふうに考えておりますので、十分な検討をしながら対応をするということが必要というふうに思っております。施設の面については、そのような気持ちがあったものですから、早いほうが良いという思いで対応しているということで御理解いただきたいと思えます。

○議長（中田隆幸君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第10号から議案第12号及び議案第18号は、第1常任委員会に付託したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第10号から議案第12号及び議案第18号は、第1常任委員会に付託することに決定しました。

◇

**◎日程第7 議案第13号 川根本町教育委員会教育長の勤務時間等に関する条例の制定について**

○議長（中田隆幸君） 日程第7、議案第13号、川根本町教育委員会教育長の勤務時間等に関する条例の制定についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは、議案第13号です。川根本町教育委員会教育長の勤務時間等に関する条例の制定について、提案理由の説明をさせていただきます。

このたび、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律は、平成26年6月20日に公布され、平成27年4月1日に施行されることになりました。

今回の改正は、教育の政治的中立性、継続性・安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任体制の明確化、迅速な危機管理体制の構築、地方公共団体の長と教育委員会との連携の強化、地方に対する国の関与の見直し等、制度の抜本的な改革を行うものであります。

改正のポイントとしては、まず、教育長を教育委員会の主宰者・代表者とすることにより、公立学校の管理を中心とする教育行政の責任者としての教育長の立場を、一般的にわかりやすい形で明確化したことが挙げられます。

また、地方教育行政における首長の責任も、より明確になっています。すなわち、教育長の任免は、首長が議会の同意を得て直接行うこと、教育行政の大綱を首長が教育委員会と協議して定めること、首長が教育委員会と協議・調整を行う場として、首長が主宰する総合教育会議を必置したことが主な柱です。

議案第13号から第15号までの条例の制定、改正は、上記の法律の改正を受け、行うものであります。

本条例についての提案理由を説明をさせていただきます。

今回の改正により、新教育長は議会の同意を得て選任されることから、地方公務員法上の特別職となるため、教育公務員特例法第16条は削除されますが、具体的な事務執行を行うこと等、その職責に鑑み、常勤とすること、勤務時間中の職務専念義務が課せられることとなっております。

このため、教育長の具体的な勤務時間を特定しなければ、具体的に職務に専念すべき時間が明確にならないため、勤務時間を特定する必要があるため定めるものであります。

よろしく御審議いただき、御採択賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（中田隆幸君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 10番、鈴木です。

通告に従いまして質疑を行います。

議案第13号、14号、15号は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴う条例の制定ということで、質問も一括質疑ではありませんでしたけれども、求められませんでしたけれども、同じ趣旨で、代表して質問をさせていただきます。

この法律の改正の趣旨は、先ほど町長が提案理由の説明の中で言われましたけれども、教育の政治的中立性や継続性、安定性などというふうなことが書かれていますけれども、私はとてもそういうふうには思えませんで、教育委員長と教育長を一本化して新教育長として、今まで教育委員会の委員の互選で決めていた教育長を、首長が議会の同意を得て直接任命、罷免するということや、首長主導の総合教育会議を設けて、国が直接教育委員会に指示できるようにするなど、首長や国の教育行政への権限強化を図る内容ではないかと思うものです。首長の姿勢や国の姿勢に教育が左右されかねず、教育の政治的中立性や継続性、安定性が大きく心配されることから、全国的にもこの法律に対して反対の声も大きいものですが、この点について、町長、教育長はどのように考えておられるのか、また、こういう心配は起きないよという歯どめが当町にあるのかどうかを伺います。

○議長（中田隆幸君） 教育長、大橋慶士君。

○教育長（大橋慶士君） それでは、鈴木議員の御質問にお答えしたいと思います。

先ほど、提案理由にもありましたように、このたびの地方教育行政の組織及び運用に関する一部を改正する法律、いわゆる地方教育行政法の一部を改正する法律ですが、これは先ほど言いましたように、教育の政治的中立性、継続性、安定性を確保しつつ責任の明確化、民意の反映という教育委員会制度の課題を解決するために行われたものであります。私は理解しております。そのために、教育委員会は従前のように執行機関として残したことで、教育長を教育委員会の構成員とし、その代表としていること、また、民意を代表する首長との連携を図るために教育総合会議が設置されたことが考えられます。御質問の具体的内容がわからなかったので、次のようにお答えさせていただきます。

教育長の任命については、先ほどもありましたように、議会の同意というチェック機能をかけている点と同時に、罷免については、現行の教育委員や他の行政委員の委員と同様に、心身の故障の場合や職務上の義務違反、その他教育長たるにふさわしくない非行がある場合に限定をされております。総合教育会議は、首長と教育委員会という対等な執行機関同士、つまり、地方教育行政法第21条に規定されている教育に関する事務の管理、執行に関しては教育委員会が最終責任者であり、教育に関する予算の編成、執行等については首長が最高責任者であるという、両者の協議及び調整の場との位置づけであります。首長と教育委員会のどちらが決定権者というものではありません。あくまでも、調整を尽くすことを目指すもので、権限のある両者が公開の場で議論を尽くすことの意義のほうが大きく、より民意を反映した教育行政が行われることが期待でき、首長主導には当たらないと考えます。

次に、国の関与のことですが、いわゆる地方教育行政法の現行法第50条の規定は、平成19

年の改正で、いじめによる自殺等の事案において、教育委員会の対応が不適切な場合に文部科学省が教育委員会に対して是正の指示ができるように設けられたものです。しかし、大津市におけるいじめの案件の際に、児童・生徒等の生命、または身体の保護のためという現行法の否定要件については、当該児童・生徒等が自殺してしまった後の再発防止のためには発動できないのではないかという疑惑が生じました。そこで、このような背景があり、改正をしたものです。すなわち、事件発生後においても、同種の事件を再発防止をするための指示ができることを明確化したもので、要件を追加して国の関与を強化するものではありません。今回の改正は、教育委員会制度の課題を解決するために行われたもので、適切に法が運用されれば、問題はないと考えております。したがって、歯どめ策に対して申し上げることは特にございませんが、あえて申し上げるならば、地方議会の二元代表制が機能することではないでしょうか。

以上でございます。

○議長（中田隆幸君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第13号、川根本町教育委員会教育長の勤務時間等に関する条例の制定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（中田隆幸君） 起立全員です。

したがって、議案第13号、川根本町教育委員会教育長の勤務時間等に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。



◎日程第8 議案第14号 川根本町教育委員会教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について

○議長（中田隆幸君） 日程第8、議案第14号、川根本町教育委員会教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは、議案第14号です。川根本町教育委員会教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について、提案理由の説明をさせていただきます。

法律の改正により、新教育長は地方公務員法上の特別職となることから、地方公務員法上の規定が適用される一般職の職員と異なり、地方公務員法の服務に関する規定は適用されないこととなります。しかし、その職責に鑑み、教育委員と同様の義務が課されるほか、常勤であることから勤務時間中及び職務上の注意力の全てを職責遂行のために使う必要があるとされており、このことから、新教育長の職務専念義務の免除を規定する場合は、条例で特例を定める必要があるため、本条例を定めるものであります。

以上、よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（中田隆幸君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第14号、川根本町教育委員会教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（中田隆幸君） 起立全員です。

したがって、議案第14号、川根本町教育委員会教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

————— ◇ —————

◎日程第9 議案第15号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律  
の一部を改正する法律の施行に伴う関係条  
例の整備等に関する条例について

○議長（中田隆幸君） 日程第9、議案第15号、地方教育行政の組織及び運営に関する法律

の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは、議案第15号です。地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例について、提案理由の説明をさせていただきます。

第1条から第9条までの9本の条例改正は、今回の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律に伴うものであります。

それでは、1条から説明をさせていただきます。

第1条、川根本町公告式条例の一部改正については、法律の繰り下げに伴う引用条項の改正です。

第2条、川根本町議会委員会条例の一部改正については、これまでの委員長と教育長が一本化され、新教育長にその職務が引き継がれることになったため、教育委員会の代表者を委員長から新教育長に改めるものであります。

第3条、川根本町課設置条例の一部改正については、町長部局において、総合教育会議に関する分掌事務の追加です。

第4条、川根本町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、特別職の非常勤の委員長の職が廃止に伴い、委員長の報酬額を削除するものであります。あわせて、地方教育行政改正ではありませんが、選挙の執行に関する投票管理者等の報酬について国の法律で決定するものであるため、今回、報酬額について国の法律に定める額に変更するものであります。

第5条、川根本町証人等の実費弁償に関する条例の一部改正については、総合教育会議における意見聴取者への実費弁償の支給を想定し、追加をするものであります。

第6条、川根本町特別職報酬等審議会条例の一部改正については、特別職で常勤の教育長職が新設されるに伴い、審議案件に教育長の給料を追加をするものであります。

第7条、川根本町特別職の職員で常勤のものの給料等に関する条例の一部改正については、教育長の給料の額を定め、旅費算定表に教育長を追加するものであります。

第8条、川根本町教育委員会教育長の給与及び勤務時間に関する条例は、今回の法律改正により教育長が特別職になるため、廃止をするものであります。

第9条、川根本町社会教育条例の一部改正については、事務処理の見直しによる変更でございます。

以上、よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（中田隆幸君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 通告をしていませんけれども、お金とか数字とかには関係なく、



教育委員会の委員長が廃止になって、教育委員会が総合教育会議でしたっけ、を首長と一緒に開くということになると、教育委員の役割といいますか、仕事が重くなると思うんですよ、今までより。それに関して、先ほども大橋教育長も二元代表制が確実にというか、推進が図られることが歯どめといえれば歯どめみたいな、あえて言えばということです。ちょっと、どこの二元代表制と言われたのか、聞き漏らしたんですけれども、そういう中で、教育委員会が住民の声、あるいは父母の声、子供たちの声、そういうものをきちんと受けとめて、その総合教育会議でそういう声に基づいていろいろな施策をつくっていくだろうと、私は思うんですけれども、そういう中で教育委員の方々の、今、教育長の身分については定められたんですけれども、改善といいますか、の必要があるのではないかなと、繁忙になることによって、思うんですけれども、繁忙にならないとすれば、本当にそれでいいのかなというのがありますし、繁忙といいますか、会議が重要かつ回数も増えることについて、教育委員の方々の待遇を、今より改善することが必要ではないかと思うんですけれども、その点はどんなんでしょうか。

○議長（中田隆幸君） 教育総務課長、藤森敦君。

○教育総務課長（藤森 敦君） 今回の改正地方教育行政法の趣旨ですけれども、先ほど来教育長も説明しておりますように、主には教育長の取り扱いのところが大きな改正であります。この中で、教育委員についてでの今回の御質問ですけれども、教育委員にあっては、これまでどおり非常勤の特別職ということで、教育委員会そのものも執行機関としての合議体で形成していくことということで、その点については改正は行われておりません。

特に、事務的な、最終的な権限は教育長がとることになるわけなんですけれども、教育委員にあっては、これまでどおりレーマンコントロールというような趣旨で教育に熱意を持っている方に教育に対する熱い思いを寄せていただいて、合議体で決定していくことということで、特段委員に対する大きな改正はないということで判断をしておりますので、特に身分、あるいは制度的な部分についての改正は上げないということで働いております。

以上です。

○議長（中田隆幸君） ほかに質疑はありませんか。10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 教育長は常勤の特別職ということで身分も守られていて、とてもこれは大事なことだと思うし、教育委員会が執行機関として残されたということも、とても大きなことでよかったと思うわけです。

一説によれば、教育委員会の解体も目指した今回の改正だったけれども、教育専門家の識者の方々からそれはだめだという声が大きく上がって、教育委員会を執行機関として残すということにこぎつたということで、今回の改正になったということも、いろいろな数少ない私の知識の中では聞いています。そういう状況で、そこに執行機関として重要な役割を担う教育委員の方々、今も総務課長が言われたように、教育に関して熱意のある方々をお願いをしているということでは、本当に行政の選願といいますか、選んでお願いをする力という

のは大きいんだろうなと思いますけれども、やはり私は教育委員の方々にも、今委員の報酬、ちょっと調べてこなかったんですけども、その金額を教えてくださいということと、それから、委員会に出たときだけの報酬だと思いますので、農業委員と同じ状況で、日常的にも教育委員として町の教育に携わってくださるわけですから、やはりもっと日常的な待遇改善というのがあってしかるべきではないかと私は思うんですけども、以前はもっと教育委員の報酬というのは大きかったんじゃないかと思うんですけども、そういう点で、行政が教育委員会を大事と思っておられるということはわかりましたので、これから他の自治体と足並みをそろえているのかどうかわかりませんが、そういう課題もあるということを確認していただきたいなと思います。

○議長（中田隆幸君） 教育総務課長、藤森敦君。

○教育総務課長（藤森 敦君） ただいま、教育委員の報酬等について御質問がありましたのでお答えいたします。

教育委員の報酬にあつては月額1万2,000円です。月額報酬であつて、教育委員として出席する会議、それから行事等への出席にあつては、これとは別に費用弁償ということで、月額2,200円をお支払いをさせていただいております。

教育委員の重責、重い任務ということは私も感じております。今後、特別職の報酬審議会等が開かれる際には、心にとどめておきたいというふうに考えます。

○議長（中田隆幸君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） 教育長、大橋慶士君。

○教育長（大橋慶士君） 先ほど、ちょっと二元代表制の話が出ました。どこのと言いましたけれども、川根本町も二元代表制ですね。首長と議員の方々はそれぞれ選挙で選ばれているという意味では、二元代表制をとっているということです。ですから、そういう意味で民意を代表するという地方教育行政法の意味は、首長というのは、これは選挙で選ばれているということで、民意を代表しているという意味合いでございます。

○議長（中田隆幸君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第15号、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(中田隆幸君) 起立全員です。

したがって、議案第15号、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例については、原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩をしたいと思います。

再開は10時30分としたいと思います。

休憩 午前10時17分

再開 午前10時30分

○議長(中田隆幸君) それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。



◎日程第10 議案第16号 川根本町行政手続条例の一部を改正する  
条例について

○議長(中田隆幸君) 日程第10、議案第16号、川根本町行政手続条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長(鈴木敏夫君) それでは、議案第16号です。川根本町行政手続条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明をさせていただきます。

今回の改正は、処分や行政指導に関する手続について、国民の権利利益の保護の一層の充実を図るため、法律に違反する事実の是正のための処分または行政指導を求めることができる「処分等の求め」の手続や、法律の要件に適合しない行政指導の中止等を求めることができる「行政指導の中止等の求め」の手続の新設等を内容とする行政手続法の一部を改正する法律が平成26年6月13日に公布され、平成27年4月1日に施行されることに伴い、本町においても、町民の権利利益の保護の充実を図り、同様の措置を講じるため、改正するものであります。

以上、よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願いを申し上げます。

○議長(中田隆幸君) 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 10番、鈴木です。

通告しましたけれども、本当に自分で読んでもわけのわからない通告だと思っています。

24日の全協で配られた改正の概要を読みましても、今までに比べて、具体的に何が国民の救済手段の充実、拡大になるのかよくわかりませんので、例えば、どういうときにどのような処分や不服申請、中止などで、国民の救済手段がどのように充実、拡大されるのか、事例など当町にはないというお答えでしたけれども、事例などを示して説明をしていただければありがたいのですが、よろしくお願いします。

○議長（中田隆幸君） 総務課長、前田修児君。

○総務課長（前田修児君） それでは、鈴木議員の御質問にお答えをさせていただきます。

まず、町が許認可等を行うに当たりまして、行政指導を行う際には、現行では町の行政手続条例第33条第1項におきまして、その相手方に対して、当該行政指導の趣旨及び内容並びに責任者を明確に示さなければならないと定められておりますけれども、この文言だけでございました。

今回、第33条第2項及び第3項の改正をするわけですが、町が行政指導を行う際に、その相手の方に対して、町の行政指導は間違っただけであると思うときには、その行政指導の中止を求めることができますよという趣旨を知らせるとともに、なぜその行政指導が必要なのかという法的な根拠等について、相手に対して具体的に通知をして示さなければならないということを追加するものであります。

次に、34条の2の追加改正については、町が実施しようとしている法令違反に対する行政指導について、指導を受ける相手の方は、その行政指導の根拠法令の要件に適合しないと考えられるときには、その法的な根拠を示した書類等を提出した上で中止を求めることができる。その上で、町はその申し出が正当な理由である場合には、行政指導の中止等の措置をとらなければならないということになります。

次に、第34条の3の追加改正でございますけれども、法令違反等の事実を発見した第三者の方、こういう方がいらっしゃった場合、その事実に対して必要な処分または行政指導が行われていないと考えられるときには、町に対して、その法的な根拠を示した書類等を提出した上で、処分または行政指導を求めることができる。町は、その申し出が正当な理由である場合には、処分または行政指導を実施しなければならないということが、今度、明確にその文書の内容が示されたということになります。

議員のおっしゃる具体的な例ということでありまして、町は例はないんですけれども、例えば、町には介護保険関連の条例で、介護保険法の規定に基づいた、川根本町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例というものがあります。これらの基準について、町の基準に適合しないという理由で行政指導等を行うとする場合、その事業者に対して、今回の改正によりますと、法的な根拠等を示して、文書をつけて実施をするということになります。しかし、その事業者が、その行政指導を今度受け

る場合に、自分たちはしっかりやっているんだと、法的な基準に基づいて、間違っただけはしていないという言い分がもしあれば、その、町の言い分は間違っているという、やはり法的な根拠等を示して、その行政処分の中止を求めることができるという形になります。

そして、その事業者の行っている内容が、今度は第三者、町の基準に合っていないことを発見した者がいた場合、その者からの法的根拠を示した内容の書類を添付して提出いただいて申し出があった場合、町はそれを必要な調査等を行った上で、処分や行政指導を行うことができるということになります。

今回の改正で、こうした行政手続上の行政指導の方式に対しまして、相手方が、今言ったとおり理不尽な行政指導を受けたと思う場合には、その中止を求める法律上の改正に伴う本条例の手続が定められたこと、また、第三者の方が法令違反等の事実を発見したときに、その処分等を行政に求めることができることが、法律上に定められたことに伴う町の条例の改正であります。

こうしたことが、町民の権利の擁護の充実、拡充等につながるものと考えております。

以上です。

○議長（中田隆幸君） ほかに質疑はありませんか。

10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 非常によくわかる説明だったんですけども、それでは、例えば、今までごみの不法投棄とか野焼きをしているとか、その違法な行為を町民の人が見つけて、迷惑だとかいうことで、行政の担当課に連絡をして、行政が誰からそういう苦情があったよなどとは言わないで、そのやっている方に指導するということが行われてきましたよね。とてもいい関係ができていたと思うんですけども、そういう、今回はそれを言うたびに法的根拠を示して言わなければならないということで、何か聞いていると、何かやたら、その困ることに対して言えなくなるのかなという心配があるんですけども、それは変わらないですか、行政サービスとしては。

○議長（中田隆幸君） 総務課長、前田修児君。

○総務課長（前田修児君） その中で、実は、同じく現行の第33条の第3項というところに、行政指導が口頭でされた場合においてというのがありますが、次に掲げる行政指導についてはこうした手続は適用しないというものがあまして、最初に、相手方に対して、その場において完了する行為を求めるもの、もう一つは、既に、ここがちょっと何かこう、口はばったいですけれども、既に文書または電磁的記録、いわゆるCD-Rとかそういうものだと思いますけれども、電磁的記録によりその相手方に通知されている事項と同一の内容を求めるものというのは、今回の手続の適用除外、そうしたものに含まれているものですから、これまでどおり、通常的口頭でのいろんなやりとり、あるいは文書でのやりとりの中では、正式なこうした手続を踏まなくても、当然そこで完結できるものについては、これまでどおりやっていくということになると思います。

○議長（中田隆幸君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第16号、川根本町行政手続条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（中田隆幸君） 起立全員です。

したがって、議案第16号、川根本町行政手続条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。



◎日程第11 議案第17号 川根本町営バス条例の一部を改正する条例について

○議長（中田隆幸君） 日程第11、議案第17号、川根本町営バスの条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは、議案第17号です。川根本町営バス条例の一部改正について、提案理由の説明をさせていただきます。

町営バスの運行につきましては、平成9年8月の「せせらぎ号」の運行開始以来、平成15年9月には「やませみ号」が運行開始、平成21年4月には「北部路線」及びデマンドタクシー「北部おでかけ号」が運行開始、平成23年4月には南部地区でもデマンドタクシー「南部おでかけ号」が運行を開始し、現在に至っております。

今回、改正案として提出いたします内容は、町営バス南部路線の見直しに係るものであります。

現在の南部路線「せせらぎ号」「やませみ号」の利用者数は、平成20年度の2万2,181人から平成25年1万5,148人と7,000人ほど減少しているのに対し、「南部おでかけ号」の利用者は平成23年度の1,759人から平成25年度2,621人と増加をしております。

南部路線の現状の課題としまして、乗り継ぎ利便の向上、利用者の少ない系統のあり方、

路線バスとデマンドタクシーの役割の明確化が必要であると考え、昨年からその見直しに着手し、「やませみ号」が運行する沿線地区の向井・久保尾地区・原山地区・壺町河内地区・地名地区の皆さんの意見、要望をお聞きし、町バス路線対策委員会での協議を経て、1月、地域公共交通会議での承認を受け、本年4月1日からの路線変更となる条例改正案を提出するものであります。

今回の改正により、幹線部分については運行回数が1日6往復から8往復となります。なお、廃止となる下泉・地名線、下泉・文沢線の沿線の皆様には、デマンドタクシー「南部おでかけ号」の利用をお願いし、御理解をいただきたいと思っております。

また、今回南部路線の再編に伴い、バス路線がない地区にお住まいの方については、利便性を考慮するため、南部おでかけ号の運賃改定を4月1日から実施をいたしたく思っております。

よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（中田隆幸君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

3番、野口直次君。

○3番（野口直次君） 3番、野口直次です。

それこそ、通告はしてありませんけれども、先月、議会で企業訪問した際に、その社員の要望の中に、青部から徳山間に通勤している方がいるそうです。やはり、通勤時間の特に夕方、大井川鐵道が減便で大変困っているということで、この間の全協のときも、ほかの議員も要望していましたけれども、旧本、旧中川根の間のバスの連絡は今現在ないんですが、本当に私自身も、バスの利用というのは、高齢者、学生、また弱者の方ばかりと思っていたんですが、通勤の方も利用しているんだということを改めて思いましたので、今後、そういうことを課題、検討していただくということをお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（中田隆幸君） 企画課長、山本銀男君。

○企画課長（山本銀男君） 旧町をつなぐ路線につきましては、今後、検討していかなくてはならない重要な課題だと認識をしております。

○議長（中田隆幸君） ほかに質疑はありませんか。

10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 10番、鈴木です。

通告を3点しました。

1点目は、今回、利用が少ない「やませみ号」の地名線、壺町河内・文沢線について、デマンドタクシー「おでかけ号」として運行できる時間を増やして、効率的な運行を図るために廃止するとのことですが、今後、地名、壺町河内地区から要望が高まった場合など、見直しもあり得るのか伺います。

2点目ですけれども、往復時間がかかる地名や壺町河内を「おでかけ号」のみにすることによって、「おでかけ号」タクシーの空いている時間が減って、申し込んでも使えない場合がふえることも考えられるわけですけれども、そのような場合は、全協でもお聞きしましたけれども、「おでかけ号」の増車も考えるという説明がありましたけれども、どれくらいそういう状況になれば再検討していただけるのか、およその目安があるのかどうか、お伺いいたします。

3点目です。バス路線が廃止される地区は、「おでかけ号」の運賃が100円安くなるわけですけれども、それでは、今までよりこの文沢、壺町河内線とか地名線の人たちは、町営バスが、「やませみ号」が町営バスとして走っている場合の運賃に比べると2倍近い運賃になるわけで、北部では大鉄が町営バス同等の料金に、そして大鉄バスや井川線は300円を超えた分の運賃を助成をしています。

今回廃止される地区の料金を、町営バス路線が廃止される地区の料金を100円安くするだけでは、町営バス料金の2倍近い料金になるということで、負担増が大きいわけで、町営バス同等の料金とするような助成をすべきではないかと思うのですけれども、その件について検討していただけるかどうか、お聞きいたします。

○議長（中田隆幸君） 企画課長、山本銀男君。

○企画課長（山本銀男君） お答えいたします。

まず、最初の御質問ですけれども、今回の南部路線の再編では、増便によって利便性を向上させ、幹線となるバス路線の強化を図り、また、人口が少ない枝葉の部分の地区につきましては、バスの利用状況を鑑み、デマンドタクシーでカバーすることで、利用の少ない系統の見直しとともに、路線バスとデマンドタクシーの役割の明確化を図ったものであります。

地名線、壺町河内線につきましては、利用者が非常に少ないことから、路線を廃止し、デマンドタクシーで代替することといたしましたが、利用状況や利用ニーズ、また居住状況等その他の状況の変化に応じまして、必要とあれば、見直しを今後もしていくことと考えております。

2番目の御質問ですけれども、まずは路線バスの増便を皆様に、住民の方に周知し、幹線部分に居住する方のバス利用を促進していくことが大事だと考えております。また、これまで以上に相乗りをしていただくこととし、運行の効率化を図ることで、バス路線がないデマンドタクシーのみの地区に居住する方に不便が至らないように、これからもしていきたいと思っております。

それでもなお、申し込みを頻繁に断らざるを得ない状況になった場合には、増車だけではなく、運用の方法やバス路線との関連も含めて、再検討をしていくことが必要だと考えております。

3番目の御質問ですけれども、今回の再編でバス路線が廃止となる地区の方は、運賃負担が増加することとなります。意見交換会等におきましては、関係地区の方からは一定の理解



を得られたものと考えております。定時路線とデマンドタクシーを比較した場合、利便性の高いデマンドタクシーの運賃のほうが高額になることには合理性があるものと考えております。今後、要望等があれば、町営バスも含めた全体的な運賃の設定額について協議していくことが必要と考えております。

以上です。

○議長（中田隆幸君） ほかに質疑はありませんか。

10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 3点目の御答弁なんですけれども、関係地域の方々からデマンドタクシーになるということで一定の理解は得られたという説明でしたけれども、私も少し、二、三人しか御意見寄せられていないんですけれども、やはり料金が、タクシーだけになると負担が重いよという話をされました。

そういう意味で、例規集をネットで見ていましたら、忘れていた料金補助、町が行っているということが出てきましたので、せめてこれと同等ぐらいにできないかなということを考えて通告をしたんですけれども、この点について、やはり500円のところが100円安くなっても片道400円、往復800円。必ず帰ってこなきゃいけないから、1回出かけると、それぐらいの負担がかかるようになるわけですね。そうしないと、足のない方は、バスが廃止された地区の人は出ていくことができないということになります。

高齢者の方は、またその2分の1の軽減がありますけれども、やはり、もう少し負担軽減、ふだんでも不便をしているの方々ですので、病院に行くときは外出支援の車があって、病院などは同じように町内の方々、同じ料金で行ける、同じというか、距離に対する料金で行くことができるんですけれども、このデマンドタクシー「おでかけ号」というのは、生活の支援、そして生きがいといいますか、活力も保つ、守るものだと思いますので、乗りやすくすることが一番大事なことだと思うんですね。

ですから、そういう意味で、町は業者に出すお金は一緒なので、入るお金が減るよということはあるんですけれども、もう少し前向きに、今後検討をすべきではないかということで、バスの料金も含めてという課長の答弁がどういうことなのか、具体的にはよくわかりませんが、バスの料金も運行当時の100円にしてとか、ただでもいいじゃないかとか、その利便性は本当にあるわけなんですけれども、委託料に比べて利用が少ないということでは、本当にそういう有効的な改善、見直しも必要ではないかと思っておりますので、ぜひ検討をしていただきたいと思っております。

○議長（中田隆幸君） 企画課長、山本銀男君。

○企画課長（山本銀男君） 北部地区の、その公共交通、大井川鐵道、また大井川鐵道でやっているバス、井川線等のバスの助成の問題、それと今回、デマンドタクシーとの町でやっている路線バスとの、その運賃に関する負担の増という問題ですけれども、先ほども申しました町営バスも含めたというものは、それぞれ実際に運賃助成には、一つには大きなデマンド

タクシーのようなドア・ツー・ドアのようなサービスではなくて、駅から駅というようなところの助成の形となっております。

また、デマンドタクシーの今回の金額は、今までバスも走っていなかった地区、その地区も含めて、尾呂久保地区とか八中地区、その地区も含めて料金を変えていきたいということもありますので、そういう意味で、今、バスがなくなってデマンドになったから、確かに金額は増えますけれども、その分も同じように、もっと下げてもらいたいというところは、今まで全然なかったところは、じゃ、どうだったのという話になりますと、そこも非常に、そのこの地区の方々の意見も酌んでいかなくてはならないかと考えております。

いずれにしても、いろいろな要望があることは承知しておりますので、見直しの課題としては、これからも問題として捉えていくつもりでございます。

○議長（中田隆幸君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第17号、川根本町営バス条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（中田隆幸君） 起立全員です。

したがって、議案第17号、川根本町営バス条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。



### ◎日程第13 議案第19号 川根本町保育の実施に関する条例を廃止 する条例について

○議長（中田隆幸君） 日程第13、議案第19号、川根本町保育の実施に関する条例を廃止する条例についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは、議案第19号です。川根本町保育の実施に関する条例を廃止する条例について、提案理由の説明をさせていただきます。

議案24ページをごらんください。

子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律により、児童福祉法が改正され、現在の川根本町保育の実施に関する条例で定められている保育の基準については、子ども・子育て支援法施行規則に規定が設けられたため、今回町の条例を廃止をするものであります。

よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（中田隆幸君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第19号、川根本町保育の実施に関する条例を廃止にする条例についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（中田隆幸君） 起立全員です。

したがって、議案第19号、川根本町保育の実施に関する条例を廃止する条例については原案のとおり可決されました。



#### ◎日程第14 議案第20号 工事請負契約の変更契約の締結について

○議長（中田隆幸君） 日程第14、議案第20号、工事請負契約の変更契約の締結についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは、議案第20号です。工事請負契約の締結について、提案理由の説明をさせていただきます。

本案は、平成26年度県単独林道開設事業、施業道ヒラト線開設工事の請負契約の変更契約

締結の議決を求めるものであります。

本工事につきましては、本年8月12日平成26年第1回議会臨時会により契約締結の議決を得た工事について、その工事の内容を一部変更し、その契約金額を178万2,000円増額し、変更後契約金額5,999万4,000円で工事変更請負契約を締結しようとするものであります。

よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（中田隆幸君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 鈴木です。

通告に従いまして、質問をいたします。

契約額を5,821万2,000円に178万2,000円を増額して5,999万4,000円とするもので、増額理由は工事の追加によるとの説明がありましたけれども、今回の補正予算で繰越明許になっています。当初予算額は6,639万4,000円でした。入札予定価格は幾らだったのか伺います。

そして、当然、入札差金が出ていると思われるんですけども、幾ら出ているのか。さらに、その入札差金を、減額になっていませんので、加えて、今回の増額178万2,000円なのかについて伺います。

そして、工期についても、仕事量が増えたと、4種類、数種類の仕事を提示してくださいましたけれども、そういう仕事量が増えたことについて、繰越明許の進捗状況の表には、工期が7月31日で進捗率は20%となっていましたけれども、こういう仕事量が増えても工期を延ばす必要はないのかどうか、伺います。

○議長（中田隆幸君） 建設課長、大村浩美君。

○建設課長（大村浩美君） お答えさせていただきます。

まず、入札予定価格ですが、本日の26年度入札結果表が資料についておりますが、それでも御確認いただけますけれども、税込みで5,879万4,120円であります。

それで、入札差金ということですけども、設計額は5,999万4,000円、契約額が5,821万2,000円、この差額178万2,000円が入札差金になります。

今回、当然、工事を発注し、現場のほうで進めていく中で、必要な増高、設計段階ではわからないところで、その対応等で変更が必要となり、今回、当初の予算額、工事請負費の予算額5,999万4,000円の中で、その必要な工事を精査しまして、178万2,000円の増額をお願いしているものです。

工期についてですけども、進捗率20%となっておりますのは、当初の契約は26年8月13日から27年2月16日までの工期となっております。現在の工期は、変更させていただいて、3月27日となっております。進捗率20%は1月末現在の、この3月27日の工期の中で、1月末の進捗率が20%、2月末は進捗率は30%となっております。

今回、補正のほうで繰り越しをお願いしておりますけれども、工事の支障となる木の伐採

等に不測の日数を要したということがありまして、7月31日までの工期を延長をしたいと思います  
っておりますが、その7月31日という工期は、今回の増額の内容も含んで7月31日の工期と  
する予定であります。

以上です。

○議長（中田隆幸君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第20号、工事請負契約の変更契約の締結についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（中田隆幸君） 起立全員です。

したがって、議案第20号、工事請負契約の変更契約の締結については原案のとおり可決さ  
れました。



◎日程第15 議案第21号 平成26年度川根本町一般会計補正予算  
(第10号)

○議長（中田隆幸君） 日程第15、議案第21号、平成26年度川根本町一般会計補正予算（第10  
号）を議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは、議案第21号です。少し長くなりますので、御了承いただき  
たいと思います。平成26年度川根本町一般会計補正予算の概要について説明をさせていただきます。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1  
億6,303万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ82億4,755万6,000円と  
したいものであります。

第2表では、繰越明許費の限度額の追加をしたいものであります。

第3表では、債務負担行為について、事業の限度額の追加をしたいものであります。

第4表では、地方債の追加と限度額について、補正をしたいものであります。

今回の補正予算は、主なものとして、昨年12月に受領した寄附金をまちづくり基金として積み立てる積立金の追加と、国のまち・ひと・しごと創生法制定による地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金を活用し、総合戦略策定関係経費、商工会プレミアム付きお買い物券発行事業経費、全国ホテル研究大会経費、大井川流域観光事業経費の追加を行うほか、地域福祉推進業務委託料の増額、障害者自立支援給付費返還金の増額、介護システム改修に伴う介護保険会計への繰出金の増額、原山飲料水供給施設取水施設用地取得経費の追加、県営中山間地域総合整備事業の事業費増加に伴う負担金の増額、林道南赤石線改良工事費の増額、中徳橋に係る耐震補強設計業務委託料の増額、事業の進捗状況に決算を見込んでいた事業費の削減補正が主な内容であります。

事項別明細書により歳出から説明をさせていただきます。

一般17ページ、18ページをごらんください。

第2款総務費、第1項総務管理費は、402万5,000円の減額です。一般管理費として、実績見込み、入札差金による産業医委託料、マイクロバス購入費、産業文化祭実行委員会補助金の減額、文書管理費として、実績見込みによる複写機借上料の減額、交通安全対策費として、入札差金による広報車購入費の減額、基金管理費として、昨年12月に受領した寄附金をまちづくり基金へ積み立てるための積立金の追加、庁舎管理費として、実績見込みによる修繕料、消防設備保守点検委託料の減額及び環境省のバルクリースを活用しての庁舎照明器具改修工事の採択を受けたことによる庁舎照明改修工事に伴う設計監理委託料、工事請負費の減額、総合支所管理費として、実績見込みによる支所職員駐車場舗装工事費の減額、山村開発センター等運営費として、実績見込みによる修繕料、備品購入費の減額をお願いするものであります。

一般19ページから21ページをごらんください。

第2項企画費は、228万5,000円の増額です。企画総務費として、実績見込みによるレールパーク構想に係る報償費及び委託料の減額、国のまち・ひと・しごと創生事業による総合戦略策定経費の追加、まちづくり事業費として、実績見込みによる友好都市事業報償費、普通旅費、需用費、くみ取り手数料、宿泊施設使用料、車両借上料、いやしの里づくり事業交付金、縁むすび事業費補助金、空き家改修事業費補助金の減額、環境企画費として、実績見込みによる需用費、地域緑化事業費補助金、クリーンエネルギー機器導入事業費補助金の減額及び国のまち・ひと・しごと創生事業による全国ホテル研究大会事業費補助金の追加をお願いするものであります。

一般21ページから23ページをごらんください。

第3款民生費、第1項社会福祉費は、4,008万1,000円の減額です。社会福祉総務費として、実績見込みによる臨時職員社会保険料、賃金、臨時福祉給付金対象者把握事業委託料、創造と生きがいの湯ボイラー熱交換器改修工事請負費、成年後見制度利用支援事業費扶助費、訪

間看護ステーション利用者交通費扶助費の減額及び地域福祉推進業務委託料の増額、心身障害者福祉費として、実績見込みによる障害者総合計画策定業務委託料、地域活動支援センター利用負担金、障害者自立支援給付費の減額及び自立支援給付システム改修委託料の追加、自立支援給付費に係る国県支出金返還金の増額、老人福祉費として、実績見込みによる敬老祝い記念品代、在宅配食サービス業務に係る消耗品費及び委託料、外出支援サービス事業に係る燃料費及び委託料、車両購入費、敬老等事業費補助金の減額、介護保険費として、介護保険システム改修費追加に伴う介護保険事業特別会計への繰出金の増額補正をお願いするものであります。

一般23ページから25ページをごらんください。

第2項児童福祉費は、1,840万円の減額です。児童福祉総務費として、実績見込みによる臨時職員の社会保険料及び賃金の減額、児童福祉施設費として、実績見込みによる保育園の光熱水費、徳山聖母保育園補助金及び運営費の減額、子育て支援対策費として、実績見込みによる臨時職員の社会保険料及び賃金、放課後児童クラブ業務委託料の減額、児童措置費として、対象者数変更等の実績見込みによる減額及び増額をお願いするものであります。

一般25から27ページをごらんください。

第4款衛生費、第1項保険衛生費は、1,273万8,000円の減額です。母子保健費として、実績見込みによる特定不妊治療費補助金及び一般不妊治療費補助金の減額、健康増進費として、実績見込みによる検診等委託料の減額、地域医療推進費として、入札差金による医療器具等備品購入費の減額、実績見込みによるいやしの里診療所特別会計への繰出金の減額、環境衛生費として、実績見込みによる環境衛生対策促進事業費補助金の減額、飲料水供給施設費として、原山飲料水供給施設取水施設等土地購入に係る経費の追加及び実績見込み、入札差金による施工監理業務委託料、坂京飲料水供給施設井戸揚水管洗浄業務委託料の減額をお願いするものであります。

一般27ページをごらんください。

第2項清掃費は、1,102万1,000円の減額です。塵芥処理費として、実績見込みによるごみ収集運搬業務委託料、不燃ごみ処理業務委託料、一般廃棄物処理委託料の減額をお願いするものであります。

一般28、29ページをごらんください。

第6款農林水産業費、第1項農業費は、1,540万6,000円の減額です。農業振興費として、実績見込みによる農業支援員に係る賃金、車両借上料、特産物振興事業費補助金の減額、地域農政総合推進事業費として、実績見込みによる地域農業推進員手当、耕作放棄地再生利用対策事業費補助金、地域農業推進事業活動費補助金、鳥獣対策農地整備事業費補助金の減額、茶業推進対策費として、実績見込みによる特産物振興事業費補助金、農業関係事業費補助金、中山間地域農業推進整備事業補助金、茶共済加入補助金の減額、農業農村整備事業費として、県営中山間地域総合整備事業負担金について、中北部地区の県営事業費増加に伴う負担金の

増額、地籍調査事業費として、実績見込みによる地籍調査委託料の減額をお願いするものがあります。

一般29、30ページをごらんください。

第2項林業費は、218万2,000円の減額です。林業振興費として、実績見込みによる野生鳥獣等被害防止対策事業費補助金、林業振興基金事業費補助金、森林整備地域活動支援事業費補助金の減額、林道費として、平成27年1月27日に発生した林道南赤石線の崩壊箇所の改良工事請負費の増額、林道智者山線開設事業費減に伴う負担金の減額をお願いするものであります。

30から32ページをごらんください。

第7款商工費、第1項商工費は、856万6,000円の増額です。商工業振興費は、実績見込みによる商工業施設整備資金利子補給金、売れるものづくり支援事業費補助金、住宅リフォーム事業費補助金、おもてなしの店づくり整備事業費補助金の減額と、国のまち・ひと・しごと創生事業による商工会プレミアム付きお買い物券発行事業費補助金の追加と、観光費として、実績見込みによる広告料、国内旅行企画観光誘客事業業務委託料、ぐるぐるマップ作成委託料、町内観光施設に係る工事請負費、選ばれる観光のまちづくり事業費補助金、観光振興事業費補助金の減額及び国のまち・ひと・しごと創生事業による国道交通規制業務委託料の追加、音戯の郷運営費として、国のまち・ひと・しごと創生事業による印刷製本費、販売物仕入代、イベント委託料の追加、ユネスコエコパーク推進費として、実績見込みによる講師謝礼、ツアーガイド等の費用弁償、普通旅費、チラシやポスター等の印刷製本費、広告料、ユネスコエコパーク紹介DVD作成委託料、ツアーガイド育成委託料、南アルプス生物圏保存地域静岡県連絡協議会負担金の減額をお願いするものであります。

一般33ページをごらんください。

第1款土木費、第2項道路橋りょう費は、162万2,000円の増額です。道路維持費として、町道標識点検委託料、町道小堀線維持工事請負費の減額、道路新設改良費として、社会資本総合交付金、防災・安全交付金減額に伴う財源更正、橋りょう維持費として、静岡県橋りょう設計要領改訂に伴う中徳橋耐震補強に係る橋脚詳細設計業務委託料の増額及び社会資本総合交付金、防災・安全交付金減額に伴う財源更正をお願いするものであります。

一般33、34ページをごらんください。

第9款消防費、第1項消防費は、4,874万5,000円の減額です。常備消防費として、実績見込みによる常備消防業務委託料の減額と、市町村振興協会からの消防救急デジタル無線整備事業に係る交付決定に伴う財源更正と、非常備消防費として、入札差金による備品購入費の減額と緊急地震対策事業基金の充実に伴う財源更正、消防施設費について、実績見込みによる分筆測量委託料、第1分団3部（奥泉）消防詰所設計監理委託料、耐震性貯水槽設置工事請負費の減額及び緊急地震対策事業基金の充実に伴う財源更正、災害対策費として、入札差金による消耗品費、実績見込みによる家庭内家具固定委託料、防災倉庫設計委託料、少量危



除物貯蔵施設整備事業費補助金及び平成27年度に整備予定の北部地域のデジタル防災行政無線システム整備事業に係る設計業務の執行に伴う設計業務委託料の減額をお願いするものがあります。

一般35ページをごらんください。

第10款教育費、第1項教育総務費は、713万6,000円の減額です。教育委員会費として、実績見込みによる学校のあり方協議会に係る費用弁償の減額、教育諸費として、実績見込みによる学校のあり方協議会報償金、英語指導助手委託料、小中学校屋内運動場現況調査、設計委託料、川根高校後援会活動事業費補助金の減額と、通学バス等運営費として、入札差金による通学バス購入費の減額をお願いするものであります。

一般35、36ページをごらんください。

第2項小学校費は、150万円の減額です。学校管理費として、実績見込みによる臨時職員の臨時雇い賃金、教職員健康診断委託料の減額です。教育振興費として、実績見込みによる車両借上料の減額をお願いするものであります。

一般36ページをごらんください。

第3項中学校費は、315万6,000円の減額です。学校管理費として、実績見込みによる教職員健康診断委託料の減額、教育振興費として、見積もり合わせの差金などによる中学生海外英語研修事業委託料の減額及び実績見込みによる車両借上料の減額をお願いするものであります。

一般37ページをごらんください。

第4項社会教育費は、170万1,000円の減額です。社会教育総務費として、入札差金による小学校5年生県外体験学習委託料の減額、文化会館運営費として、入札差金による工事請負費の減額をお願いするものであります。

一般37、8ページをごらんください。

第5項保健体育費は、257万9,000円の減額です。海洋センター運営費として、実績見込みによる臨時職員賃金の減額、財団アドバンスインストラクター養成研修不参加による研修旅費の減額、燃料費の減額、入札差金による屋内競技場天井等落下防止現況調査委託料の減額、重機借上料の減額、財団アドバンスインストラクター養成研修不参加による研修旅費、小型船舶免許受講負担金の減額、入札差金による屋内競技場天井等落下防止現況調査委託料の減額、学校給食施設費として、実績見込みによる調理業務臨時職員賃金の減額をお願いするものであります。

一般38ページをごらんください。

第12款公債費、第1項公債費は、684万円の減額です。実績見込みによる利子の不用分を減額するものであります。

続きまして、歳入について説明をさせていただきます。

一般11ページをごらんください。

第13款国庫支出、第1項国庫負担金は、2,237万6,000円の減額です。実績見込みによる保育所運営費負担金と障害者自立支援給付費負担金、児童手当国庫負担金の減額補正です。

一般11、12ページをごらんください。

第2項国庫補助金は、3,056万7,000円の増額です。民生費国庫補助金として、障害者自立支援給付費補助金の中の地域生活支援事業費補助金の減額と児童福祉費補助金として、保育緊急確保事業費補助金及び放課後児童健全育成事業費等補助金の追加、土木費国庫交付金として、事業精査による防災・安全交付金の減額、消防費国庫補助金として、耐震性貯水槽設置工事箇所への減少に伴う補助金の減額、総務費国庫補助金として、国のまち・ひと・しごと創生事業による地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金の追加、がんばる地域交付金として、山村開発センター改修工事に係る交付金の追加をお願いするものであります。

一般13ページをごらんください。

第14款県支出金、第1項県支出金は、994万2,000円の減額です。実績見込みによる障害者自立支援給付費負担金、保育所運営費負担金、児童手当県負担金の減額です。

一般13、14ページをごらんください。

第2項県補助金は、621万9,000円の増額です。民生費県補助金として、実績見込みによる地域子育て総合支援事業費補助金、保育対策等促進事業費補助金、子育て支援事業費補助金の減額、障害者自立支援費補助金内の地域生活支援事業費補助金の減額、衛生費県補助金として、医療機器等の購入に係る僻地医療対策事業費補助金の追加、農林水産業費県補助金として、森林整備地域活動支援事業費補助金の減額、県営事業市町村負担金軽減交付金として、同交付金の追加をお願いするものであります。

一般14ページをごらんください。

第16款寄附金、第1項寄附金は、1,000万円の増額です。これは、昨年12月に受領した寄附金を、人材育成寄附金として予算化、まちづくり基金への積み立て財源とするための追加をお願いするものであります。

一般14ページ、15ページをごらんください。

第17款繰入金、第2項基金繰入金は、1億9,992万7,000円の減額です。財政調整基金は、今回の補正による一般財源の調整のための充当の変更により減額させていただくものであります。緊急地震対策事業基金繰入金は、事業内容の精査により繰り入れ減額をお願いするものであります。

一般15ページをごらんください。

第19款諸収入、第5項雑入は、4,142万2,000円の増額です。民生費雑入として、実績見込みによる放課後児童クラブ利用料の減額と、後期高齢者医療広域連合負担金前年度返還金は、前年度概算払いをしている広域連合負担金の余剰金精算による返還金の増額です。農林水産業費雑入として、実績見込みによる耕作放棄地再生利用緊急対策事業交付金及び県耕作放棄地緊急対策事業費補助金の減額、消防費雑入として、消防救急デジタル無線整備事業などに

係る市町村振興協会助成金の追加と、第5分団1部詰所建築に係る消防施設移転補償金の増額をお願いするものであります。

一般15ページ、16ページをごらんください。

第20款町債につきましては、事業内容及び事業費精査による過疎対策事業債、緊急防災・減災事業債の借入額を変更するものであります。

第2表繰越明許費につきましては、一般4ページ、5ページをごらんください。

国の、まち・ひと・しごと創生法の制定及び国の補正予算による地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金事業として、第2款総務費、第2項企画費では、総合戦略策定事業及び全国ホテル研究大会事業、第7款商工費、第1項商工費では、商工会プレミアム付きお買い物券発行事業及び大井川流域観光事業を予定をしております。それぞれ、平成27年度に繰り越して使用できる限度額として計上させていただきをお願いをするものであります。地域の消費喚起、地域活性化対策である国の補正予算であるため、効果検証を行いながら事業の実施をしたいと考えております。

その他の繰越事業としては、第2款総務費、第2項企画費、町単独事業、電気自動車用充電インフラ整備事業は、今年度の12月補正により予算計上し事業実施を図りましたが、国の補助金交付決定を受けてから工事着手すること及び急速充電器の年度内納入が困難なことから、年度内の完了が見込めなくなったためであります。

4款衛生費、第1項保健衛生費、町単独事業、原山飲料水供給施設取水施設等土地購入は、用地取得のための分筆測量調査業務に約4カ月という不測の日数を要することから、年度内完了が見込めなくなったためであります。

第6款農林水産業費、第1項農業費、町単独事業、農道崎平川手支線1号開設事業は、事業を行うに当たり、地権者との調整に多大な時間を費やして了承を得た路線であり、用地の境界の確定、鉄道運営会社との立ち会いに不測の日数を要したため、年度内完成が見込めなくなったためであります。

町単独事業、池の谷吊橋修繕工事は、地元住民と工事施工時期に係る交渉に不測の日数を要したため、年度内完成が見込めなくなったためであります。

第2項林業費、町単独事業、林道塚ノ山線測量設計業務委託は、地元住民が希望する線形の決定に不測の日数を要したため、年度内完成が見込めなくなったためであります。

町単独事業、林道河内川線測量設計業務委託は、県の治山事業との調整に不測の日数を要したため、測量調査及び工種の選定に要する期間が不足することから、年度内完成が見込めなくなったためであります。

森林環境保全整備事業、林業専用道塩野線開設工事は、工事上障害となる立木伐採に係る補償交渉に不測の日数を要し、年度内完成が見込めなくなったためであります。

道整備交付金事業、林道塚ノ山線開設工事は、工事上障害となる立木伐採に係る補償交渉に不測の日数を要し、年度内完成が見込めなくなったためであります。

県単独林道事業、施業道ヒラト線開設工事は、工事発注後、工事施工の支障となる立木伐採について土地所有者が難色を示し、再調整に不測の日数を要し、年度内完成が見込めなくなったためであります。

県単独林道事業、林道平栗線改良工事は、地権者と施工地内の境界の確定について不測の日数を要したために、年度内完成が見込めなくなったためであります。

町単独事業、施業道ヒラト線舗装工事は、関連する県単独林道事業、施業道ヒラト線開設工事の遅れに伴い年度内完成が見込めなくなったためであります。

町単独事業、林道塚ノ山線開設工事に伴う向井飲料水供給導水管布設がえ工事は、関連する道整備交付金事業、林道塚ノ山線開設工事の遅れに伴い年度内完成が見込めなくなったためであります。

町単独事業、林道文沢線維持工事は、伐採時期と工事の期間が重なることについて地権者との調整に不測の日数を要したため、年度内完成が見込めなくなったためであります。

町単独事業、林道南赤石線改良工事は、当初予定した地盤より軟弱であり、その対策のための工法検討に不測の日数を要し、年度内完成が見込めなくなったためであります。

第8款土木費、第2項道路橋梁費、社会資本整備総合交付金事業、町道高郷田野口停車場線舗装工事は、過疎代行制度の適用を受け、道路工を県が、上層路盤工及び表層工を町が施工することで事業の進捗を図っていましたが、県代行工事が、騒音による苦情の対応に不測の日数を要し完成が3カ月のおくれを生じたことにより、過疎代行工事完了後町が施工する同工事の年度内完成が見込めなくなったためであります。

道整備交付金事業、町道野志本下村線改良工事は、当該路線に付随する平成25年度繰越工事を施工中であり、当該路線が小学校の通学路となっており、同一路線で2カ所の工事を行うと通学路の迂回路がなくなってしまうため、年度内完成が見込めなくなったためであります。

町単独事業、町道高郷田野口停車場線道路標識設置工事は、町道高郷田野口停車場線舗装工事完成後に道路標識を設置するため、舗装工事が県代行工事のおくれにより年度内完成が見込めなくなったため、本工事についても同様に、年度内完成が見込めなくなったためであります。

町単独事業、町道薬師線改良工事は、拡幅を含めた排水路の工事を検討しておりましたが、工法の検討に不測の日数を要し、年度内完成が見込めなくなったためであります。

社会資本整備総合交付金事業、中徳橋耐震補強設計業務委託は、当該橋梁が大井川鐵道をまたぐ跨線橋であり、本業務を実施するためには鐵道の運行終了後に施工が必要であり、また、鐵道運営会社との立ち会いが必要となり、鐵道運営会社との協議に大幅なおくれが生じたため、年度内完成が見込めなくなったためであります。

社会資本整備総合交付金事業、中徳橋上部工修繕工事は、橋梁修繕詳細設計委託が12月に完了し、1月から橋梁修繕工事を計画しておりましたが、当該橋梁が跨線橋であることから、

必要な鉄道運営会社との協議に不測の日数を要し、年度内完成が見込めなくなったためであります。

第9款消防費、第1項消防費、町単独事業、防災計画策定業務は、関係機関からの意見聴取等による計画案の修正に時間を要したため、年度内完成が見込めなくなったためであります。

第11款災害復旧費、第1項農林水産施設災害復旧費、町単独事業、林道水川線災害復旧地質調査業務委託は、今回被災した路線が地すべりの可能性のあるり面を長期的に経過観測する必要があることから、年度内完成が見込めなくなったためです。

第3表債務負担行為補正につきましては、6ページをごらんください。

川根本町議会だより印刷製本業務について、限度額を630万円にするよう追加をお願いするものであります。

第4表地方債補正につきましては、一般7ページをごらんください。

消防ポンプ自動車購入及び消防団詰所建設工事に伴う経費に係る緊急防災・減災事業債1,780万円の追加と過疎対策事業において、事業費の精査により、起債限度額を3,680万円減額の1億3,336万円にするよう補正をお願いするものであります。

以上、よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願いを申し上げます。

すみません、第3表の債務負担行為でございますけれども、63万円ということをお願いいたします。すみません。長くしゃべりましたら間違えました。

○議長（中田隆幸君） 総務課長、修正。

○総務課長（前田修児君） ただいま、最後の部分です。起債限度額を1億3,360と言いましたけれども、1億3,660、申しわけありません。訂正をお願いします。

○議長（中田隆幸君） 非常に長い説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 鈴木です。

説明が長かったので、私は質疑を簡潔に、言い切り型で通告どおりに読み上げさせていただきますので、失礼かと思いますが、よろしく願いいたします。

第1点が、19ページ、2款2項1目企画総務費、①レールパーク関係の報償費や委託料がほとんど減になっていますけれども、理由と今後の計画を。②委託料のまち・ひと・しごと創生総合戦略基本調査業務委託料1,129万7,000円の積算根拠と、どこへどんな調査を委託するのか。総合計画策定もあり、共有できることも多いのではないかと。どういうふうに進める予定か。お答えをお願いします。

第2問、20ページ、2款2項4目環境企画費、19節まち・ひと・しごと創生全国ホテル研究大会事業費補助金300万円の積算根拠は。

3問目、23ページ、3-1-2というふうに簡潔にします。3-1-2、19節の細節、地域活動支援センター利用負担金40万8,000円の減額の説明を。

問4、23ページ、3-1-3、老人福祉費、13節細節4、在宅高齢者配食サービス事業委託料830万円減額の説明を。

問5、24ページ、3-2-3、子育て支援対策費、7節臨時雇い賃金233万円の減は、三ツ星保育園へ臨時雇いの人が異動するとの説明でしたが、異動先を増やすべきではないかということについて。それから、3歳未満児の増加に、正規の保育士でなく臨時で対応するのは問題ではないか。一時的とは思いますが、今年度の保育士確保の見通しはどうか。

問6、同日で13節放課後児童クラブ業務委託料170万円減額の説明を。

問7、26ページ、4-1-6、環境衛生費、19節の細節22、環境衛生対策促進事業費補助金100万円の減額、当初予算が150万円でしたので、減額の説明を求めます。

それから、問8、28ページ、6-1-4、地域農政総合推進事業費、8節報償費の地域農政推進員の手当を20万8,000円、これ皆減です。それから19節の細節20、耕作放棄地再生利用対策事業費補助金285万円の減、それから細節21の地域農業推進事業活動費補助金10万円も、これ、皆減になっています。22の鳥獣対策農地整備事業費補助金63万円も皆減になっています。大事な農業者支援なのに、利用者がいない理由をどう考えているのか。もっと使い勝手がよいように工夫すべきではありませんか。

問9、29ページ、6-1-5、茶業推進対策費でも、19節の細節21、22、23、25で計780万円の減額になっています。利用が少なかったのをどう考えているのか伺います。特に、細節23の中山間地域農業推進整備事業補助金は200万円が皆減となっていますけれども、手厚い農業支援を目指す当町で、もっと活用していただく工夫が必要ではないか伺います。

問10、30ページ、6-2-2、林業振興費、19節で410万円の減額も、実績による減とのことですが、実績が少なかった理由を伺います。また、PRが足りなかったのか、自己負担が大きいのか、この減についてどう考えているか伺います。

問11、31ページ、7-1-2、商工業振興費、19節細節28のまち・ひと・しごと創生お買い物券発行事業費補助金1,575万円は、7,000万円のプレミアム券の20%分1,500万円と商工会事務費75万円ですが、全額繰越明許としています。一人限度額や実施期間はいつなのか、今年度当初の1,050万円の補助金の実績、効果はどうか伺います。

問12、32ページ、7-1-9のユネスコエコパーク推進費、13節の委託料、DVD作成で158万3,000円の当初予算を70万円減額になっていますけれども、何枚づくり、どのように取り扱っているのか、活用するつもりかを伺います。また、希望者への販売など可能なのか伺います。それから、細節2のツアーガイド育成委託料232万8,000円の当初予算を150万円減額をしていますけれども、職員がエコパーク登録やトーマスなどに追われて忙しかったという説明がありましたが、人が足りないのではないか。今年もトーマスが行われますけれども、昨年以上に波及効果などを生み出す工夫がいろいろ協議されました。必要です。担当者を増やす必要があるのではないか、伺います。

問13、33ページ、8-2-1の1目、2目、3目で、国の防災・安全交付金が増えたり減

ったりしていますが、何か理由と申しますか、根拠があるのか伺います。

問14、34ページ、9-1-3、消防施設費、13節委託料の512万5,000円の減額、15節工事請負費で1,000万円の減額について、説明と積算根拠を求めます。

それから、問15、9-1-4、災害対策費、13節委託料で、細節4 デジタル防災行政無線システム整備設計業務委託料が1,652万4,000円、皆減になっています。それから、細節5 の設計委託料も450万円が皆減になっています。説明を求めます。

それから、問16、35ページ、10-1-3、教育総務費、13節委託料、細節5 小中学校運動場状況調査設計委託ですが、当初予算に718万2,000円上げていて、124万2,000円の減額です。差金だと思いますけれども、調査結果はどうだったのか伺います。

それから、問17、36ページ、10款3項2目の教育振興費、13節委託料、中学生海外英語研修事業委託料で185万6,000円の減額ですけれども、実施した内容など、説明をお願いいたします。それから、14節の細節6、車両借上料が110万円、当初予算が125万円に比べてほとんど使っていないという減額になっていますけれども、理由の説明を求めます。

最後に、18問目ですけれども、4ページの前のほうに戻ります。繰越明許費の7款商工費、1項商工費のところのまち・ひと・しごと創生大井川流域観光事業の2,325万円という金額の説明を求めます。

以上です。

○議長（中田隆幸君） 非常にたくさんの質疑がございますが、ここで暫時休憩をして、午後から答弁を求めます。

再開は1時から行います。

休憩に入ります。

休憩 午前11時56分

再開 午後 1時00分

○議長（中田隆幸君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

10番、鈴木さんの質疑に対して答弁を求めます。企画課長、山本銀男君。

○企画課長（山本銀男君） それでは、鈴木議員の御質問にお答えをいたします。

企画費の企画総務費からレールパーク構想の減額経費の理由と今後の計画です。

減額補正の理由につきましては、当初、新規に検討委員会の設置を想定していましたが、構想の位置づけが川根本町の観光振興計画の施策の一部であること、検討、検証を既存の構想検討会議で行うこと等としたこと、また、昨年3月26日の大井川鐵道のダイヤ改正の影響もあり、26年度での発展的な取り組みを進めることができなかったことによるものです。27年度以降ですけれども、地域の活性化の一つとして取り組む必要性があり、検討の継続を行

うこととしております。現在の環境の変化により対応を考えていくこととなります。状況によりましては、総合戦略の一つとして取り組むことも考慮をしております。

2番目の御質問のまち・ひと・しごと創生総合戦略基本調査業務委託料の関係です。

戦略基本調査業務委託料の積算根拠は、27年度内の完成が求められている業務であり、その内容は、地方人口ビジョンとして町の人口動向分析及び将来推計、将来展望に係る調査検討業務であり、総合戦略関連として、平成27年度から平成31年度までの5年間の計画策定に係る調査業務となります。金額につきましては、業者からの見積もりにより予算措置をいたしました。委託先は、指名業者によるプロポーザル方式での決定をして契約をする予定でございます。

引き続きまして、総合計画との関連性ですけれども、調査結果は、第2次川根本町総合計画と関連させていくこととなりますので、検討組織や調査内容を生かした会議等の持ち方を工夫していくこととしております。詳細につきましては現在検討中でございます。

続きまして、環境企画費、2-4の全国ホテル研究会の300万円の積算根拠です。

全国ホテル研究大会事業費補助金300万円の積算根拠は、全国ホテル研究大会運営費における交流会会場設営費及びアトラクションの謝礼等に充てるものです。

会場設営費につきましては、交流会の会場が寸又峡イベント広場を計画しており、200人収容の大型テント、テーブル、椅子及び照明や音響設備などの経費で、イベント会社の見積もりによるものです。

アトラクションの謝礼につきましては、赤石太鼓保存会及びフラダンスを披露していただける団体への謝礼となります。

また、交流会の会場につきましては、山村開発センターの健康増進施設の使用も検討いたしました。宿泊施設が寸又峡ですので、そちらからの移動に時間がかかること及び移動手段の送迎用バスも必要になることなどから、寸又峡会場と総体的に比較検討した結果、寸又峡を会場とすることとなりました。

○議長（中田隆幸君） 福祉課長、鳥本宗幸君。

○福祉課長（鳥本宗幸君） それでは、企画課に引き続きましてお答えをさせていただきます。

3-1-2の19地域活動支援センター利用者負担金皆減についてでございますけれども、地域生活支援事業として、障害を持った方が地域で生活していくために創作的な活動や社会との交流を支援するための地域活動支援センター利用のための負担金でありましたが、2月末現在、この負担金の対象となるセンター利用者がなく、今年度も今後が見込めないため皆減としたものであります。

続きまして、3-1-3-13在宅高齢者配食サービス事業委託料830万円の減額でございます。これにつきましては、当初予算で対象者90人と計算し、年間202食を利用した場合の予算を計上しました。月当たり1,515食の予算となっております。実績で見ますと、月当たり約半数の730食前後の実績となったため、実績数値に基づいて減額したものであります。



続きまして、3-2-3の7子育て支援対策費、賃金233万円の減額ですが、年度途中から子育て支援施設の臨時職員を三ツ星保育園へ移動したことに伴う賃金の減であります。

一方、三ツ星保育園の臨時保育士1名が年度途中で退職したために人員の増減がなく、児童福祉施設費についての補正予算は計上をしませんでした。

なお、保育士についてでございますが、今年度2名の保育士を採用していただきました。4月からは現場の保育園での配置が予定をされております。

続きまして、3-2-3の13放課後児童クラブ委託料170万円の減額についてです。これにつきましては、当初予算では、指導員配分金6人で計算し、年間7,092時間、金額にして597万4,000円を当初予算で計上いたしました。実績数値から予測した年間の指導員の活動時間5,700時間程度で110万円の減額となっております。この指導員の時間数が減った理由としましては、開所日数また参加児童数に合わせた人員配置を行ったために減ったということでございます。

もう1点、クラブ消耗品としまして、当初72万円の予算を計上してございました。これは放課後児童クラブを利用している児童へのおやつ等の消耗品の予算を計上してございました。実績としまして、個包装というようなおやつではなく、一般的にお店で売っている大きな袋買い等でまとめた購入をしたために安価に購入ができたため、60万円の減額をして、指導員の配分金110万円、クラブ消耗品60万円、合わせて170万円の減額となったということでございます。

以上でございます。

○議長（中田隆幸君） 生活健康課長、伊藤千佳子君。

○生活健康課長（伊藤千佳子君） 議員から御質問いただきました、環境衛生対策促進事業費補助金の減額補正の理由についてお答えいたします。

この補助金ですが、町内のごみ集積場やその周辺の環境保持のため、町内においてごみ集積場周辺環境整備事業を行ってくださる地域、団体等に対し補助金を交付するものです。

事業内容といたしましては、簡易倉庫やごみ保管庫のようなごみの収納、保管設備の設置、購入及び修繕に対する費用の3分の2以内、限度額30万円というものと、空き缶圧縮機等の消耗品や備品と機材等の購入費用に対し、同じく3分の2以内、限度額10万円という2種類があります。

対象となる地域、団体とは、各自治会、その他町長が認めた団体となっております。

平成23年度の実績が約140万円、24年度実績が約150万円でした。当初予算では30万円の限度額を5件分計上させていただいておりますが、平成23、24年度で周辺環境の整備がある程度促進されたためか、平成25年度は4つの区から5件の申請で、交付実績額は38万円でした。今年度、26年度の現時点での実績も、やはり4つの区から4件で、交付実績は24万円となっております。

このような現時点の交付申請実績から、当初予算額150万円から100万円を減額補正させて

いただくものです。

毎年4月の区長連絡会及び各地区から御推薦いただき、町長から委嘱させていただいております川根本町廃棄物減量等推進会議の席上等で、この補助金の関係資料をお渡ししながら説明をさせていただいておりますので、補助金の周知はできていると思っておりますが、これからも各自治会の皆様に有効に補助金を活用いただき、ごみ集積場周辺環境整備にご協力をいただけるよう、周知にもさらに努めていきたいと考えております。

○議長（中田隆幸君） 産業課長、後藤泰久君。

○産業課長（後藤泰久君） 6-1-4地域農政総合推進事業費、8節報償費でございます。

これは地域農政推進委員手当20万8,000円の減額です。平成22年度から各地区から地域農政推進委員を選出していただき、特に町の農業施策の周知や耕作放棄地の調査業務を行ってまいりました。大変重要な業務の一つである耕作放棄地の調査は、農地や農業者の情報や事情を踏まえて実施していくことから、農業委員の権限により実施するのが適当であると考え、年度当初にこの制度を廃止を行いました。

19節負担金、補助及び交付金ですが、細節20の耕作放棄地再生対策事業費補助金ですが、平成21年度から第1期の5年間で、地形が平たんで再生しやすい箇所、貸借しやすい箇所などの放棄地が解消されました。今年度も事業計画があったわけですが、補助金の要件に当てはまらない農地であったり、未相続であったり等の理由により貸借できず、年度内事業が見込めなくなりました。285万円の減額です。

細節21の地域農業推進事業活動補助金と細節22の鳥獣対策農地整備事業補助金は、地区協議会を立ち上げての事業となりますが、希望する地区がありませんでした。合わせて73万円の減額です。今後は、農地の適正な再生利用が図られるよう、現在の要望を見直していきたいと考えております。

6-1-5茶業推進対策費です。19節負担金、補助及び交付金、細節21農産物振興事業150万円の減額です。茶園の改植事業ということで、250a、375万円の予算に対し、136a、240万円の実施見込みであります。茶草場農法実践補助金ですが、500a、25万円の予算対し、200a、10万円の実施見込みであります。

細節22農業関係事業費補助金150万円の減額です。粗茶加工施設機械の整備ですが、1件150万円の計画に対し、2件、90万円の実施見込みであります。乗用型摘採機の導入ですが、2件、150万円の予算に対し、1件、90万円の実施見込みであります。

細節23中山間地域農業推進整備事業費補助金200万円の減額です。この事業は県の補助事業でありまして、3人以上の農業者で組織する団体、または法人に対する補助事業であります。計画は1件で、計画していた団体と調整をしてまいりましたが、まとまらず、事業を取りやめることとなりました。

細節25茶共済事業補助金280万円の減額です。9月補正で茶園面積の8割加入を目指して予算を認めていただきましたが、共同製茶工場で生産証明が得られる方が対象で、自園自製

農家の方は加入できませんでした。加入状況ですが、補助金のベースで、平成25年度8組合、58件から、本年度は18組合、175件の加入となりました。そのほかに町外者の方でも6人が加入をしております。

6-2-2 林業振興費です。19節負担金、補助及び交付金、細節21野生鳥獣等被害防止対策事業費補助金150万円の減額です。この事業は、防護柵、電気柵等の防除設備と捕獲用わなの購入補助です。今年度の実施箇所ですが、防除設備60カ所、捕獲用わな16件の実施見込みです。防除施設はここ数年で町内300カ所整備されておりまして、対策の必要な箇所の整備がほぼ落ちついてきたということが考えられます。

細節26林業振興基金事業費補助金100万円の減額です。減額の主な理由ですが、林業担い手育成事業において、計画では2人を予定しておりましたが、申請では1人となり、減額となりました。

細節27森林整備地域活動支援事業費補助金160万円の減額です。森林経営計画支援事業、当初計画では30haを見込みましたが、実施見込み100haとなりました。これは森林組合が取りまとめを行っておるわけですが、年度途中に森林組合の職員の担当が変更となりまして、取りまとめに時間が要して面積の縮小となってしまいました。

以上です。

○議長（中田隆幸君） 商工観光課長、野崎郁徳君。

○商工観光課長（野崎郁徳君） それでは、鈴木議員の御質問についてお答えをさせていただきます。

まず、7-1-2 商工振興費、お買い物券に関する御質問についてお答えをさせていただきます。

繰越明許の関係の限度額と実施期間及び26年度の実績効果という御質問かと思えますけれども、まず、26年の実績と効果について御説明をさせていただきます。

26年度については総額6,000万円のお買い物券を御購入いただいておりますが、99.8%の5,987万8,000円を利用いただきまして、換金をさせていただいております。使っているお店については、食料品を中心として28の業種にわたっております。中ではいろいろな形で各店ごとのポイントを付加するとか、独自のサービスを行うことによって、この商品券、お買い物券の狙いであります新たな消費喚起という形の取り組みをしている事例もございます。

繰越明許にかかわる1人頭の限度額とか実施期間につきましては、事業実施の取り扱い主体となります商工会を中心に、今検討しているところでありまして、一昨年までは、上限5万円、昨年、26年度は3万円という形で実施をいたしました。金額の上限については効果的な差は大きなものは見られないというような報告もいただいております。それらも加味する中で検討していきたいと考えております。

販売時期につきましては、当町の消費活性化する時期、夏のお盆の前の時期等々には間に合うような形での販売期間を想定をしているところであります。

続きまして、7-1-9のエコパック推進費に関しまして、2点の御質問をいただいております。

まず、DVDの関係でございますけれども、DVDは一般向けの内容のものと、いわゆる児童・生徒を対象としたものと、2種類のをそれぞれ50枚ずつ作成をする予定であります。この50枚以上につきましては、いわゆる作成した権利は当町にございますので、複製になりますけれども増刷は可能というふうに考えております。いろんな形で、御希望のある方についても配布という形のものも可能ではないかというふうに考えております。利用については、一般向けにつきましては、庁舎等様々な公共施設で視聴する場を設けたり、児童・生徒については、いろんな形で学校と教育委員会といろいろ協議をしましてまいりましたけれども、環境教育とかいろんな形、地域教育の中で活用いただければというふうに考えております。

2点目のツアーガイド育成費の減額につきましてであります。こちらの言いわけじみた話で大変申し訳ありませんけれども、トーマスの関係の対応については、正直、なかなか想定を超えるお客様が見えたということもあって、対応に追われたということも事実であります。しかしながら、事業取り組みについて様々な点で工夫が足りなかったということも反省をしております。それらを踏まえまして、新年度につきましては早期に新たな対応を組むような形で、当事業が円滑に進むよう努力をしましてまいりたいというふうに考えております。

人数的なもので足りる、足りないについては、私のほうからお答えする立場にないものですから、与えられた中でできる職務を果たしていくような形で対応すると、こういう考えであります。

もう1点、商工観光課の一番最後のところ、18番目という形で、繰越明許費の商工費のまち・ひと・しごとの内訳はという御質問をいただいております。2,325万の内訳につきましては、うち500万円が国道362号線の交通整理にかかわる金額でございます。残りのものにつきましては、音戯の郷を中心として事業を実施しますトーマス関係の運行期間に、音戯の郷で独自に開催をするさまざまな関連イベントの経費、そこで提供する印刷物の印刷費でありますとか、イベント自体のイベント委託料、会場の設営費、またスタッフにかかわる人件費等1,825万円を計上させていただいております。その合計が2,325万円となります。

以上です。

○議長（中田隆幸君） 建設課長、大村浩美君。

○建設課長（大村浩美君） 8款2項1目、2目、3目で、国の補助金、交付金の増減についての根拠について説明させていただきます。

国の交付金につきましては、先ほど町長から説明がありましたように、1,914万円の減額となりました。基本的には減額補正になるわけですがけれども、この補助金はそれぞれの事業ごとに決定されています。そのために、1目では当初予定していた事業費が増えていきますので、それに交付金のほうの充当を増やしたために増額、あと、2目、3目につきましては事業も減って、また交付金のほうも減っておりますので、減額をさせていただきました。財源

更正になりますが。それによって、その目ごとで増えたり減ったりというようなことになりました。

以上です。

○議長（中田隆幸君） 総務課長、前田修児君。

○総務課長（前田修児君） 続きまして、消防施設費のほうですけれども、9-1-3、13節の委託料の512万5,000円の減額につきましては、未登記の消防施設、これは耐震性貯水槽とかポンプ小屋ということになりますけれども、この分筆登記を、当初予算では7カ所程度予定をしておったんですけれども、最終的に必要となったものは、奥泉の防火水槽の1カ所のみだったため、残りが不用になったものです。また、今年度予定をしておりました奥泉のポンプ小屋の設計監理委託料につきましては、建設場所について地元と用地の選定とか取得についての協議・検討に時間を要したため、結果として、平成27年度に入ってから設計監理及び建設を行うこととしたため、委託料の324万円が皆減となったものです。この2件の委託料の当初予算額618万7,000円に対しまして、分筆登記手数料の支出済額が106万2,000円でありますので、差額の512万5,000円が不要となったものであります。

15節工事費1,000万円の減額につきましては、当初、耐震性貯水槽を3基設置の予定でございましたが、上長尾地区に予定しておりました用地が所有者の方の御都合により確保ができなくなったため、当初予算額4,536万8,000円から、5分団の一部の富士川の詰所の建て替えに伴う工事費及び残りの耐震性貯水槽2基の合計の支出見込み額、これが今、補正の予算編成時には3,350万ほどでした、を差し引きまして、残り120万ほどを工事の変更計画の可能性を残しまして、余裕を持って1,000万円という額を減額をさせていただいたものであります。

続きまして、9-1-4災害対策費でありますけれども、13節委託料1,652万4,000円の減額につきましては、当初、デジタル防災行政無線システムの必要出力20Wというのがあるんですけれども、それが確保できるかどうか不明であったということでもあります。そのために、当初予算に、もし確保できなかった場合の設計の予定額1,652万4,000円を計上しておったんですけれども、結果的には必要出力の20Wが確保できたということになりますので、全額が不要となったものであります。

また、450万円の設計委託料の減額につきましては、当初予定をしておりました南部地区と北部地区の防災倉庫の建築がありましたけれども、これを次年度以降での建設としたため、皆減となったものであります。この防災倉庫につきましては、南部地区につきましては建設用地の変更によりまして、次年度、平成27年度での建設を予定しております。また、北部地区につきましては、現在の防災倉庫は1階を防災倉庫、2階を書庫として使用しておりますけれども、この使用状況につきまして関係部署等とのさらなる協議が必要となったということで、建設を延期しております。今後の計画は未定となっております。

以上です。

○議長（中田隆幸君） 教育総務課長、藤森敦君。

○教育総務課長（藤森 敦君） 教育費の関係について2点お答えをいたします。

なお、通告書では10款1項3目教育総務費になっておりますけれども、教育諸費並びに小中学校運動場状況調査となっておりますけれども、小中学校屋内運動場、いわゆる体育館の状況調査ということでお答えをさせていただきます。

文部科学省の指導により、小学校、中学校の体育館の天井の状況や照明器具等の安全性について、地震対策を講ずるための調査並びにその対策を平成27年度中までに実施することというような指導がありますので、この指導に基づいて、平成26年度は小中学校6校の調査を行いました。調査ですけれども、専門業者に委託しまして近接目視検査、それから打音検査を行いました。

状況ですけれども、まず、本川根小学校にあつては、もちろん調査に基づいて校長さんともいろいろ検討したわけなんですけれども、本川根小学校にあつてはつり天井ということがありますので、つり天井にあつては撤去する。それから、第一小学校、中央小学校、南部小学校にあつては、バスケットゴールがつり下げになっておりますので、授業等でも活用はないということですので、撤去をする。それから、つり縄の棚ものですけれども、これについても撤去する。それから、照明器具にあつては落下防止のためのワイヤーがけを行うと。本川根中学校にあつては、照明器具の落下防止のためのワイヤーがけ、それから放送用のスピーカーの固定のための落下防止を行う。それから中川根中学校では、つり下げ式のバスケットゴールの補強を行う。つり縄の取り付け部の補強を行う。照明器具にあつては落下防止のためのワイヤーがけを行うということで、現在、この方向性に基づいて実施設計を進めているところであります。この実施設計を受けて、平成27年度の早期に対策のための工事を実施したいというふうに考えています。

2点目の中学校費の中学生の海外英語研修事業減額の説明ですけれども、当初予算では参加者20名、1人当たり38万6,200円で772万4,000円の予算措置をいたしました。業者の選定は見積もり合わせによって行いまして、参加者は、中学生15名、引率3名、計18名で、1人当たり32万5,981円ということになりましたので、参加者の減並びに1人当たりの事業費の減によりまして、今回の185万6,000円の減額ということになっております。

もう1点、車両借上料の減額の理由ですけれども、スクールバスを7台運行しておりますけれども、スクールバスの運行にあつては、登下校の運行以外にR G授業、連携授業の移動あるいは校外活動あるいは中学校の部活動にもスクールバスを活用しているところであります。スクールバスが利用できない場合のために、営業バスの借上料として当初予算に見込んだわけですけれども、1回当たり12万5,000円掛ける10回程度をスクールバスが利用できないときのための営業バスの借り上げということで予算措置をいたしましたけれども、結果ですけれども、スクールバスの調整によりそのほとんどがスクールバスで賄えたということで、借り上げバスの予算を減額するということが、実績としては借り上げバス2回の借り上げで賄えたということでもあります。

以上です。

○議長（中田隆幸君） ほかに質疑はありませんか。10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） ありがとうございます。やっぱり聞いてみないとわからないなと。

3点になりますか、再質問をします。

問4のところですけども、配食サービスの点についてです。高齢者を本当に大切に思っている川根本町としての温かい福祉事業だと感じています。よその町ではやっているところもそんなに多くはないんじゃないかと思っています。それだけに予算を半分以上も残したというのは、全食を利用者が週4回とってくださるということ、それも多めに見積もった予算であったことからこういう減額になったということもありますけれども、私は、旧中川根のほう、特に徳山地区しか見えないんですけども、やっぱり1食100円だった自己負担が300円になったことで、本当にこの人やめてしまうのというような方が、とっていただけてほしいなと思うような方が、お弁当をやめているという状況があります、見かけます。

そういうことを見ると、一番必要とする高齢者が栄養補給や安否確認など、そういう目的から、まだ元気で、90歳を過ぎても、幾らお勧めしても、私は大丈夫よ、やれるよというしっかりした人は、それぞれでとってもありがたい、いいことだなと思うんですけども、そういうお金を気にしてやめる方がいらっしゃるというのは非常に残念で、安否確認や栄養補給という目的から、この事業が少し外れていっているのではないかという気がしてきます。身寄りのない、ひとり暮らしの収入も少ない高齢者に対して、福祉弁当としての目的を達するための事業として、ぜひ続けていただきたいし、そういう方々にお弁当がいくように予算もたくさん見積もったという、計上したということもありますけれども、ぜひそういう方々へ1人でも多くお弁当が配達されるようにということでは、自己負担の軽減などの措置も必要ではないかと思うんですけども、どうでしょうか。

次に、質問10の茶業推進対策費のところですけども、減額がたくさん出ているわけですね。それで課長さんも一つ一つ細かく説明してくださって、原因はちゃんとあるんですけども、当初予算で上げた予算ですので、議会でも承認した予算ですので、ぜひ何か活用を考えていただきたいなど。特に大鐵沿線や林道などで景観をよくするために景観伐採など、今少し進んでいるみたいですけども、こういうことに対しては自己負担などもなしで……間違えました、問10のところ。問10の林業振興費のところの再質問です。見間違えました。ここで実績が少なかったということでは、PRが足りなかったか、自己負担が大きいかという質問をさせていただきました。こういうことに対して1つの提案として、自己負担を軽くして、景観伐採などをもっと積極的に進めるという方法がとれないものかということをお聞きします。

それから、最後のところは先ほどの繰越明許のところの説明を聞きました。わかりました。以上です。

○議長（中田隆幸君） 福祉課長、鳥本宗幸君。

○福祉課長（鳥本宗幸君） それでは、鈴木議員の再質問にお答えいたします。

配食サービスの関係でございますけれども、確かに議員おっしゃいますように、当初では90人の人員を見込んでございました。これが多いのか少ないのかはいろいろな問題があると思いますけれども、26年度におきまして、4月当初の配食者の人数が56人でございます。それが月ごとに追っていきますと、9月54人、6月58人、7月60人、8月60人、9月64人、10月70人、11月68人、12月72人、1月76人、1月現在で見ますと、年度当初より20人の配食者の増加がいらっしゃいます。ということは、これはやはりそれだけこの配食サービスを利用したいと思っている高齢者の方がいらっしゃるということでございます。

ただ、高齢者の中にも調理等は自分でどうしてもしたい、自立した生活を守っていききたいという方もいらっしゃいます。それにつきましては、地域包括支援センターの職員を中心としましてアセスメントを行っております。そこで必要と認められた方には配食のほうを勧めているということでございます。

引き続き、来年度以降も300円という単価でお届けする予定になっておりますので、引き続きこの事業について進めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（中田隆幸君） 産業課長、後藤泰久君。

○産業課長（後藤泰久君） 自己負担の件ですが、防除設備が資材費の2分の1、わなについては8割の補助でやっております。

あと、鉄道沿いの景観伐採ですが、企画課のほうで進めておりまして、産業課では景観伐採はとり行っておりません。

また、森の力再生事業というような事業もありまして、負担なしで山の整備をできるような事業もありますので、箇所がありましたら申し出ただけければ、また検討したいと思います。

以上でございます。

○議長（中田隆幸君） ほかに質問はありませんか。5番、中澤莊也君。

○5番（中澤莊也君） それでは、2点質問をさせていただきます。

全協で説明していただいたとは思いますが、私は少し聞き漏らした点がございまして、再度お答えを願いたいと思います。

まず、3款2項2目の20扶助費ですが、ページでは24ページでございます。728万3,000円の減額になっておりますが、保育所運営委員会を傍聴させていただいたときいただいた資料で、聖母保育園については定員を上回る措置児童というんですか、入所児童がいるという資料をいただいておりますが、ここが減額になっているというのは、当初はもう少し多く見込んでいたのか、児童数、例えば未満児と3歳児とか、4歳以上児、その区分が変わってきているのか、その辺について、まず伺いたいのが1点であります。



それと、7款1項3目15の工事請負費の300万円の減額を商工観光の関係でされておりますが、いろいろ関係者から要望のある大札山等のベンチ等とか案内看板、そういうものの整備というものがなされていたのか。そういうものをぜひ、繰越明許であってもそういうものをしていただきたいというふうに考えますが、その2点について伺いたいと思います。

○議長（中田隆幸君） 福祉課長、鳥本宗幸君。

○福祉課長（鳥本宗幸君） それでは、中澤議員の御質問にお答えいたします。

3款2項2目児童福祉施設費の扶助費728万3,000円の減額でございます。これにつきましては全員協議会でも御説明をさせていただきましたけれども、予算計上する段階で40人の入所児童をベースとして見込んでおりました。実際の入所の人数を申し上げます。4月が34人、5月が34人、6月が35人、7月が36人、8月が35人、9月が36人、10月が36人、11月が36人、12月が36人、1月が35人、2月が36人ということで、40人を下回っております。その差額ということで728万円の減額が発生したということでございます。

以上です。

○議長（中田隆幸君） 商工観光課長、野崎郁徳君。

○商工観光課長（野崎郁徳君） それでは、中澤議員の御質問についてお答えをさせていただきます。

7-1-3の15節の工事請負費の減額の内容でございますけれども、まず、三ツ星キャンプ場の遊具設置工事を当初予定しておりましたけれども、協議する中で、遊具設置ではなく遊具撤去という形の改修になったということ。また、智者の丘の遊歩道の工事については、現場等を精査する中で工事内容等をより精査したことによる工事請負費の減額。

一方、くのわきキャンプ場につきましては、いろんな整備工事を詳しく精査することによって、逆に工事費が伸びたということも踏まえて、工事請負費の中での調整をした金額の結果でございます。

また、中澤議員の御質問、以前の議会でもお話がありました大札山のベンチ等につきましては、基本的には27年度対応という形で考えております。ただ、現場が現場なものですから、諸材料については基本的に現地調達ができれば一番ありがたいという形で思っておりますけれども、予定ではそんな形でございますので、よろしく申し上げます。

○議長（中田隆幸君） ほかに質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） これで討論を終わります。

これから議案第21号、平成26年度川根本町一般会計補正予算（第10号）を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(中田隆幸君) 起立全員です。

したがって、議案第21号、平成26年度川根本町一般会計補正予算(第10号)は原案のとおり可決されました。



◎日程第16 議案第22号 平成26年度川根本町介護保険事業特別  
会計補正予算(第3号)

○議長(中田隆幸君) 日程第16、議案第22号、平成26年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)を議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長(鈴木敏夫君) それでは、議案第22号です。平成26年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算の概要について説明をさせていただきます。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ297万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億6,838万円としたいものであります。

今回の補正は、電算システム改修業務委託料の追加と実績見込みに基づく介護保険給付費の補正をお願いするものであります。

事項別明細書により、歳出から説明をさせていただきます。

介護4ページをごらんください。

第1款総務費、第1項総務管理費は297万円の増額です。これは介護報酬改定等に伴う介護システム改修経費の追加をお願いするものであります。

第2款保険給付費、第1項介護サービス等諸費は500万円の減額です。これは実績見込みに基づく介護予防サービス等諸費及び特定入所者介護サービス等費の増額に対する居宅介護サービス費及び施設介護サービス費の減額をお願いするものであります。

介護4ページ、5ページをごらんください。

第2項介護予防サービス等諸費は260万円の増額です。これは実績見込みに基づく増額です。

介護5ページをごらんください。

第6項特定入所者介護サービス等費は240万円の増額です。これは実績見込みに基づく増額をお願いするものであります。

続きまして、歳入について説明をさせていただきます。

介護3ページをごらんください。

第3款国庫支出金、第2項国庫補助金は148万5,000円の増額です。これは介護保険システム改修事業に伴う介護保険事業費補助金の追加をお願いするものであります。

第7款繰入金、第1項一般会計繰入金は148万5,000円の増額です。これは介護報酬会計等に伴うシステムの改修に係る一般会計繰入金の追加をお願いするものであります。

よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（中田隆幸君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 10番、鈴木です。

1問目は、4ページの1款1項1目の一般管理費13節、細節6の介護保険システム改修業務委託料297万円ですけれども、何のシステム改修かを伺います。

それから、2点目は、2款2項1目介護予防サービス等諸費と、それから2款6項1目特定入所者介護サービス等費でも、19節の負担金、補助及び交付金の増額分を全額一般財源を充てているんですが、なぜ全額一般財源なのかをお聞きします。

○議長（中田隆幸君） 福祉課長、鳥本宗幸君。

○福祉課長（鳥本宗幸君） それでは、鈴木議員のただいまの御質問にお答えいたします。

まず1点目、介護保険システムの改修についてでございますけれども、何のシステムかということでございます。このシステムは、介護保険にかかわって、介護認定から給付費支払いまでに対応した介護保険の総合的なシステムでございます。今回は平成27年度からの介護報酬の改定が予定されております。それに対応するため、補助金をいただいてシステムを改修するものでございます。

2点目の一般財源ということでございますけれども、これは介護保険事業特別会計の中の一般財源という意味でございます。一般会計の繰入金とか、そういうものではございません。以上でございます。

○議長（中田隆幸君） ほかに質疑はありませんか。10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 1点目の27年度より介護報酬の改正があるということで、そのシステム改修だということですが、その点について、もっと詳しく説明を求めます。

それから、2点目の答弁ですが、一般財源と書いてあるから一般会計からの繰り入れでないことぐらいは、特別会計なので、どの議員さんも御存じだと思います。一般財源というのは介護保険料に決まっていますよね。だから、介護保険料をなぜ充てなければならなかったのか。こういう予防サービス、それから特定入所介護サービスなども、国、県、国もあるのかどうか、ちょっと今定かではありませんけれども負担割合があるわけですね、町、保険料。そういう負担割合があるのに、全額介護保険料を充てているということは、介護保険料を使っているということですよ、全額。そういうやり方が正しいのかどうか、その点を確認をしたいと思って質問をしました。答えていただきたいと思います。

○議長（中田隆幸君） 福祉課長、鳥本宗幸君。

○福祉課長（鳥本宗幸君） まず、1点目の介護報酬の改定の件でございますけれども、ただいま、その詳しい数字のほうは把握してございません。これからの国の通知を待ったところでの改修になると思います。

2点目の一般財源という意味でございますけれども、この中につきましましては、給付費でございますので国県支出金、その他、それから一般会計繰入金、保険料等が含まれた財源内訳となっているということでございます。

以上です。

○議長（中田隆幸君） ほかに質疑はありませんか。10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） そういう国県給付費等の財源更正になっているということですよ。それなのに、なぜ、例えば19節の増額分、介護予防サービスとか地域密着型予防サービス、それから介護予防福祉用具購入費、介護予防住宅改修費、介護予防サービス計画費、こういうものが増額になって、260万増額補正が出ているわけですよ。それに対して、その財源になぜ全額負担割合が決まっているはずなのに、加入者の貴重な負担である介護保険料を全額ここに充てるのかということをお聞きしたんです。次の6項の1目も同じことです。国県支払基金、それから一般会計からの繰り入れ、それぞれの負担割合があるはずですよ。そういうものが出ないで、なぜ介護保険料だけをここに充てるのか、支出するのか、その点をお聞きしているんです。

○議長（中田隆幸君） 福祉課長、鳥本宗幸君。

○福祉課長（鳥本宗幸君） 先ほどもお答えさせていただきましたけれども、この財源の内訳、500万の減額分、それから500万の増額分につきましては、それぞれ国県支出金から一般会計繰入金、介護保険料それぞれが、定められた割合によって財源更正をされているということでございます。

以上です。

○議長（中田隆幸君） 鈴木君の質疑は既に3回になりましたので、質疑を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 反対討論をしなければならないのが非常に残念なんですけれども、1点目の介護保険システム改修業務委託料ですけれども、この点で27年度から介護報酬が改定されるということで、大変新聞なんかでもこの間取り上げられている特養とか、介護事業者への報酬が2.7%ぐらいでしたっけ、下がるよということで、大きく経営を圧迫するんじゃないかということがしばしば取り上げられています。それに基づく改修ということで、私はこのことだけで反対しようとは思っていませんけれども、当町の介護事業者もこ

ここに介護報酬の削減に当たるところは特養など出てくると思いますので、でも増床もしてくれらるということで、反対する気はなかったんですけども、非常に大きな国の改定、介護サービス事業に影響する大きな改定だと思っています。

そして、反対討論に立ったのは、2点目の鳥本課長の答弁において、何回聞いても、国県支払基金、一般会計からのその負担割合、財源更正だと言われるわけですね。財源更正、どこにも出ていません、この2款2項にも、2款6項にも。1款1項と2款1項の500万円の減額、1款1項1目はそれこそ一般財源は使っていないわけですけども、2款1項1目と2款2項1目、それから2款6項1目のプラス・マイナスの500万マイナス、それから、合わせて500万プラス、増額、そこのところの財源更正ですという説明では、それぞれの款項目の財源更正の説明にはなっていないと思うんですよ。このそれぞれの款項目の財源更正になっていないことをお聞きしたのに、2款2項1目、2款6項1目、ここが一般財源だけ、住民の負担である貴重な介護保険料だけを充てているということについてきちんとした答弁がなかったということで、私はそういう認識のもとで賛成することはできないので、反対討論を行いました。

○議長（中田隆幸君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。11番、小藪侃一郎君。

○11番（小藪侃一郎君） 賛成の立場で。

先ほどの鳥本課長の説明で、2款1項の19節、居宅介護サービスの260万円の減額、そして一番下の2項の介護予防サービス諸費の260万、それと1項の19節、細節5の240万の施設介護サービスの減額と、2款6項の入所者介護サービスの240万、財源更正だという説明に納得いたしましたので、賛成の討論といたします。

○議長（中田隆幸君） ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） これで討論を終わります。

これから、議案第22号、平成26年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）を採決します。

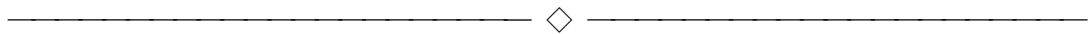
この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（中田隆幸君） 起立多数です。

よって、議案第22号、平成26年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）は原案のとおり可決されました。



◎日程第17 議案第23号 平成26年度川根本町いやしの里診療所

### 事業特別会計補正予算（第3号）

○議長（中田隆幸君） 日程第17、議案第23号、平成26年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは、議案第23号、平成26年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算（第3号）の概要について説明をさせていただきます。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ350万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,273万円としたいものがあります。

今回の補正予算は、本年度のいやしの里診療所の運営経費の実績見込みによる補正です。事項別明細書により歳出から説明をさせていただきます。

事項別明細の診療所4ページをごらんください。

第1款総務費、第1項施設管理費は、350万2,000円の減額です。これは実績見込みに基づく運営委員報酬、臨時職員の賃金、医師募集に係る広報料の減額です。

続きまして、歳入について説明をさせていただきます。

事項別明細の診療所3ページをごらんください。

第3款繰入金、第1項一般会計繰入金は、350万2,000円の減額です。これは実績見込みによる一般会計からの繰入金を減額するものでございます。

以上、よろしくご審議の上、御採択賜りますようお願いいたします。

○議長（中田隆幸君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 10番、鈴木です。

最初、町長の行政報告でしたっけ、挨拶のとき、お医者さんのことについて、いやしの先生との話し合いや上長尾診療所のこといろいろ頑張ってやっていたらという報告があったので、通告したのは取り下げようかと思っていたんですけども、大事なことなので、やっぱり、広告料を皆減をしたということで、医師月報ですか、載せるのをやめたということでは、いやしの里診療所だけではなくて、上長尾診療所のお医者さんも緊急に探さなければいけない状況で、医師月報の掲載をやめたということについて、なぜやめたのか。

それからお医者さんの確保について、本当にこの町にとって大きな問題です。お医者さんが、高齢化をされているお医者さんもいらっしゃいますし、安定的に確保できるためには、例えば奨学金の、町へ帰ってきてお医者さんをやってくれたら、もう返済無用だよというのを取り入れているような自治体もあると、創設しているような自治体もあると聞いていますので、そういう将来の確保の見通しなども町長にお聞きしたいと思って、質問に立ちました。よろしくお願ひします。

○議長（中田隆幸君） 町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 今の先生の確保の問題、非常に微妙なところが実はございます。そのような中で、先ほど冒頭の行政報告で申し上げたのは、いやしの里の診療所の先生を来期からもお願いしたいという話を確認をし、了承をいただいたということが一つです。

それから、今話に出ました募集の関係は、ホームページ並びにそのほかの面では一旦取りやめました。と申しますのは、今、県下の医師会報に募集をかけましたら、先生が1人こちらのほうへ来て見てみたいというような話があったものですから、取りやめたという経緯があります。

いずれにしても上長尾診療所の関係、油谷先生が3月いっぱいではやめられるというような中では、喫緊の問題として医師の確保が重要だということで、今、榛原郡の医師会等と、大変県の皆さんも心配していただいております、対応しておりますけれども、今ここで発表するような事柄ではないというようなことで、御理解をいただきたいというようなことです。

当然ながら、皆さんからも、いろんなつてがありましたら役場のほうへ教えていただき、それぞれ接触をしながら対応していくことが重要であるということが大事だと思っております。役場のほうでも対応は一生懸命やっておりますけれども、なかなか条件等難しい問題も出てくるものですから、何とか皆さんのお知り合いの中からでもこちらのほうへ紹介をしていただければ、対応しなければならぬというようなことは今現実としてありますので、また温かい御支援をお願いしたいというふうに思います。

今現在は、診療所の関係でお話に県総へ行ってきたということで御理解いただきたいと思っております。

（「もう一つ、奨学金のこと」の声あり）

○町長（鈴木敏夫君） 先ほどもお話ししましたがけれども、昨年の12月に実は寄附をいただいた方がございます。私は、その基金等は、当然1,000万程度では少ないと思っておりますけれども、ある程度いろんな資格があるわけですが、やはり資格を取ろうという目的のある皆さんには、奨学金等の対応も必要ではないかというような思いがあります。今の金額では少ないものですから、人材を育成する、または将来の育英資金的なものも対応をする必要があるというふうに、将来に向かって人材を育てるということを町が中心となってやる必要があるという思いは持っておりますので、具体的に進めていきたいというふうに思っております。

○議長（中田隆幸君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第23号、平成26年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算（第3号）を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（中田隆幸君） 起立全員です。

したがって、議案第23号、平成26年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算（第3号）は原案のとおり可決されました。



◎日程第18 議案第24号 平成27年度川根本町一般会計予算

◎日程第19 議案第25号 平成27年度川根本町国民健康保険事業  
特別会計予算

◎日程第20 議案第26号 平成27年度川根本町後期高齢者医療事  
業特別会計予算

◎日程第21 議案第27号 平成27年度川根本町介護保険事業特別  
会計予算

◎日程第22 議案第28号 平成27年度川根本町簡易水道事業特別  
会計予算

◎日程第23 議案第29号 平成27年度川根本町温泉事業特別会計  
予算

◎日程第24 議案第30号 平成27年度川根本町いやしの里診療所  
事業特別会計予算

○議長（中田隆幸君） 日程第18、議案第24号、平成27年度川根本町一般会計予算から日程第24、議案第30号、平成27年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計予算までを一括議題とします。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第24号から議案第30号までを一括議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは、議案第24号から議案第30号まで一括して提案理由の説明をさせていただきます。

議案第24号、平成27年度川根本町一般会計予算の概要について説明をさせていただきます。



平成27年度当初予算は64億6,100万円です。前年度と比べ12億3,400万円、率にして16.0%の減額となる予算を編成させていただきました。

平成26年度は、住民が安心して生活できるよう、各地区の自主防災会の強化事業や高度情報基盤整備事業への着手など、身近な事業に重点を置き、事業展開をしてまいりました。

平成27年度予算につきましては、高度情報基盤整備事業により整備した施設の本格的な運用と利活用、従来の住民の生活環境の向上に加え、地域経済活性化のための施策の展開や多彩な地域資源を生かしたまちづくりの推進などに重点を置き、予算を編成をさせていただきました。

歳入歳出予算書の項目ごとの区分の金額は、第1表のとおりであります。

地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、第2表のとおりであります。

地方自治法第230条第1項及び第2項の規定により、起こすことのできる地方債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第3表のとおりであります。

それでは、具体的な項目に入る前に、一般会計について大まかな説明をさせていただきます。

平成27年度予算編成に当たっては、自然災害等に備えた防災対策、人口減少、少子高齢化に対応し、町民が健康で明るく過ごすための保健、医療、福祉、教育の充実による「安心して住めるまちづくり」、農林業の振興、農林業と商工観光業の連携による地域活性化・6次産業化、町民全体の財産である歴史的資産、豊富な自然資源を生かした施策の展開による「農林業が元気で、豊かな経験・自然を生かしたまちづくり」としてユネスコエコパークの理念の普及啓発をはじめとする取り組みのさらなる推進や、様々な機会を捉えた地域情報の発信や誘客対策等の実施による地域間交流の促進、人づくり・魅力づくり・活力づくり活動への支援による「交流とふれあいのまちづくり」を目指した予算編成に取り組みました。

まず、歳入予算から見ていきますと、資料28ページをごらんください。

財源の構成では、自主財源が36.3%、依存財源は63.7%となっております。地方交付税が37.15%、町税が20.35%、国県支出金が9.93%となり、財政調整基金などの繰入金11.52%、町債13.45%を占める割合となっております。地方交付税では、国、県から示された資料をもとに計上しました。町税につきましては、個人の町民税の所得割が平成26年度当初予算時の見込み額より当初調定額が増となったことを考慮し、平成27年度を試算した結果増額となり、また、固定資産税については、大規模償却債については増額となりますが、減価償却などにより、国有資産等所在市町村交付金については減額となる予算を計上いたしました。

国庫支出金の減額については、保育所施設型給付費負担金は増額しておりますが、児童手当国庫負担金、高度情報基盤整備事業に係る補助金、臨時福祉助成金給付事務費補助金、子育て世代臨時特例給付事務費補助金の減額が主な理由で、61.17%の減となっております。

県支出金は、TOUKAI-0総合支援事業費補助金、統計調査費委託金の増額及び急傾斜地崩壊対策事業費補助金、観光施設等の整備に係る補助金の追加はあるものの、保険基盤安定負担金、高度情報基盤整備事業に係る補助金、保育対策等促進事業費補助金、子育て支援事業費補助金の減額が主な理由で、32.36%の減となっております。

自主財源では、町有林ヒラト造林事業に係る売払収入の増額により財産収入が23.31%の増、財政調整基金を含む繰入金は、財政調整基金、林業振興基金、長島ダム水源地域振興及び環境・水資源保全基金、緊急地震対策事業基金の増額、減債基金、まちづくり基金、社会福祉基金、地域振興基金は減額しており、1億7,703万6,000円、率にして19.22%の減となりました。

資料19ページをごらんください。

歳出予算の目的別の構成比では、町有財産管理や庁舎管理、コミュニティ施設整備事業などの自治振興事業、まちづくり事業、高度情報基盤整備事業により整備した施設の本格的な運用及び利活用、町営バスの運行、環境対策の推進に関する総務費が15.62%、子育て等の支援、各種福祉サービスの実施などに係る民生費は20.22%、住民の健康づくり、環境衛生の向上や飲料水供給施設、水道施設整備などの生活環境基盤整備を図る衛生費は10.56%、農林業の振興、農産物・林産物の搬出に寄与する農林道の整備に係る農林水産業費が8.15%、小災害対策事業や消防救急施設整備などの消防費は11.59%、平成26年度に制定した教育ビジョンの実践や小中学校の管理運営、町民の社会教育やスポーツ振興を図る教育費は10.71%を占めています。

また、起債の元利償還金である公債費は、10.52%と依然大きな割合を示しております。

資料31ページをごらんください。

性質別では、地域要望に沿った町道・林道の改良や生活環境整備と北部地域のデジタル防災行政無線システム整備事業により、投資的経費が20.22%で、前年度より47.37%の減となっております。

義務経費は、職員の採用などにより人件費の増額、訪問看護ステーション利用者交通費扶助費追加、徳山聖母保育園施設型給付費増額、こども医療費扶助について対象年齢を高校3年相当まで拡大したことなどにより扶助費が増額、縁故債の繰上償還の終了などにより公債費が大きく減額となり、3億2,798万2,000円の減、構成比は34.77%を占めており、前年度より12.74%の減となっております。

物件費では、臨時職員の賃金の減額、消耗品費、印刷製本費、光熱水費、備品購入費、委託料などが増額となり、2億4,475万7,000円の増となり、構成比は21.86%、前年度より20.97%の増となっております。

維持修繕費では、修繕料などの増額により、構成比は0.63%、前年度より5.18%の増となっております。

補助費等は、常備消防事務委託料、川根地区広域施設組合負担金、臨時福祉給付金が減額

しているものの、平成26年度に整備に着手した高度情報基盤整備事業により整備した端末機の利用負担金の追加、静岡地域消防救急無線デジタル化整備事業費負担金、コミュニティ施設整備事業費補助金、ごみ収集運搬委託料の増額などにより1,750万5,000円の増で、構成比は13.02%を占めています。

項目別に歳出から説明をさせていただきます。

資料10ページをごらんください。

第1款議会費は、7,783万7,000円です。前年度と比べ412万4,000円の増額です。議員共済会負担金の負担比率変更による増額が主なものです。

第2款総務費は、10億920万1,000円です。前年度と比べ13億6,901万9,000円の減額です。総務管理費において、合併10周年記念イベントの関係経費の追加、統一的な基準による地方公会計の整備及び公共施設等の総合的な管理のために、平成27年度と平成28年度で整備予定の町有資産に係る固定資産台帳の整備及び公共施設総合管理計画策定のための経費の追加、健康増進施設の耐震補強、改修工事費の追加、企画において、高度情報基盤整備事業により整備した施設の本格的な運用と利活用などにより、地域活性化の促進を図ります。また、いやしの里づくり事業費補助金の活用などにより、特色ある地域づくりや元気で活力に満ちたまちづくりを目指します。

資料12ページをごらんください。

第3款民生費は、13億634万5,000円です。前年度と比べ2,118万1,000円の増額です。子育て支援センター運営経費や放課後児童クラブの事業の実施、外出支援サービス事業や在宅高齢者配食サービス事業の実施など、福祉サービスの充実により、子供からお年寄りまで安心して生活できる福祉の環境づくりに努めます。

資料13ページをごらんください。

第4款衛生費は、6億8,255万6,000円です。前年度と比べ1,426万7,000円の増額です。子ども医療費助成事業において、対象者を高校3年生相当まで拡大し、子育てを応援する地域づくりに努めます。また、インフルエンザ予防接種の負担軽減に取り組んでいます。また、各種予防接種助成費、がん検診等健康づくり事業の実施、町内診療機関の施設整備により安心して暮らせるまちづくりを目指します。

第5款労働費は191万8,000円です。

資料14ページをごらんください。

第6款農林水産業費は、5億2,658万3,000円です。前年度と比べ1,223万1,000円の減額となります。婚姻届出者に茶器セットの贈呈をする経費や、茶草場農法実践者支援事業費補助金、民有林間伐林業委託料などを計上し、また、林道整備などにより茶業・林業の振興を図ります。

資料15ページをごらんください。

第7款商工費は、3億2,706万8,000円です。前年度と比べ1,597万6,000円の増額です。こ

のうち商工業振興費として、昨年度に引き続き、町内建築事業者等の支援を目的とした住宅リフォーム推進事業費補助金や商工事業者の店舗施設改修等を支援するおもてなしの店づくり事業費補助金を盛り込んでおります。また、ユネスコエコパークの理念の普及・啓発をはじめとする取り組みのさらなる推進を図るための経費のほか、キャンプ場をはじめとする観光施設等の維持管理に要する経費や様々な観光施策に取り組むための経費により、多くの方々から選ばれる観光地としての展開を図ってまいります。

第8款土木費は、3億7,189万5,000円です。前年度と比べ4,115万2,000円の増額です。道路維持費で、町道10路線、道路新設改良費で町道5路線の修繕改良事業工事費を計上しており、国道・県道整備促進とあわせて、町道や急傾斜地対策等の推進により、快適で安全な社会資本整備に努めます。

16ページをごらんください。

第9款消防費は、7億4,857万4,000円です。前年度比べ3億2,738万2,000円の増額です。常備消防費において、平成28年4月に実現する消防救急広域化のための経費の計上や消防施設において、奥泉地区の消防団詰所の建設工事費の計上、災害対策において、北部地域のデジタル防災行政無線システム整備経費を計上し、災害対策の充実により災害に強いまちづくりを目指します。

16、17ページをごらんください。

第10款教育費は、6億9,268万2,000円です。前年度と比べ、1億142万5,000円の増額です。平成26年度に策定した教育ビジョン、学校教育ビジョンと社会教育ビジョンの実践や、小中学校体育館天井等落下防止工事の実施、小中学校の施設整備や教育振興のための経費、中川根南部小学校、中川根第一小学校の複式学級対応のための講師配置、各学校への支援員の配置など、学校教育環境の充実や生涯学習の推進、社会体育施設の充実などにより、町の教育環境の向上に努めていきたいと思っております。

資料17ページをごらんください。

第11款災害復旧費は、2,290万2,000円です。前年度と比べ555万円の増額です。災害が発生した場合の応急的な復旧経費を計上し、迅速な対応に努めます。

第12款公債費は、6億7,943万9,000円です。前年度と比べ3億8,381万3,000円の減額です。これは縁故債の繰上償還の終了によるものであります。

第13款予備費は、1,500万円です。前年度と同額を計上いたしました。

続きまして、歳入です。

資料の4ページをごらんください。

第1款町税は、13億1,468万9,000円です。前年度と比べ360万8,000円の増額です。個人の町民税の所得割が平成26年度当初予算時の見込み額より当初調定額が増となったことを考慮し、平成27年度を試算した結果、増額となりました。また、固定資産税については、大規模償却資産については増額となりますが、減価償却等により国有資産等所在市町村交付金につ

いては減額となります。

第2款地方譲与税は、4,600万円です。前年度と比べ100万円の減額です。

第3款利子割交付金は、100万円です。

第4款配当割交付金は、100万円です。

第5款株式等譲渡所得割交付金は、20万円です。

資料5ページをごらんください。

第6款地方消費税交付金は、9,200万円です。前年度と同額となります。

第7款自動車取得税交付金は、850万円です。

第8款地方特例交付金は、150万円です。前年度と比較し50万円の減額となります。住宅借入金等特別控除による減収分のみの計上となります。

第9款地方交付税は、24億円です。県から示された普通交付税等の試算により、普通交付税は23億円、特別交付税は固定資産台帳の整備部分等の交付を見込んだため、ルール分として1億円を計上させていただきました。

第10款交通安全対策特別交付金は、100万円で、前年度と同額です。

第11款分担金及び負担金は、3,723万7,000円です。前年度対比470万2,000円の増額です。飲料水供給施設工事分担金の増額や保育所保育料の増額によるものです。

資料6ページをごらんください。

第12款使用料及び手数料は、5,926万2,000円です。前年度対比93万3,000円の増額です。

資料6ページ、7ページをごらんください。

第13款国庫支出金は、2億8,417万5,000円です。前年度対比4億4,771万3,000円の減額です。保育所施設型給付費負担金の増額、児童手当国庫負担金の減額、高度情報基盤整備事業に係る補助金の減額、臨時福祉給付金給付事務費補助金及び子育て世帯臨時特例給付事務費補助金の減額が主な理由です。

7ページをごらんください。

第14款県支出金は、3億5,740万2,000円です。前年度対比1億7,101万円の減額です。保険基盤安定負担金の減額、高度情報基盤整備事業に係る補助金の大幅な減額、保育対策等促進事業費補助金、子育て支援事業費補助金の減額、林道事業費補助金の減額、TOUKA I-0総合支援事業費補助金の増額及び急傾斜地崩壊対策事業費補助金の追加、観光施設等の整備に係る補助金の追加、統計調査費委託金の増額が主な理由であります。

第15款財産収入は、3,294万3,000円です。前年度対比622万8,000円の増額です。町有林ヒラト造林事業に係る売払収入の増額によるものです。

8ページをごらんください。

第16款寄附金は3,000円の科目設置です。

第17款繰入金は、7億4,420万4,000円です。前年度対比1億7,703万6,000円の減額です。特別会計繰入金が科目設置の3万5,000円です。基金繰入金が7億4,416万9,000円です。前

年度対比 1 億7,703万4,000円の減額です。財政調整基金繰入金は 1 億4,265万9,000円の増額です。減債基金繰入金は 3 億7,145万8,000円の減額で、縁故債の繰上償還の終了により減額となっております。まちづくり基金繰入金は510万円の減額です。いやしの里づくり事業、千年の学校運営事業、英語指導助手委託事業、川根本町教育ビジョン推進事業、小中学校の管理経費、文化会館運営経費として繰り入れを予定しております。林業振興基金繰入金は、2,873万7,000円の増額で、桑野山貯木場用地購入財源として繰り入れのための増額となっております。長島ダム水源地域振興及び環境・水源地保全基金は、1,514万4,000円の増額で、元ニュー久保山施設解体工事費や接岨峡温泉ポンプ改修工事等に充当する予定です。地域振興基金繰入金は、1,200万円の増額です。高度情報基盤整備事業の本格的な運用及び利活用に係る経費、おもてなしの店づくり整備事業、住宅リフォーム推進事業費補助金などの経費として繰り入れを予定しております。緊急地震対策事業基金繰入金は、3,148万4,000円の増額です。地震対策などの経費に充当する予定です。そのほか、社会福祉基金から9,210万円など、それぞれ事業目的に沿った基金の繰り入れにより事業の展開を図ってまいります。

第18款繰越金は、1 億円です。前年度と同額であります。

8 ページ、9 ページをごらんください。

第19款諸収入は、1 億1,058万5,000円です。前年度対比868万8,000円の増額です。雑入の主な歳入としては、財団法人市町村振興協会市町村交付金583万7,000円、コミュニティ助成金110万円、在宅高齢者配食サービス事業一部負担金288万円、外出支援サービス利用料696万円、消防団員退職報償金負担金795万1,000円、静岡地域消防救急広域化に伴う整備に事業に係る市町村振興協会助成金2,375万7,000円です。

9 ページをごらんください。

20款町債は、8 億6,930万円です。前年度対比 5 億1,090万円の減額です。過疎対策事業債が 2 億1,700万円、公共事業等事業債が3,820万円、合併特例債が 3 億350万円、緊急防災・減災事業債が7,560万円、臨時財政対策債は、2 億3,500万円です。

以上が平成27年度一般会計予算の概要です。

よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願いを申し上げます。

続きまして、議案第25号です。平成27年度川根本町国民健康保険事業特別会計予算の概要について説明をさせていただきます。

国民健康保険事業特別会計の総額は、歳入歳出それぞれ10億8,950万円で、前年度と比べ7,350万円の増額です。

それでは、歳出から説明をさせていただきます。

資料の43ページをごらんください。

第 1 款総務費は、2,845万3,000円です。

主な内容としては、職員人件費、共同処理業務委託料、賦課徴収に要する費用などです。

資料43ページ、44ページをごらんください。

第2款保険給付費は、6億4,120万円です。医療給付費、高額療養費のほか、出産育児一時金などを計上しております。

44ページをごらんください。

第3款後期高齢者支援金は、1億1,695万円です。

第4款前期高齢者納付金は、医療費及び事務費の拠出金として15万4,000円です。

第5款老人保健拠出金は、8,000円です。

第6款介護納付金は、5,162万2,000円です。

45ページをごらんください。

共同事業拠出金は、2億1,073万6,000円です。高額医療費共同事業拠出金と保険財政共同安定化事業拠出金を計上しております。

第8款保健事業費は、1,423万7,000円です。第1項特定健康診査等事業費は特定健診及び特定保健指導費用等を計上しております。第2項保健事業活動費は、レセプト点検費用、人間ドック費用助成費用などを計上しております。

第9款基金積立金は、1,393万6,000円です。

第10款公債費は、2,000円です。

資料46ページをごらんください。

第11款諸支出金は、220万2,000円です。

第12款予備費は、1,000万円です。

次に、歳入でございます。

資料の40ページをごらんください。

第1款国民健康保険税は、1億8,266万7,000円です。

第2款使用料及び手数料は、2,000円です。

第3款国庫支出金は、1億7,181万6,000円です。

第4款療養給付費交付金は、8,455万4,000円です。

第5款前期高齢者交付金は、2億9,173万円です。

41ページをごらんください。

県支出金は、4,697万7,000円です。

第7款共同事業交付金は、1億8,577万3,000円です。

第8款財産収入は、3万6,000円です。

第9款繰入金は、7,692万4,000円です。一般会計繰入金が7,692万1,000円で、基金繰入金は3,000円です。

第10款繰越金は、5,000万1,000円です。

資料42ページをごらんください。

第11款諸収入は、2万円です。

以上が平成27年度川根本町国民健康保険事業特別会計予算の概要です。

よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願いを申し上げます。

続きまして、議案第26号です。平成27年度川根本町後期高齢者医療事業特別会計予算の概要について説明をさせていただきます。

後期高齢者医療事業特別会計の総額は、歳入歳出それぞれ1億1,900万円で、前年度と比べ800万円の減額です。

それでは、歳出から説明をさせていただきます。

資料の50ページをごらんください。

第1款後期高齢者医療広域連合納付金は、1億1,884万5,000円です。医療保険料と保険基盤安定負担金です。

第2款諸支出金は、15万5,000円です。

歳入でございます。

資料の49ページをごらんください。

第1款後期高齢者医療保険料は、8,343万5,000円です。

第2款使用料及び手数料は、2万4,000円です。督促手数料です。

第3款繰入金は、3,540万8,000円です。一般会計繰入金です。

第4款諸収入は、13万2,000円です。

第5款繰越金は、1,000円の科目設置でございます。

以上が平成27年度後期高齢者医療事業特別会計予算の概要です。

よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願いを申し上げます。

続きまして、議案第27号です。平成27年度川根本町介護保険事業特別会計予算の概要について説明をさせていただきます。

介護保険事業特別会計の総額は、歳入歳出それぞれ12億230万円で、前年度と比べ3,080万円の減額です。27年度からスタートする第6期介護保険事業計画の1年目となります。居宅介護サービス、施設介護サービス等の伸びにより、対前年2.5%の減となっています。

それでは、歳出から説明をさせていただきます。

資料の56ページをごらんください。

第1款総務費は、4,386万円です。職員人件費、介護認定審査会、賦課徴収などの経費が主なものです。

第2款保険給付費は、11億2,004万7,000円です。

57ページをごらんください。

第3款財政安定化基金拠出金は、1,000円の科目設置です。

第4款基金積立金は、1,823万5,000円です。

第5款地域支援事業費は、2,009万6,000円です。介護予防事業や二次予防事業対象者把握事業を实践する経費などを計上させていただきました。

第6款公債費は、1,000円です。一時借入金利子の科目設置です。



第7款諸支出金は、6万円です。

次に、歳入でございます。

53ページをごらんください。

保険料は、2億2,148万8,000円です。

第2款使用料及び手数料は、2万2,000円です。

第3款国庫支出金は、3億757万6,000円です。

第4款支払基金交付金は、3億1,540万3,000円です。

資料54ページをごらんください。

第5款県支出金は、1億7,067万6,000円です。

第6款財産収入は、1,000円です。

第7款繰入金は、1億8,702万7,000円です。一般会計繰入金1億8,702万7,000円となっております。

55ページをごらんください。

第8款繰越金は、1,000円です。科目設置です。

第9款資諸収入は、10万6,000円です。

以上が平成27年度介護保険事業特別会計予算の概要でございます。

よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願いを申し上げます。

次に、議案第28号です。平成27年度川根本町簡易水道事業特別会計予算の概要について説明をさせていただきます。

簡易水道事業特別会計当初予算の総額は、歳入歳出それぞれ3億180万円で、前年度と比べ1,530万円の増額です。大規模事業である本川根北部奥泉簡易水道施設整備事業及び本川根南部簡易水道三盃配水管布設替工事の施工を予定しておりますので増額となっております。

歳出から説明をさせていただきます。

62ページをごらんください。

第1款総務費は、3,426万6,000円です。職員人件費と事務費です。

第3款水道事業費は、1億6,079万6,000円です。第1項水道管理費には水道施設の維持管理業務委託料や水質検査業務委託料、計装設備点検委託料などを計上しております。第2項水道建設費には本川根北部（奥泉）簡易水道設備工事及び本川根南部簡易水道三盃配水管布設替工事を計上しております。

第3款基金積立金は、2万3,000円です。

第4款公債費は、1億573万4,000円です。過疎対策債、簡易水道債の元金及び利子の支払いです。

第5款諸支出金は、1,000円で、一般会計への繰出金の科目設置を計上させていただきました。

第6款予備費は、100万円です。

次に、歳入でございます。

61ページをごらんください。

第1款分担金及び負担金は、9万円です。

第2款使用料及び手数料は、1億957万4,000円です。給水使用料が主なものです。

第3款財産収入は、2万3,000円です。

第4款繰入金は、1億4,480万1,000円です。一般会計繰入金は1億1,759万8,000円です。移設建設費や公債費への支援が主なものです。基金繰入金は2,720万3,000円です。

60ページをごらんください。

繰越金は、210万円です。

第6款諸収入は、1万2,000円です。

第7款町債は、4,520万円です。本川根北部（奥泉）簡易水道施設整備事業及び本川根南部簡易水道三盃配水管布設替工事に充当するため、過疎対策債及び簡易水道事業債の起債を予定しております。

以上が平成27年度簡易水道事業特別会計予算の概要でございます。

よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願いを申し上げます。

次に、議案第29号です。平成27年度川根本町温泉事業特別会計予算の概要について説明をさせていただきます。

温泉事業特別会計当初予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,450万円で、前年度と比べ970万円の減額です。温泉を町内温泉施設へ良好に供給するための経費を計上するものであります。

歳出から説明をさせていただきます。

67ページをごらんください。

第1款総務費は、1,027万4,000円です。職員人件費、事務費等の管理経費です。

第2款温泉事業費は、2,411万6,000円です。寸又峡温泉引湯管布設替工事、接岨峡温泉ポンプ改修工事など、施設を良好に維持管理するための経費を計上するものであります。

第3款基金管理費は、1万円です。

第4款予備費は、10万円です。

次に、歳入です。

66ページをごらんください。

第1款使用料及び手数料は、408万3,000円です。

第2款財産収入は、1万円です。

第3款繰入金は、3,030万3,000円です。一般会計繰入金です。

第4款繰越金は、10万円です。

第5款諸収入は、4,000円です。

以上が平成27年度温泉業特別会計予算の概要です。

よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願いを申し上げます。

議案第30号です。平成27年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計予算の概要について説明をさせていただきます。

いやしの里診療所事業特別会計当初予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,480万円で、前年度と比べ10万円の減額です。現在、医師は募集中であります。4月からも継続した診療ができるよう、関係機関と協議し、対応できるような予算とさせていただいております。

それでは、歳出から説明をさせていただきます。

資料の72ページをごらんください。

第1款総務費は、3,289万3,000円です。第1項施設管理費は、医師の報酬、職員人件費と診療所の運営経費です。第2項研究研修費は、医師及び職員の研修に関する経費を計上させていただきます。

第2款医業費は、1,175万6,000円です。医薬材料費、検査手数料です。

第3款諸支出金は、1,000円です。

第4款予備費は、15万円です。

次に、歳入です。

資料の70ページをごらんください。

第1款診療収入は、2,812万6,000円です。

第2款使用料及び手数料は、12万1,000円です。

第3款繰入金は、1,655万円です。一般会計繰入金です。

第4款繰越金は、1,000円です。

資料71ページをごらんください。

第5款諸収入は、2,000円です。

以上が平成27年度いやしの里診療所事業特別会計予算の概要です。

よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願いを申し上げます。

大変御苦労さまでした。

○議長（中田隆幸君） 42分間の予算の説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑は、議案第24号から議案第30号までの全てについて総括的な質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第24号から議案第30号までは、11名の委員で構成する予算特別委員会に付託したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第24号から議案第30号までは、予算特別委員会に付託することに決定しました。

お諮りします。

ただいま設置された予算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定によって、議長を除く11名の議員を指名したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(中田隆幸君) 異議なしと認めます。

したがって、予算特別委員会は、議長を除く11名の委員を選任することに決定しました。

お諮りします。

予算特別委員会開催等の都合によって、3月4日から3月17日までの14日間を休会にしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(中田隆幸君) 異議なしと認めます。

したがって、3月4日から3月17日までの14日間、休会とすることに決定しました。

————— ◆ —————

### ◎散 会

○議長(中田隆幸君) 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

御苦労さまでした。

散会 午後 2時55分

## 平成27年第1回川根本町議会定例会会議録

### 議事日程(第2号)

平成27年3月18日(水)午前9時開議

- 日程第 1 一般質問
- 日程第 2 議案第10号 川根本町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定について
- 日程第 3 議案第11号 川根本町地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準等を定める条例の制定について
- 日程第 4 議案第12号 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律附則第14条に規定する経過措置に関する条例の制定について
- 日程第 5 議案第18号 川根本町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第24号 平成27年度川根本町一般会計予算
- 日程第 7 議案第25号 平成27年度川根本町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第 8 議案第26号 平成27年度川根本町後期高齢者医療事業特別会計予算
- 日程第 9 議案第27号 平成27年度川根本町介護保険事業特別会計予算
- 日程第10 議案第28号 平成27年度川根本町簡易水道事業特別会計予算
- 日程第11 議案第29号 平成27年度川根本町温泉事業特別会計予算
- 日程第12 議案第30号 平成27年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計予算
- 日程第13 同意第 1号 教育長の任命について
- 日程第14 議案第31号 平成26年度川根本町一般会計補正予算(第11号)
- 日程第15 議案第32号 工事請負契約の変更契約の締結について
- 日程第16 川根本町議会議員派遣の件

出席議員（12名）

|     |        |     |        |
|-----|--------|-----|--------|
| 1番  | 菌田靖邦君  | 2番  | 坂本政司君  |
| 3番  | 野口直次君  | 4番  | 根岸英一君  |
| 5番  | 中澤莊也君  | 6番  | 芹澤廣行君  |
| 7番  | 太田侑孝君  | 8番  | 山本信之君  |
| 9番  | 森照信君   | 10番 | 鈴木多津枝君 |
| 11番 | 小藪侃一郎君 | 12番 | 中田隆幸君  |

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

|                  |       |                |        |
|------------------|-------|----------------|--------|
| 町長               | 鈴木敏夫君 | 副町長            | 森紀代志君  |
| 教育長              | 大橋慶士君 | 総務課長           | 前田修児君  |
| 企画課長             | 山本銀男君 | 税務課長           | 長嶋一幸君  |
| 福祉課長             | 鳥本宗幸君 | 生活健康課長         | 伊藤千佳子君 |
| 産業課長             | 後藤泰久君 | 建設課長           | 大村浩美君  |
| 総合支所長兼<br>商工観光課長 | 野崎郁徳君 | 教育総務課長         | 藤森敦君   |
| 生涯学習課長           | 山下安男君 | 会計管理者兼<br>出納室長 | 安竹賢治君  |

---

事務局職員出席者

議会事務局長 大村敏秋

開議 午前 9時00分

◎開 議

○議長（中田隆幸君） これより、本日の会議を開きます。

なお、本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

説明員は3月4日と同様ですので、御了承願います。



◎諸般の報告

○議長（中田隆幸君） 日程に入る前に諸般の報告を行います。

3月3日午後5時30分から第1常任委員会を開催し、条例案について御審議をいただきました。

3月5日、6日、9日、10日、11日、12日の6日間、27年度予算審議のため予算特別委員会を開催し、終日熱心に御審議をいただきました。

なお、12日には27年度事業実施予定箇所の現場視察も行っていただきました。誠にありがとうございました。

以上で諸般の報告を終わります。



◎日程第1 一般質問

○議長（中田隆幸君） 日程第1、一般質問を行います。

通告制により、通告された質問者は、中澤莊也君、鈴木多津枝君、野口直次君、藺田靖邦君であります。順番に発言を許します。

再質問については、議会運営の申し合わせにより一問一答方式とします。

なお、許された質問時間は30分ですので、的確に質問、答弁をするようお願いいたします。

5番、中澤莊也君、発言を許します。5番、中澤莊也君。

○5番（中澤莊也君） 皆様、おはようございます。5番、中澤莊也です。一般質問通告書に従って質問をさせていただきます。

質問事項は、子育てしやすい環境の整備、若者の定住促進、耕作放棄地を増やさないための取り組み、交通弱者等対策についてであります。

最初に、子育てしやすい環境の整備、若者の定住対策についてであります。

地名地区に建設された若者定住促進住宅には、現在15世帯53人が暮らし、子供たちの愛く

るしい笑顔や姿が地域の人たちに夢や希望、生きがい、活力をもたらしています。このような地域の実情に鑑み、若者が安心して安全に暮らせる環境の整備が町に活力をもたらし、町の活性化、再生につながるものと考え、以下のことを伺います。

一つ目は、4回にわたり慎重な協議を重ねられた結果、平成27年2月13日付で保育所運営委員長名で鈴木町長宛てに提出された休園中である保育所、地名保育園の有効活用について、答申であります。これについての町長の考え方を伺います。

二つ目は、若者等定住希望者に対する情報の提供、家賃の援助、就業・就農支援、土地・建物等のあっせん、町の遊休地等を利用した宅地造成計画について伺います。

三つ目は、所有地の有効活用を図ろうとしている自治会等に対する何らかの支援を考えているかということについて伺います。

次に、耕作放棄地を増やさないための取り組みについてであります。

町内における耕作放棄地が高齢化の進展や茶業を取り巻く様々な環境の変化により年々増加する傾向にあり、本年度の調査で58haに及ぶことが判明いたしました。このままでは先人の築かれてきた川根茶の伝統がなくなり、川根茶の根幹である生産基盤が崩壊していくおそれがあります。大変ゆゆしき事態と考えられます。全町で危機意識を共有しながら、様々な手法と知恵で耕作放棄地対策に取り組んでいく必要があると考えます。そこで、町が今まで耕作放棄地対策として取り組んでこられた様々な施策について、以下のことを伺います。

一つ目は、耕作放棄地再生利用対策事業等の成果、課題、今後の取り組みについてであります。

二つ目は、農用地の再生利用対策として、近年、県下で広まってきておりますソーラーシェアリングに対する町の考え、取り組みについてであります。

三つ目は、地方分権改革の焦点として国が考えている農用地等の規制緩和、農地転用に対する権限移譲について町の考え方を伺います。

最後に、交通弱者等の対策についてであります。

今年度4月から、町営バス南部路線の再編が行われ、地名・下泉線と下泉・文沢線が利用者の減や費用対効果の面から廃止されることになりました。利用者の数を考えればやむを得ない措置だと思いますが、バスを唯一の足として通院等に利用されていた高齢者がいたことも、また事実であります。誰もが安心して自分らしく暮らせる癒やしの里川根本町の実現のため、高齢者等の交通弱者に対する足の確保、支援の継続は必要なものと考え、以下のことを伺います。

一つ目は、おでかけ号の増車、運行区域の見直し等についての考え方であります。

二つ目は、光エリア内で7月から運用が開始される計画になっていますかわねフォンを利用した宅配サービスの可能性について伺います。

質問が多岐にわたりますが、町長、当局から前向きな答弁を期待し、最初の質問とさせていただきます。よろしく願いいたします。



○議長（中田隆幸君） ただいまの中澤莊也君の質問に対し、町長の答弁を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは、中澤議員の質問にお答えをさせていただきます。

平成26年7月24日付で、川根本町保育所運営委員会に対し、休園中である保育所、地名保育園の有効活用について諮問をいたしました。その諮問を受け、保育所運営委員会では、今お示しされたように、7名の委員により4回の委員会を開催し審議をいただきました。諮問に対しての答申は、川根本町の児童人口の推移を踏まえて、現在は保育所として再開は難しいと考えますというものでありました。

現在の本町における保育園の入園状況を見ますと、待機児童はおらず、三ツ星保育園が定員70名に対し64人、桜保育園が定員40人に対し35人、徳山聖母保育園が定員30名に対し37名を受け入れておりますが、川根本町全体としては保育園の受け入れに余裕があること、現在の推計では徐々に児童人口が減少していくことが予測されることなどが理由とされております。この委員会の答申は意味があり、重いものと認識をしております。

答申には、地名地区では、若者定住住宅があり、先ほど述べられましたとおり、子育てしやすい環境をつくるために、町は平成27年度から実施される子ども・子育て支援新制度に積極的に取り組む上で、子育て支援施設等の整備が必要だと考えていますとの一文も添えられております。核家族である若者定住住宅の保護者の子育て相談や交流が身近にでき、子育てしやすい環境をつくる施設として、どのようなものがふさわしいのか検討してまいりたいというふうに思っております。

今回の答申は、現状をもとに出されたものと認識をしており、現在取り組んでいる様々な子育て支援策により児童数が増え、保育の必要性が高まった場合には、また対応も変わってくるというふうに思っております。

常々申し上げているとおり、私は、地名地区がこの中山間のモデル地区になり得るというような地域と思っておりますので、十分地元の皆さんと検討を重ねながら、対応をしていきたいというふうに思っております。

2番目の質問ですが、若者等定住希望者に対する情報の提供、家賃補助、就業・就農支援、土地・建物等のあっせんというのは、私が前々から定住・移住についての窓口を一本化していくという考えのことと理解し、回答をさせていただきます。

9月定例会でも御説明を申し上げましたけれども、企画課では、移住・定住・就業促進の対応として、物件情報の提供、空き家バンク、空き家改修補助、生活情報の提供、就職情報の提供、各課助成制度の情報提供、移住促進交流事業を一括で実施をしており、相談窓口のより徹底した体制づくりが必要だというふうに認識をしております。

しかし、自治体だけでは、専門的かつ徹底した体制として成り立っていないのが事実でございます。町では、空き家対策を一つの例にとっても、不動産の評価、不動産取引に関する仲介業など、自治体にとって対応が難しい専門分野もあり、スムーズに業務を進めるために

は、自治体を実施できない機能を補完するパートナーと連携し、互いの強みや能力を持ち寄り、仕組みづくりを行うことが重要だというふうに認識をしております。

このことから、窓口一元化の仕組みづくりの基礎を構築するため、第一歩の取り組みとして、平成26年度では空き家実態調査を行い、空き家の実態をより正確に把握する作業を実施してまいりました。また、ハローワーク等との連携、個人情報等、大変難しい問題もありますけれども、連携を保ちながら対応していくことをやってまいりました。

また、平成27年度では、実態調査を実施した結果に基づき、所有者の意向調査を進めていくと同時に、空き家バンクへの登録を行っていきます。この空き家対策と同時に移住、定住を進める空き家・就業助成制度等の様々な情報を発信する機関として、基地的なものを構築していきたいというふうに考えております。

先ほど述べましたように、行政だけでなく、自治体を実施できない機能を補完するパートナーと連携することを視野に入れ、空き家対策だけでなく、移住・定住の促進を図るため、情報発信、調整を行う団体等との構築を進めていきたいというふうに思っております。団体等が構築された後には、高度情報基盤を活用し、行政と団体とを結ぶ情報提供システムの構築、全国への情報発信システム等の構築もしていきたいというふうに考えております。

国においても、地方における急速な少子高齢化、人口減少といった厳しい状況に歯どめをかけるためには、地方から東京圏への人口流出に歯どめをかける必要から、国のまち・ひと・しごと創造総合戦略において、地方への移住関連情報の提供、相談支援の一元的な窓口となり、全国都道府県に仲介する役割を果たす全国移住促進センターを、26年度内に東京都中央区京橋に開設することとされました。一方、県でも移住、定住を促進する拠点として、東京都有楽町にふじのくに住みかえるセンターの開設に対し、27年度当初予算に盛り込んでおります。

このような情勢の中、町でも若者等の定住希望者に対し、情報提供等の拠点づくりを進める移住、定住を促進してまいりたいというふうに思っております。議員のおっしゃる定住、移住対策の一つとして上げられる宅地造成計画がありますが、現在のところ具体的な計画は持っておりません。しかし、今後、地区の皆さんと協議を進める案件は幾つかございますので、今年度中に方向性を定めていきたいというふうに思っております。

また、関連であります宅地等確保に取り組む地縁団体に対する支援はという質問でございますけれども、町の将来のことを思い、定住、移住を進めるために、定住等確保に取り組んでいる地縁団体があることは大変ありがたいことだというふうに思っております。しかし、町では、現在のところ具体的な計画がないことで、支援等について現時点では考えていないというのが現状でございます。

耕作放棄地に主眼を置いた農地の適正管理に関するご質問がございました。

耕作放棄地再生利用事業は、平成21年度から平成25年度までの第1期、そして本年度から第2期が始まっており、川根本町農業総合支援協議会を主体に事業を行っているところであ

ります。第1期においては延べ20件、504aの再生利用が実施されました。このほとんどが茶園の再生でありまして、野菜、かんきつ類、ソバ、薬草、珍しいところでは観葉のユーカリなどが再生をされました。

当事業は、農用地、いわゆる青地農地が対象の農地となっており、また、土地の所有権や利用権についても整理がなされなければなりません。残念ながら平成26年度は事業実施がございませんでしたが、既に当事業に関する相談案件がありますので、今後、事業が実施されていくものと考えております。

今後につきましては、既に耕作放棄地となってしまった農地の再生利用はもちろんのこと、特産物振興事業により川根茶との複合経営を行う、あるいは経営農地を拡大していこうとしている農業者に農地を集約化していくなど、耕作放棄地を増加させない農業振興を実施していきたいというふうに思っております。

太陽光発電施設のもとでの農業を行うという農地のソーラーシェアリングは、町内の農用地においても散見されるようになってまいりました。設置事業者においては、売電収入を農業経営資金として活用していこうとしている事業者もあるようでございます。陽光による作物の育成を前提とする露地農業においては、まだまだ検証段階であると考えております。当町の気象条件において、適正性を持った作物についても、事例を見ながら考えていく段階だと思っております。すなわちソーラーシェアリングの条件となっている標準収穫量の達成ができる技術と作物選択についても考える余地があるだろうというふうに思っております。

また、当町は自然景観を観光資源の一つとしているわけでありまして、そのような観点からも、積極的に推進や推奨をする段階ではないというふうにも考えているわけでありまして、

農地法の運用に際しましては、法律、政令、省令に加え通達まで、非常に多岐にわたる法令知識が必要な業務で、第4条、第5条に関する許可に当たっては、町の農業委員会が審議した後に意見書を県に提出することで、県が許可を行うこととなっております。この農業委員会の審議におきましては、小規模な自治体においては、やはり県の指導を仰ぎながら適正な運用を行うことが町民全体の利益につながるものというふうに考えております。

何分にも、農業を考えれば農地を利活用する農業者が極めて重要でございます。幸いにも当町におきましては、全国を舞台に川根茶で頑張っておられる複数の農業者もおります。また、農地の利用集積を進めて頑張っていこうとする個人や農業法人もおられますし、新たな農業法人の設立の取り組みも出てきているところであります。町といたしましては、計画的に農業経営を拡大していこうとする農業者の行動をはじめ、機械の共同所有や農地の共同管理などの手法もございますので、多彩な農業形態が実現できるよう、農協営農及び農林事務所普及指導と連携して、我が町の農業振興を進めてまいりたい所存であります。

おでかけ号の増車でございます。

運行区域の見直し等についてはありますが、現在おでかけ号は、北部地区及び南部地区に

において、交通空白地域を解消するとともに、公共施設や医療機関、金融機関等が集中する中心部と各地区とを結ぶ移動手段として、両地区ともに1台の車両にて運行しております。北部地区では平成22年度、南部地区では平成23年度から運行を開始し、両地区ともに利用者は増加傾向にあります。今年度における1日の平均利用実績は、2月末時点で北部地区が16回で12.8人、南部地区7.2回、8.3人となっております。利用者の増加とともに待ち時間をいただいたり、場合によっては予約をお断りすることも、以前と比較すると増加している状況であります。

ただし、この大半は直前の予約に対するものであるため、利用者の方には事前の予約を勧めているところであります。そうすることで、予約の重複に対しましても、場合によっては相乗りでの対応が可能であり、利用者の利便性確保とともに効率性の向上が図られると考えており、現在の利用状況においては、両地区ともに増車が必要な状況にあるというふうには考えておりません。

南部地区においては、4月1日のバス路線再編により、路線が廃止となる地区でおでかけ号の需要が高まることが考えられます。これまで同様に早目の予約を呼びかけるとともに、町営バス沿線の方には、路線再編によるバスの本数増便とバス停の新設による利便性の向上を積極的に周知することでバスの利用促進を図り、バス路線がない地区の方がおでかけ号を利用する際に不便を来さないようにしたいというふうと考えております。

次に、運行区域の見直し等についてですが、おでかけ号については、買い物や通院など日常生活に必要不可欠な移動手段を確保することを目的に運行区域を設定しており、現在、北部地区内と南部地区内でそれぞれ運行をしております。これに対し、南北をまたいだ運行や島田市への運行についての要望をいただいております。現在の運行区域が移動ニーズを満たしていない点があることも認識をしております。

こうしたニーズについては、民間公共交通機関であります大井川鐵道の利用をお願いしているところですが、昨年3月のダイヤ改正による大幅な減便により、住民の移動手段としての機能が大きく損なわれている状況にあることも事実であります。民間事業者のサービス提供が及ばないところについては、行政サービスの提供が必要であると考えますが、鉄道が運行されない時間帯についての足の確保をするなど、補完的な移動手段としての実現の可能性について、大井川鐵道や島田市をはじめとする関係機関と調整、協議や福祉有償やスクールバスといったその他の輸送手段とも連携して、検討してまいり課題だというふうに思っております。

かわねフォンを利用した宅配サービスの可能性についての質問でございます。

サービス提供の当初から実施するかわねフォンのサービスといたしましては、緊急情報の発信、町や学校、地域からのお知らせ、通話料無料のテレビ電話など、限られた内容になります。

御質問にあります宅配サービスにつきましては、買い物支援サービスを想定しているの

はないかと思いますが、そのサービスを実施する場合、商品の販売事業者、宅配事業者などの体制確保が必要であること、また、注文を取りまとめるシステムや代金の回収方法も決めていかなければなりません。それらの体制が整った後であれば、かわねフォンや今回整備するネットワークを利用したサービス提供の可能性は大いにあります。

ただし、こうしたサービスは、交通弱者対策という形ではなく、高齢者の方々への生活支援のサービスとして、そのサービスを必要としている対象者数の把握や必要とする経費などの検討を重ね、利活用検討委員会や町民の皆様の御意見を聞いた後、最終的には必要な予算を議会の場において議論していただくという方向性になろうというふうに思っております。

以上です。

○議長（中田隆幸君） 総務課長、前田修児君。

○総務課長（前田修児君） ただいまの町長の答弁でございますけれども、おでかけ号の1日の平均利用実績のところの数字がですね、先ほど町長が言い直したところなんですけれども、北部地区が16回、12.8人、南部地区が7.2回、8.3人ということを申し上げましたけれども、北部地区が「16回」ではなくて「10.6」回が正しい数字ですので、訂正をお願いします。

以上です。

○議長（中田隆幸君） 答弁が終わりましたので、再質問を許します。5番、中澤莊也君。

○5番（中澤莊也君） まず最初の、子育てしやすい環境の整備と若者の定住ということで再質問をさせていただきます。

今、町長の答弁の中で、保育所運営委員会の答申というのは重く受けとめるということがあります。確かに慎重な、いろいろなデータに基づいて、町全体のことを考えながら協議していたということは、私も傍聴させていただいてわかったわけですが、そのとき提出された資料をちょっと見てみますと、地名保育園が再開した場合というのがデータとして出していました。平成27年度には19人、平成28年度には18人、平成29年に17人、30年度に11人、平成31年9人ということになっていますが、これは何もしなかった場合の人数の児童の減り方でありまして、町が若者の定住ということを重点的に考えて、さらに若者が必要とする宅地造成をしたり、住宅の提供をしたりすれば、子供たちは限りなく増えていく可能性があるというふうに考えたわけですが、その辺について答弁を求めます。

○議長（中田隆幸君） 町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 先ほど申し上げたとおり、やはり一番通勤圏の都市部へ近いということもございまして、今までも大変、子供さんも若者も増えている地区であるということで、何もしないという話じゃなくて、するような方向でモデル地区にしたいという思いがあるということをお伝えしたかったということです。何とか皆さんと協議しながら対応して、モデル地区になるように私どもも行政も頑張っていく。当然地元の皆さんにも御協力をいただくということで進めていきたいということです。

しかし、今現在、保育所の運営委員会のほうで答申が出たものですから、それに対しての

答弁は先ほど申し上げたとおりですが、やはりモデル地区にする一番適地であるというふう  
に認識をしているものですから、そのような方向で検討していきたいということでございま  
す。

○議長（中田隆幸君） 5番、中澤莊也君。

○5番（中澤莊也君） 町長には非常に前向きな御答弁をいただいて、本当にありがたく思っ  
ております。町長の考え方の中で、地名地区が中山間地のモデルになるということは、たび  
たび御答弁をいただいておりますので、私もそこはしっかり受けとめていきたいというふう  
に考えております。それで、子供たちが急激に増えた場合は、対応も今後考えていただくこ  
うことで、そういうことで受けとめておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

その答申の中に、今年、平成27年の4月から子ども・子育て支援新制度が始まります。そ  
れに積極的に取り組む上で、子ども・子育て支援施設等の整備が重要だと考えているという  
文言があるわけですが、これは福祉課長の説明の中で、子育て拠点施設の整備、地域子育て  
拠点施設、支援拠点ですか、そういうものは国のほうでも、いろいろな保育に欠ける児童で  
なく、全ての児童があまねく子育ての支援を受けられる、そういう体制をつくっていくこと  
で始まる事業でありますので、そこを今、月に2回ですか、子育て支援という形で地名保育  
園が、これは管理の面を含めてという説明がございましたが、開放されているわけですが、  
それをもう少し増やす考え方。以前、福祉課長に伺ったとき、福祉課のほうではそういうこ  
とを前向きに検討しているという御答弁をいただいておりましたが、その辺について再度伺  
います。

○議長（中田隆幸君） 福祉課長、鳥本宗幸君。

○福祉課長（鳥本宗幸君） それでは、中澤議員の御質問にお答えいたします。

議員おっしゃいましたように、本年4月から子ども・子育て支援新制度が実施をされます。  
それに伴いまして、平成26年第3回の議会におきまして、三つの条例をお認めいただきました。  
まず1点目が特定教育、保育施設及び特定地域型保育事業の運営基準を定めるもの、二  
つ目が小規模保育事業や家庭的保育事業の設備や運営基準を定めるもの、三つ目が放課後児  
童クラブの設備基準、運営基準を定めるということで、条例をお認めいただきました。そう  
いうような条例をお認めいただいたということで、平成27年からそういうような施設にも取  
り組めるということでございます。

それから、中澤議員御質問の子育て支援の拠点の施設ということでございます。現在、子  
育て支援ひだまり、藤川地区にございますけれども、月2回、地名で開放をしているという  
ことでございます。町長の答弁にもございましたけれども、地名の若者定住住宅、核家族で  
ございますので、子育ての相談、また子育て中の保護者の交流の施設としてどのようなもの  
がふさわしいのか。町長の答弁にもございましたけれども、そのためにどのような施設がふ  
さわしいのか、これから慎重に検討を加えていきたいというふうを考えております。

以上です。

○議長（中田隆幸君） 5番、中澤莊也君。

○5番（中澤莊也君） 今、福祉課長の答弁にありましたように、非常に大切な施策ということで捉えておりますので、前向きな検討をお願いしたいと思います。

次に、若者の定住ということで、地域において、積極的に自分たちの所有する土地を活用して宅地造成等を図ろうとしている団体に対する支援については、現在のところ考えていないという御答弁がございました。

以前、若者定住の住宅をつくる時、町は、地名区の自治振興会ですか、そこから土地を購入して住宅を建てて、今のような状況を呈しているわけでありまして。町の遊休地の有効活用ということで、以前、質問をさせていただいたとき、なかなか入札、応札まで至っていないというようなことがございました。まず、町の遊休地を有効に活用して宅地造成を図って定住の促進を図るということは非常に大切なことであるし、年々増え続けている耕作放棄地についても、何らかの措置をしていく一つの方策として宅地造成ということがあるというふうに私は考えていますが、やはり耕作放棄地となる農地については、周りに農業を営んでいる方があって、なかなか宅地造成には向かないというような御答弁もいただきましたが、もう一度、宅地造成に関する考え方、地区に対する支援ということについて伺いたいと思います。

○議長（中田隆幸君） 町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 宅地造成につきましては、今、中澤議員がおっしゃったように、まず町有地の対応、使っていない、そのようなことも当然ながら考えていく必要があると。町有地が荒れているところが何か所かありますけれども、その辺を徹底的に対応することも一つではないかと。

それから、農地というのは、先ほども答弁いたしましたように、大変手続きが難しいと。面倒だという言葉がいいかどうかわかりませんが、そのような手続きが大変な中でやるよりは、町有地の対応を少し具体的に考えたほうが良いというふうに思っております。当然必要な町有地は、町の施設として対応することもあるかもしれませんが、町有地の払い下げにいくかどうかは別として、何か所かはそのような対応を当然ながらしていく必要があるというふうに考えておりますので、検討していくということで御理解いただきたいと思います。

○議長（中田隆幸君） 5番、中澤莊也君。

○5番（中澤莊也君） 地縁団体等の支援について再度伺いますが、今、町長が言われたように、いろんな宅地造成をするには、法的なものもあるだろうし、測量とか分筆するに当たって、かなりの経費がかかるわけですね。そういうものについて、町のほうで施策として取り組むとしたら、何らかの支援が私は必要であるというふうに考えますが、その辺について町長の答弁を求めます。

○議長（中田隆幸君） 町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 民間の土地ですと、やはりそのような手続が相当かかるということで、今おっしゃったとおりです。それについての補助をするかどうか、この点については十分委員会で検討していただく案件かなというふうに思っておりますけれども、町有地の関係は若干手続は簡単だというふうに思っておりますので、対応できるほうからやっていくのが当然かなというふうには考えております。今の質問の中で、検討課題ということで御理解いただきたいと思えます。

○議長（中田隆幸君） 5番、中澤莊也君。

○5番（中澤莊也君） 今、検討課題ということで、これについては前向きな検討を、今後、土地利用委員会等でお願ひしたいと思えます。

次に、耕作放棄地を増やさないための取り組みであります、特にソーラーシェアリングに対する考え方について、再度伺いたいと思えます。

これを進めようとする町内の業者さんがいらっしやって、農地を自分たちではできなくなった、高齢になって、そこを利用して少しでも収入を得ると。農地の上に太陽光を建てて下で農作業をする。先ほど難しいということをおっしゃいましたが、3年間、周りの農地と比べて、収穫率が2割減、それ以上になると問題があるということですが、そういうことについては、行政のほうで収穫量等についての調査をするということ、報告の義務はありますが、現在取り組まれている中で、非常に大きな問題があるということをお伺いしております。それは、高齢者でも亡くなられた方、名義の変更がされていなくて、そのまま土地があると、そのまま土地が動かないんですね。実際そこを太陽光を建ててソーラーシェアリングをやって活性化しようとしても、なかなか土地が動かないと。こちらにいらっしやなくて遠くに住んでいる方の承諾が得られないと、そういうような状況があるということをお聞きしておりますが、少しでもそういうものを、荒廃農地を減らそう、50haもあるものを少しでも減らそうという考え方があるなら、そういう手続上の問題というのですか、経費の問題もあるんですが、そういうものに対する町の支援というものは今後必要になってくるのではないかとこのように思えますが、その辺について御答弁を求めます。

○議長（中田隆幸君） 産業課長、後藤泰久君。

○産業課長（後藤泰久君） 農地の貸借の件ですが、あくまでも個人の所有ということで、町が相続とかにかかわることは不適かと思えます。

○議長（中田隆幸君） 5番、中澤莊也君。

○5番（中澤莊也君） 確かに個人的な問題ということなんですが、耕作放棄地対策というのは町を挙げて取り組まねばならない喫緊の課題であります。それがいろいろな施策を講じていただいて、26年度にはなかった、予算を計上したけれども、利用する方がなかった。年々、32.6haという町の推計があったわけですが、本年度調査する中で50haにもう増えているということですので、少し考え方を改めて、そういうことに取り組む必要があるのではないかとこのように思えます。その辺について再度伺います。



- 議長（中田隆幸君） 答弁を求めます。産業課長、後藤泰久君。
- 産業課長（後藤泰久君） 26年度において耕作放棄地の再生事業の実績は残念ながらありませんでしたが、改植とかほかの特産物への転作ということは、改植においては135 a、転作においては150 a ぐらいの実績があります。ソーラーシェアリングについては、今のところ1件の要望があるようですが、町として進めるという考えは、今のところはありません。
- 議長（中田隆幸君） 再質問はいいですか。5番、中澤莊也君。
- 5番（中澤莊也君） 今、転作とかそういうことで135 a、150 aということが実績としてあったということですが、それでも実際にやった方では、農薬の問題とかそういう問題が今後非常に問題になると。例えば横に茶園があって、自分がネギとかいろいろな作物をつくっている場合、農薬の種類とかかける時期、そういうものが違って、非常にこれから難しい問題だよというようなこともお話を伺っておりますが、その辺について町はどのような認識を持っているのか伺いたいと思います。
- 議長（中田隆幸君） 産業課長、後藤泰久君。
- 産業課長（後藤泰久君） 議員のおっしゃるとおりで、作物によって消毒、防除の関係が変わってきます。それは農協の営農と相談しながら、地域を割りまして、茶園を守るところは茶園で守ると。山の、そこから離れたところにかんきつ類にするというようなことで、相談を受けながら進めていくつもりであります。
- 以上です。
- 議長（中田隆幸君） 5番、中澤莊也君。
- 5番（中澤莊也君） 今のことの確認ですが、樹園地とかお茶をやるというような場合は、分けて、そういう影響がないような形で取り組んでいくということによろしいでしょうか。
- （「はい」の声あり）
- 議長（中田隆幸君） 5番、中澤莊也君。
- 5番（中澤莊也君） 農地の流動化という問題の中で、権限移譲の関係の中で、農用地の見直しということが今年取り組まれるというふうに伺っております。その中で、農用地、青地を見直すということですが、現在、原野化しているところとか、農地として狭小な部分で、急傾斜地等で農道もない、農地に適さない部分について外していくという考え方をされているようですが、地域においては、高齢者が増えていって、このままでは耕作放棄地が非常に増えていくという地域がありますので、そういうものについては、地域の農業委員、地域の実情等を把握して青地の見直しを図る考えはないかということについて伺います。
- 議長（中田隆幸君） 産業課長、後藤泰久君。
- 産業課長（後藤泰久君） 農地地域の見直しについて、平成27年度で行う予定であります。それにつきまして、現状を踏まえて地区の意見を聞きながら見直しをかけるつもりであります。
- 以上です。

○議長（中田隆幸君） 5番、中澤莊也君。

○5番（中澤莊也君） ぜひそのような形でお願いしたいと思います。高齢者でもう後継者もなく、このままでは荒れてしまう。農業環境というのですか、周辺の農地にも影響があるということが考えられますので、ぜひ地域の意見を聞きながら、青地の見直し、農用地の見直しということに取り組んでいただければと考えます。

最後になりますが、交通弱者等の対策について再度伺います。

おでかけ号の増車は現在考えていない、運行区域の見直しも行う予定はないということですか、現在はそう考えていないということでもあります。これは陸運局に少しお聞きしてみました、区域を町外に広める場合、道路交通法とか運送法で特別に問題はないという回答をいただいております。例えば川根町、島田市ですが、そこへ行く場合、島田の公共交通会議というのがあって、そこで承認されれば可能であるというお話も伺っておりますし、例えば余り島田市とかに影響がない場合は、川根本町の公共交通会議の中で検討して、委員の方が承諾をしていただければ可能だということをお伺いしておりますが、その辺について町の考え方を伺います。

○議長（中田隆幸君） 企画課長、山本銀男君。

○企画課長（山本銀男君） お答えします。

確かに地域公共交通会議におきましては、自治体をまたぐものにつきましては、それぞれの町で協議会においてその承認をいただくという形をとることとなります。ただ、現時点では、島田市とのそういう調整等も行っておりません。これからの課題だと考えております。

○議長（中田隆幸君） 5番、中澤莊也君。

○5番（中澤莊也君） 今、課長の答弁にあったように、大きな課題だと思います。高齢者のお宅を伺うと、やはり地域に飲食店が、いろいろな食料雑貨等を扱うお店が以前はあったけれども、今はなくて、「わしは買い物にも行けない」ということを言われる方がいるし、実際、車を運転できない人にとって非常に大きな課題だと思いますので、大きな課題ということだけで捉えるのではなく、今後、公共交通会議の中でそういうことも検討をしていただければというふうに考えます。

そして、かわねフォンの関係で、なかなかすぐには難しい、そういう仕組みづくりができてから、高齢者の生活サービスの一環として高いサービスのようなものをやることになるのではないかと。今後、利活用検討委員会でも協議していくということですが、利活用検討委員会の中で、こういうことも検討していただきたいということをお伺いします。

再度、区域の見直しということについて伺いたいと思います。それを前向きに検討していく考えがあるのかどうかということをお伺いしたいと思います。

○議長（中田隆幸君） 企画課長、山本銀男君。

○企画課長（山本銀男君） おでかけ号の区域の見直しということによろしいですか。

○5番（中澤莊也君） はい。

○企画課長（山本銀男君） 公共交通会議の中で委員の皆様からの御意見を聞いて公共交通会議を実施していきますので、その中でそういう御意見が出れば、当然公共交通会議での検討課題になると思います。

○議長（中田隆幸君） 企画課長、山本銀男君。

○企画課長（山本銀男君） すみません、地域公共交通会議での委員の皆様からの御意見があれば、そこで検討していくこととなると思っております。

○議長（中田隆幸君） 5番、中澤莊也君。

○5番（中澤莊也君） これは、例えば買い物だけじゃなくて、今いろいろ文化会館のとかいろいろな事業をやるわけですよ。そのときなかなか、いろいろすばらしい事業をやられていて、多くの方が来られているわけです。それは、この前の事業については北海道の方かが参加されているということで、町外者が多いんだけど、町内の方はなかなか来てくたさらないということですが、それについては、やはり足ということが、ないわけですよ。南部のほうから文化会館のほうに事業に参加したいという考え方の人はいるわけですが、なかなか足がなくて行けない。そのとき、もし北部、南部を超えたおでかけ号というようなものが考えられれば、そのときそれを使ってそういう事業に参加するということがあるものですから、区域の見直しというのは、町内の区域の見直しと町外に対する区域の見直し、いろいろな面であると思いますので、ぜひ検討していただきたいと思います。

最後の質問をさせていただきます。

かわねフォンについての宅配サービスというのは、これから非常に高齢者が増える我が町においては重要なものとなりますので、再度宅配サービスについての考え方について伺いたいと思います。

○議長（中田隆幸君） 企画課長、山本銀男君。

○企画課長（山本銀男君） 宅配サービスそのものはどこまでのサービスをどこの部分がやるかということになるかだと思います。行政だけではできる問題ではございませんので、民間事業者等が当然入ってこなければサービスの提供はできません。そういう意味で、それがまた民間事業者の収益に結びつくと、そういう形ができるものが目に見えてくるまでは、時間を要するものだと考えております。

○議長（中田隆幸君） 5番、中澤莊也君。

○5番（中澤莊也君） まさにそのとおりだと考えますが、やはりそこら辺の仕組みづくりというのが大切になってきますので、連携等をとって、高齢化率45%、これからどんどん皆さんが年をとって、こういうような状況、交通弱者に私たちもなる可能性がありますので、積極的な検討、協議、組織の立ち上げを期待して、私の一般質問を終了させていただきます。

○議長（中田隆幸君） これで中澤莊也君の一般質問を終わります。

次に、3番、野口直次君の発言を許します。3番、野口直次君。

○3番（野口直次君） 3番、野口直次です。通告に従い、一般質問をさせていただきます。

ここに立たせていただくのも多くの人々のおかげだと思っております。

26年度は、情報通信事業関連予算のため76億9,500万円ほど膨らみました。27年度は、当初予算、一般会計では64億6,100万円、前年対比16%減です。26年度は特別として、25年度は59億7,200万円から比較しますと、27年度64億6,100万円の伸び率は、約8.2%増です。金額で約4億8,900万円の増となります。

2月4日、地元の林道法面崩落に対して、災害に対するトップの素早い対策、また住民の避難と誘導に多くの職員が当たっていただき、本当にありがたく、感謝しております。そんな中で、27年度は、失礼な言い方かもしれませんが、千年の学校の直営は町長の本気モード、いよいよ人材育成、本腰かと思っております。カヌーも観光協議を含め新たな組織づくり、県下で西伊豆町と本町のみの高校生までの子ども医療全額補助、学校教育ビジョン、学校間連携グループ事業、今年度も昨年引き続き新婚さんに川根茶器セットの贈呈の増額、健康増進施設の耐震補強、学校関係を含め、大方耐震工事も本年度で終了かと思われます。また、福祉、健康、生活、長寿、あらゆる事業の継続、川根高校の通学留学生、今年は12名ほどと聞いておりますが、助成と評価すべき新規事業が含まれています。

また、心配なこともあります。町内の医師の確保へ切れ目があつては、町民、患者が困ります。

さて、前置きがいつものように長くて申しわけありませんが、もしこの新金谷駅に島田市が約9,500万をかけてS Lの転車台を設けていただかなかつたら、トーマスは川根地には来なかった。昨年は約20万人とも言われる観光経済効果もありません。トーマス、ジェームスが後ろ向きに走ったら、子供たちの夢は消えてしまいます。千頭駅の周辺のあのにぎやかさ、今年こそは町民のためのトーマスにしたいと思ひます。また皆さんで努力したらと思ひます。

新年度に当たり、二つの質問をさせていただきます。

一つ目は、主要な施策に対する町長の方針ということです。

先月、議会の視察で町内の企業へ訪問したときに、その会社の従業員の方から意見や要望が出ました。その中に、ちょっと私が気になったことがあったので、ここにちょっと読み上げさせていただきます。若者が町内に新築する場合、町外者が本町へ移住するときの家屋の資金助成補助など若者向けのユニークな補助制度があると助かる。若者が結婚して新居を建てる土地を提供してほしい。現状では、島田市に移住する世帯が多いです。自家用車を持たない老夫婦の通院は負担が多いです。交通の手段、支援をお願いしたい。最後になりますが、山間地に住んでいる。平日高齢者一人で留守を頼んでいます。以前は週に一、二回ほど食料を積んだ業者が来てくださり、買い物するのも楽しみであったのですが、現在は客が減ったこともあり、全く来なくなり、ふだんの買い物が不便で、販売業者が来てくださるとありがたい。日用雑貨、食料品など、ふだん購入できない買い物難民です。

そのようなことから、通告いたしました、先ほど言った施策に対する町長の方針の中に、

(1) 人口減少の対応と地方創生、若者の定住と働く場所の確保、高齢者支援、介護保険制

度、生きがいつくり等の取り組みをお聞きいたします。

二つ目は、高度情報基盤整備についてです。

今回の計画は、高速無線を活用することで、整備費用、維持費用を抑え、同報無線の更新に必要な費用を含めた新たな整備をすることでした。工事費を含め実際どうであったのか。事業の見通し、当初計画から26年、27年にかけて、町民に対する説明、当初計画、8月の契約時点、現在から今後について。今後の利活用、ネットワーク最優先のはどんなものをお考えおられるか。

最後に、屋外同報無線の強化。現在の同報無線よりも機能を充実強化されるのか、現状とほぼ同じなのかということをお聞きさせていただきますので、よろしくお聞きいたします。

○議長（中田隆幸君） ただいまの野口直次君の質問に対し、町長の答弁を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは、野口議員の質問に対し、お答えをさせていただきます。

最初に、人口減少への対応と地方創生の質問でございました。

人口減少問題につきましては、大変重く受けとめているとともに、早急かつ迅速に対応しなければならない課題だというふうに認識をしております。

2月の議員全員協議会で説明をさせていただきました内容と重複をいたしますが、国は、まち・ひと・しごと創生法を制定し、平成26年12月、まち・ひと・しごと創生総合戦略を閣議決定いたしました。戦略は、人口減少と地域経済縮小の克服、まち・ひと・しごとの創生と好循環の確立を基本的な考えとし、従来の政策の弊害を排除し、人口減少の克服と地方創生を確実に実現するため、自立性・将来性・地域性・直接性・結果重視の五つの政策原則に基づきつつ、関連する施策を展開することが必要とされております。また、人口減少の歯どめ、東京一極集中の是正を着実に進めるため、地方における安定した雇用を創出する、地方への新しい人の流れをつくる、若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる、時代に合った地域づくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携するという四つの目標を設定し、国の総合戦略を策定しております。

国は、まず物価動向や消費に関する地域の実情に配慮しつつ、地域の消費の喚起など、景気の脆弱な部分にスピード感を持って対応をすること及び仕事づくりなど、地方が直面する構造的な課題への実効ある取り組みを通じて、地方の活性化を目的とした地域住民生活等緊急支援のための交付金の交付を決定いたしました。

このことから、町では、メニューにある地域消費喚起・生活支援型ということで、プレミアム商品券発行事業の実施を考え、地方創生先行型ということで、地方版総合戦略及び戦略における観光振興策などの事業に充当とし、26年度補正予算での対応としております。

地方版総合戦略においては、地方公共団体は、国が取りまとめた長期ビジョンやまち・ひと・しごと創生総合戦略を勘案し、市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定をしていくことが求められておりますが、このことから、町では、川根本町創生総合戦略の策定作業

を進めているところであります。

策定に当たっては、町の人口ビジョンを策定するため、人口分析、人口動態の現況データの収集、取りまとめ作業、人口推計シミュレーション等、業務の委託準備を始めているところであります。同時進行で、制度全体の理解、戦略の掘り起こしをするため、課長会議での説明、職員全員への説明を実施し、効果的、効率的に推進するため、庁舎内に課長以上による総合戦略本部、職員によるプロジェクトチームを立ち上げることであります。また、地域の産業、雇用、企業等の施策を一体的に立案、推進するため、町内の住民代表に加え、産・官・学・金等の関係機関のメンバーによる組織を立ち上げます。

県の人口問題に関する有識者会議の資料では、町は2010年には8,074人でしたが、2040年には4,168人になると推計が出ております。有識者で立ち上げた日本創成会議の資料では、2040年に3,600人になるという推計もあります。町の人口減少に歯どめをかけるためにも、他市町と違う町独自の特色のあるものとし、自主性、主体性を発揮し、地域の実情に沿った地域性のある戦略とすることが重要だというふうに考えております。

また、従来との取り組みにとらわれない効果的な施策が必要でありますので、人口減少に歯どめをかけるための目標に対し、確実に達成できるよう具体的な戦略を策定をしていきたいというふうに考えております。

若者定住と働く場所の確保という質問でございますが、議員の言われる若者の定住につきましては、最初の御質問の人口減少の課題にも関連し、また、先ほどの中澤議員の回答内容と重複する部分もありますが、町では、生活環境の整備として、平成17年度から20年度にかけて、地名地区に若者定住促進住宅を整備し、若者の入居を推進し、また、町営住宅については、徳山地区に9棟18戸、地名地区には3棟6戸の住宅を整備いたしました。先ほど説明させていただきましたが、移住・定住施策として、空き家の対策にも力を入れていこうというふうに考えております。

また、川根本町総合戦略におきましては、人口減少に歯どめをかけるためにも、他市町と違う町独自の特色のあるものとし、自主性、主体性を発揮し、地域の実情に沿った地域性のある戦略を平成27年度に策定をしていきます。

さらに、働く場所確保という質問ですが、議員の御指摘のとおり、若者の定住には、雇用の場の創出が最も効果的なことと認識しております。私は、新たな企業誘致等による雇用の場の創出も必要だと思いますけれども、現在、町の中で頑張っておられる企業の皆さんが元気になっていただき、若い方々が地元への就職を希望するという姿のまちづくりが、理想的だというふうに考えております。そのため何をしたらよいかは、いまだ効果的な方策については模索をしているところでありますが、そのほかには、これからも増えていくことが予想される高齢者のための施設サービスを充実し、関連した雇用を増やしていきたいというふうに考えるほか、現在進めております高速ブロードバンドの運用が開始された後、ITを活用した小規模な企業等の誘致の可能性を含め、多くの皆さんの御意見を伺いながら検討して

いきたいと考えております。

平成27年度からの町の第2次総合計画の策定が始まりますが、この総合計画の中でも、若者の定住のための魅力ある多様な企業の誘致等の施策についても、必要であるというふうに考えております。また、宅地造成計画の実施には、多額の支出の必要があることや設置予定箇所との調整が必要です。

今後は、人口動態、町財政状況、利便性、公益性、将来性等を考慮し、慎重に検討していきたいというふうに思っております。総合計画策定に当たっては、議員の方々の貴重な御意見等を伺いながら、基本構想、基本計画を策定していきたいというふうに思っておりますので、よろしく御協力をお願いをしたいというふうに思っております。

高齢者支援、介護保険制度、生きがいづくりの取り組みについてお答えをさせていただきます。

3月現在、高齢化率が44.7%であり、県下一高齢化率が高い町となっております。また、団塊の世代が高齢者となる時期でもあり、当分の間は高齢者が増加していくものと思われま

す。高齢化に対しての施策ですが、第1次川根本町総合計画や第6次高齢者保健福祉計画、川根本町保健計画に基づき、実施を展開しております。高齢者への支援として、疾病の早期発見等のための特定健康診査や後期高齢者健康診査、インフルエンザや高齢者肺炎球菌ワクチンなどの予防接種費用助成、要介護者とならないための生きがい対応型デイサービス事業、一般の交通機関を利用することが困難な高齢者への支援として外出支援サービス事業、高齢者が健康で自立した生活ができるよう支援をする配食サービス事業、ひとり暮らし等の高齢者の緊急事態に対応する緊急通報システム、自宅での緊急搬送に対応するため緊急医療情報キット整備事業、地域包括支援センターによる介護予防事業や相談業務、徘徊行方不明者探索活動支援ネットワーク事業など、きめ細かな高齢者施策を現在も実施をしているところであります。

介護保険制度では、介護が必要となった方には、在宅サービスとして訪問介護や訪問看護などの訪問系サービス、施設に通って利用する通所介護、施設サービスとして特別養護老人ホームや老人健康施設への施設系サービス、地域密着型サービスとして小規模多機能型居宅介護や認知症対応型共同生活介護などがございます。さらに、生活する環境を整えるサービスとして、福祉用具貸与や購入費の支給、住宅改修費支給など、国の介護保険制度に沿ったサービスを展開しております。

要介護状態にならないように、地域包括支援センターを中心として、元気な高齢者を対象とした一次予防事業として、全地区で開催する元気はつらつ教室や元気いっぱい教室、地区栄養講習会など、話し相手ボランティア養成講座や認知症サポーター養成講座、要介護へのリスクの高い高齢者を対象とした閉じこもり予防教室や運動機能、口腔機能の向上指導、栄養改善指導など、様々な事業を行っております。

生きがいつくりへの対応としては、いきいきクラブ活動やふれあいサロンへの補助制度、敬老会事業への補助や米寿該当者への記念品贈呈、シルバー人材センターへの補助金交付などに取り組んでいるところであります。

川根本町は、昨年8月に静岡県が発表した65歳から平均自立期間を示すお達者度では、女性が21年10カ月で1位、男子が18年4カ月で3位と、元気な高齢者が多いことが証明をされております。これからも高齢者施策には積極的に取り組み、元気な高齢者が多い町となるよう努めていきたいというふうに思っております。

高度情報基盤整備についての御質問です。お答えをさせていただきます。

事業の見込みですが、光エリアについては、幹線、支線部分の光ケーブル施設がほぼ完了し、光損失試験を行っています。この後、電柱の管理者による改修補強工事が完了次第、仮設置していた箇所を正式に設置し、完成させていきます。引き込み線の施工については、今月下旬から取りかかる予定になっておりますが、ケーブル取りつけに必要な電柱への共架申し込みを済ませ、調査結果を待っている状況です。端末機を設置して、光エリア内へのサービス提供が可能となるのは6月末と見込んでおります。

無線エリアについては、ネットワーク構成上必要な中継無線局の設置は3月中にほぼ完了する見通しですが、無線エリアと光エリアの中心状況の格差や樹木の生長による通信障害への不安を少しでも小さくするため、最終アクセス方法を光ケーブルとする変更を計画しており、その準備に数カ月要すると見込んでおります。その後、各世帯までの引き込みや端末機設置を進めていき、無線エリアでのサービス提供が可能となるのは10月下旬と見込んでいます。今後も一日も早いサービス提供に向け努力してまいりますので、御理解と御協力をお願いしたいというふうに思っております。

関連する工事については、国庫交付金事業である契約済みの整備工事との一体性での施工は必要性が認められないため、当初から別工事として発注をすることを見込んでいたものであります。関連事業の内容については、前回の全員協議会でも説明したのですが、工事の必要性、工事内容など、今後も検討を重ねて工事を実施していきたいというふうに思っております。

事業の規模から契約締結については、議会の承認をいただくこととなります。よろしくお願ひしたいと思ひます。

工事の進捗状況やサービス提供の時期の遅れなど、町民の皆さんにお知らせし、御理解を得なければなりません。町が自ら実施する工事としましては、これまで町が経験したことのないほどの大きな規模の事業です。想定していた事業スケジュールが大幅に遅れてしまったことも含めて、町としても反省し、今後に生かしていきたいというふうに思っております。

今回の整備工事については、最低限の基盤整備との考えのもと、まず利活用できるインフラ整備をするというのが目的でございます。今後の事業の方向性としては、いよいよ利活用に向けて進んでいかなければなりません。地方創生という風もあります。計画策定の中で有



効な利活用についての検討を重ね、具体化していきたいというふうに思っております。昨年設置をさせていただきました利活用検討委員会についても、町側の計画を明確に示すことで、具体的な御意見をいただけるものと考えており、今後とも御協力をお願いするものであります。

引き続きまして、どの分野の利活用を最優先するかという御質問には、この町が抱える大きな課題として、医療、教育、防災、健康・福祉、商工・観光業などがありますが、いずれもこの町で安心して暮らしていくためには欠かすことのできないものであります。どの分野を最優先に進めるということではなく、より具体化した利活用を明示できた分野から、その対象者の数や全体の事業費、必要性など、まず町民の皆様にご理解いただき、その上で予算措置について議会に諮っていきたいというふうに思っております。

同報無線屋外子局の設備については、今回の高度情報基盤整備工事により、同報無線の整備当初より使用しているスピーカーや蓄電設備の取り替え、また、使用電波が異なるための受信設備の取り替えです。屋外スピーカーの設置箇所は、基本的に現在の柱をそのまま利用していく計画でございますので、位置、数量とも変更はないと考えております。現在、屋外スピーカーが設置されていない地区への配置という形であれば、今回の整備工事後であっても設置は可能であります。

こうした整備については防災目的でありますので、契約をしている工事とは切り離れた上で、防災を担当する総務課を含めた検討も必要になってまいります。告知端末機かわねフォンを設置しない方々への追加加入の形をとれないかという御質問でございますが、引き込み工事等の費用負担については、12月議会で議決いただきました施設条例の規定によるものであります。平成27年1月31日までの申し込み期間内において、特別な事情がある場合には、条例第12条の規定による減免措置も認められますので、もう一度状況を確認した上で、追加加入について検討をさせていただきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（中田隆幸君） 答弁が終わりましたが、ここで10時40分まで休憩としたいと思います。再開は10時40分からです。

休憩 午前10時24分

再開 午前10時40分

○議長（中田隆幸君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きたいと思っております。

再質問を許します。3番、野口直次君。

○3番（野口直次君） いろいろなことをまた教えていただいて、ちょっと私もわからんところが大変、逆に自分の思いと実際やっていたいただいていることはほぼ同じだなというところも

多々あります。

その中で、最初の主要な施策に対する町長の方針ということで、中澤議員とも打ち合うところが多いんですが、もうこの戦略的とかいろいろ、今から計画を立てるということで、今までやったいいこともやりながら人口減少の対策、それで国が推し進める地方創生。結局地方創生というのをやっていただきますと、今までは、地方のことは国が思っていなかったところもあるんですが、その辺を含めて、国・県と町の関係というのは非常にスムーズにいくのか、あるいは全国、何万か何千か知りませんが、ある市町村と国・県との調整なんかが大変うまくいくのかどうか、ちょっとお聞きしたいと思います。皆さん、たくさんいろいろなアイデアを出してきて、それが、それじゃ国が、窓口が今以上にね、総務省がやるかどこがやるか、各市町がやるか、当然また縦割りでいろいろなことが出てくるんで、その辺のこと。これは国のことですが、本当に小さな町のいいアイデアを取り上げていただくには、やはり町長はじめ皆さんのまたいろいろな県・国の働きもあると思う。その辺がちょっと気になりますので、お考えをお願いいたします。

○議長（中田隆幸君） 町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 今、まちづくりの原点の話をしろという、考え方のというような御質問というふうにとりましたけれども、実は、いろんな全国で人口減少の話題がたくさん出ております。その中で、私は特に今、この川根本町を考えましたときに、例えば島国、それから中山間の田んぼの多い町、それから林業の町、いろいろ中山間でも分かりますけれども、この川根本町は特異なところがありまして、いろんな業種の皆さんが集まっている地域だというふうに認識をしております。ですので、田んぼが主体ところでは、一つの方策を町として決定して対応すれば、ほとんどの皆さんに影響があるということが一つあります。

しかし、川根本町の場合は、観光もあります、農林業もちろんございます。工場もあります。それから、給与所得者、高齢者の方が多いということは、いろんな事情が交錯しているのが、この町だというふうに思っています。

ですので、一つのことをやれば全てが解決されるという町ではないというふうな認識のもとで、簡単に言いますと、あれもこれもいろいろ組み合わせてやらない限りは、全体の底上げへ行かないという特殊な町であるというふうに認識をしております。特殊な中で、ここが本当に不便な町かどうかを考えたときには、大変立地的には恵まれている町だというふうに私自身は感じております。しかし、先ほどから御質問ありました公共交通機関の整備ができていないとかできていないとかいう議論になりますと、若干違いますけれども、環境的にはいいところであるということで、よく私、言われるんですが、よその町長、村長さんにも。どうして静岡県の中間にあります、大変恵まれたところで、人口が減るんだというようなことを逆に聞かれることがあります。これだけ条件が整っている中で、どうしてだということはありませんけれども、これが一つで解決といいますか、結論が出る問題ではないと思っておりますけれども、その中で、やはりあれもこれもやっていく必要があるということで対応しな

い限りは、この町の存在といいましようか、それも発揮できないだろうという思いがあるもんですから。それぞれの分野の皆さんに知恵を集めていただいて、ここで今現在やること、中期的にやること、将来的にやることを、ある程度分別しながら対応していくことが必要というふうに思っております。

ですので、簡単にいいますと、何でもやろうと思えばできる町だという認識のもとで対応していくことが必要ということで、やはり多くの皆さんの御意見等もいただきながら対処していくことが必要で、特効薬の一つは、この町では通じないだろうというふうに考えておるもんですから、いろんな皆さんの御意見をいただきたい。

それからもう一つ、冒頭で、褒められたのかけなされたのかわかりませんが、千年の学校を含めた人材の育成、これは未来永劫、いつの時代にも必要な施策であるというふうに考えておりますので、やはりマイスター制度をもっと千年の学校と絡めて対応していくことが、ここに住む誇りという意識を持ってもらえる、そのような人を育てることができるといふふうに思っておりますので、力を入れて人材育成の件についてはやっていくことが必要というふうに考えております。

○議長（中田隆幸君） 3番、野口直次君。

○3番（野口直次君） 今、町長から答弁をいただきました。やはり確かに、本当に南北に細長くて、本当に多種多様な職業があるところです。そうなりますと、私がいつも言っていますが、まとめるとかいろいろのときに、リーダーの力というですか、行政もそうですが、その辺をまた町長に指導力をしていただくということと、もう一つは、やはり人材育成というのは1日、2日ではできないと思いますが、先ほど言ったように、今からやるだということは非常に私は評価しながら、また、町民も、自分たちもみんなリーダーになるだというぐらい意識改革をしていただきながら、これからの人口減少、あるいは過疎といいます、確かに、中澤議員が言ったんですが、地名から第二東名までは30分かからんわけです。そうしますと、本当に福井とか北陸とか、今、金沢に新幹線が来ましたけれども、それから見れば、本当に金沢なんかもちょっと私、知り合いがあるもんですから。あの雪のときの活動の妨げというのは、私たちが考える以上、それでもあの人たちは生き抜いておりますのでね。今、町長が言うように、お互いに、とにかく人口が一人でも減らんよということで努力していただきたいと思います。

また前段が長くなりましたが、続きまして、今、町長の方針の中に、あらゆる幾つもやっっていく中で、特にこれだというものは早目に出していただきながら、町長が今一番、私たちの町の中の何が足りないかということ逆を教えていただきたいと思います。

○議長（中田隆幸君） 町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 一番不足しているのは町長のリーダーシップというふうに感じております。

その中で、やはりそれぞれの町民がお互いに認め合うこと、そういうことが非常に大事じ

やないかということで、当然ながら、人によっては、ほかのことがすばらしくできなくても、ある一面はとんでもない能力を持っているという方も当然おります。そういう方も、やはり選別という言葉は悪いんですが、いろいろ特徴のある方を集めて、それらを束ねるというのでしょうか、一つにして力を発揮してもらって、そういうふうな人材育成も必要ではないかというふうに思っております。得意の分野は当然伸ばしていただくことが必要ですし、それを不得意の方が勉強して追いつくということが千年の学校の目的だというふうに思っておりますので、やはり人材育成が一番大事だというふうに思っておりますし、その皆さんを、ある場面では相当皆さんに知っていただくというようなこともしていただくことが、そのリーダーとなられる方の自分自身へのプレッシャーもかかりますけれども、教育もしていただける。それには、自身も勉強されるということだもんですから、やはりみんなで勉強するという場が必要ということが、未来につながる一つの方策だというふうに考えておりますので。やはり人材の育成がいつの時代でも大変大事だというふうに思っています。

○議長（中田隆幸君） 3番、野口直次君。

○3番（野口直次君） ありがとうございます。

時間もありませんが、先ほどの第2次総合計画の中に、中澤議員とか町長の答弁にも、いろいろなものを入れていくという中で、やはり私は、先ほど地名が、地名という名前を出しましたが、南部地区ですね、やはり農地法とかいろいろな問題はあると思うんですが、大規模な宅地造成、これは確かにいろいろな困難はあるでしょうけれども、本当にやっていただきたいと思います。

また、それと同時に、やはり島田市等含めて、通勤の関係で、島田、あるいはこの志太榛原の地区と私たちの町は、こういうブロックだと、こういう通勤距離、こういう役割ができるというようなことを考えていきながらお願いしたいと思います。町長、担当課長でもよろしいですが、この宅地造成という考えは今のところ計画にはないというんですが、前向きでやっていくかどうか、再度御質問させていただきます。それをお願いいたします。

○議長（中田隆幸君） 町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 提供できる宅地等は、調査して提供できる環境はつくっておくべきだというふうに思っております。これは、今、地名地区を特定されましたけれども、地名地区だけでなく、そのほかにも大変有効に使えれば価値が出るだろうというところも、町有地の中でも何か所もありますし、今後の青部等は該当するかもしれませんけれども、あの辺もどういう使い方をしたらいいだろうということも、将来的な展望の中では出てくるというふうに思うもんですから。やはり積極的に町が介入して、介入と言いましょかね、介入して、そのような施策を打っていく必要があるということで、宅地の提供できる場所は提供ができる、そのような環境を町でもつくっておく必要があるというふうに思っておりますし、それが定住につながるという思いがございます。

○議長（中田隆幸君） 3番、野口直次君。

○3番（野口直次君） それと、お願いばかりで申し訳ないですが、一つの提案でございます。図書館を併設した食事ができる、宗派もとられない、冠婚葬祭もできる多目的なホールということも、人口減少の中で、やはり地区そのものの機能もなかなか落ちておりますので、その辺を設立というか、それは民間業者がやるだということにもなるかもしれませんが、私としては、ある程度行政も関与していいのかなと思います、その辺の考えはどうでしょうか。

○議長（中田隆幸君） 町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 今の御質問では具体的なことはわかりませんが、多くの皆さんが一堂に会して食事ができる場所が必要だということだと思いますので、そのつもりで答弁させていただきますけれども。

実際ですね、この川根本町に全国規模の大会等は持ってこれないという大変つらい、悲しいことがございます。といいますのは、今回、来年度ですね、皆さんにお示ししました全国のホテルの大会も、実は会場がとれません。また、そういう一堂に会して規模の大きい大会を誘致することもできないというのが現況です。その辺の関係で、ここの山村開発センター等の利用も、もう少し緩和すべきじゃないかというような要請もございましたけれども、それはある程度の緩和はできるというようなこともございますので、緩和したいというふうに思っております。利用の方法にも、ある程度融通性がつくような条項も入っているものから、その辺を使ったらどうだろうと。

それで、今言われたのは、新しくつくれということならば、これは相当みんなで検討しない限りは、なかなか実現は難しいだろうというのは、当然ながら既存の営業している方もおるわけです。そういう皆さんが一生懸命頑張っておりますけれども、大変厳しいという状況の中では、お客さんのとり合いになってはいけません。それと、新しい公共のものをやりますと、どうしてもそちらへ引っ張られるということで、民間が追いついていけないということもあるものですから、その辺も考慮しながら慎重に対応する必要がある。

しかし、現実的には大きな大会が持ってこれないほど、そのような集会施設がないということはマイナスであるということも現況です。これは、プラス・マイナス、たくさんあるものですから、協議していく必要があるというふうに思っております。

○議長（中田隆幸君） 3番、野口直次君。

○3番（野口直次君） 次に、情報通信基盤整備事業のほうに入らせていただきます。

事業の見通しという中で、工事の大幅な遅れの原因、また、工事の遅れは今後のどのようなところに影響するか。また、請負業者と工期の遅れの責任というか、その辺をちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（中田隆幸君） 企画課長、山本銀男君。

○企画課長（山本銀男君） 今回、工事が遅れる大きな理由は、やはり当初、町のほうが予定していた電柱等へのケーブルの共架のスケジュールが、見込んでいた許可がおりる期間が想

定よりも長くかかったということでございます。その意味で、次の段階への工事に入れなかったということが一番の原因かと考えております。

それと、質問がすみません、ちょっと。

(「今後どのように……」の声あり)

○企画課長(山本銀男君) 当然、さっき町長からお答えしましたように、光ケーブルのところでは7月、無線でつなぐところは10月ということで現在進んでおります。今後とも電柱所有者からの設置への承諾がおりれば、その時点で工事を進めていく予定となります。

質問のほう、以上でよろしいですか。

○議長(中田隆幸君) 3番、野口直次君。

○3番(野口直次君) 結局その工事の遅れというのが、原因がそれであるならば、やはりこの事業は、町長も答弁をいたしましたけれども、町が経験したことのない大規模な事業だということだったら、これは今さら私が言うてどうということはないんですが、やはり期間のもっと、安芸高田市もそうでしたけれども、2年とか余裕を見て工事をやっていたら、事前の準備とかですね、いろいろな面、あるいは工事の途中経過、あるいは請負業者といろいろなトラブルがあっても、お話ができたと思います。今さらここへ来て工事の云々、工事のやったことに対して言うわけには、それよりも、後でまた言いますが、町民に説明ということが私は非常に気になるんです。工事が遅れたということで、ここにチラシがありますが、こういうチラシをいただきまして、本当に工事が遅れてすみませんという感じが割合見えてこないような気がしますし、また、その経過が、なぜ遅れたということが、今内容はわかりましたけれども、そんな内容はこれには書いていないんですが、その職員云々を言うわけじゃないですが、こういう書き方というのが本当に町民に説明できたかどうか、ちょっと私、疑問を感じますので、その点につきましてお考えをいただきたいと思います。

○議長(中田隆幸君) 町長、鈴木敏夫君。

○町長(鈴木敏夫君) 今、課長のほうからも話がありましたけれども、基本的には、いろんな調査する期間が短かったということもあります。それから、もう一つの大きな問題は、大変専門的な分野であったということで、役場の中に、職員の中に専門的な知識を持った者が少なかったということです。その中で、そのほかの部署からの追加の補充等いただきましたけれども、やはり病気になるほど大変な苦勞をしたというようなことがございました。

これは、一つには、どうしても補助金が絡んでいるということがございまして、設計変更にいたしましても、当然ながら国・県との協議も必要ですし、協議してなるべく、職員とすると、有利な補助金をいただきたいというような思いから、やはりのまざるを得ないし、その辺のことがあったということと、机上の設計と若干現地との違い。それから、所有している電柱等が、共架するものが全てが町のものではないというようなこともございまして、その辺の手続等にも時間をとったということで、これは弁解にはなりませんけれども、やはり初期の、私ども行政としての対応のまずさといひましようか、知識不足、認識不足等もあつ

たということは反省しなければならない。

しかし、大きな事業の中での、本当に最先端の技術と知識を持っていないと対応できないところで、職員は、私は一生懸命やっていたというふうに思っておりますけれども、初期の出発点が少し準備不足があったということは反省しなければいけないし、当然ながらこの遅れも、行政にも相当の責任はあったというふうに思っております。

これは、反省してばかりでは何なりませんので、これを契機に、これからは反省のないような、やはり前向きに、前へ進んでいくような方法で職員も含め、また、町民の皆さんのニーズに応えるような機器にしていかなければいけないというふうに思っております。

いずれにしても、そのような手違いといひましようか、準備不足があった中での出発があったということで、国・県の指導をいただきながらやると、こういう結果になったということが正直なところの経過でございます。

そういうことで、大変反省をしなければならない案件であるというふうに思っております。

○議長（中田隆幸君） 3番、野口直次君。

○3番（野口直次君） 今、町長からお話がありましたですが、やはりこういうことの生の声が町民にある程度御理解できるような、私は自分自身が、知識が、ちょっと勉強不足なんです、本当にいろんなこの、本設計、追加工事、あるいは利活用の、これからのということで、ごちゃごちゃになってしまって、金額ばかりひとり歩きしてしまって、みんなが一体いつになったら本当に利活用までいくのか、あるいは、契約って一体何だというようなところまで問われるような事態にもなりかねませんので、これからはいろいろな意味で整理してやっていただかないと、本当に、私たちはこの情報基盤整備があくまでも基本整備であって、これからいろいろなものを利活用して、ネットワークづくりをして、町のためにあらゆる箇所の便利さをということで理解をしていますが、町民は車を買うと同じように、このままじゃ、言葉は悪いんですが、タイヤがないじゃないか、ハンドルがないじゃないか。いや違う、ただ附属のカーナビがついちゃいない、マットがついちゃいないという、そういうことが、私たちはそんなばかなと思うのがわからないのが町民でありますので。

これから今の過去のことを説明ばかり私も言いませんけれども、この事業は特殊な事業でございますので、これはこれでまたやっていた中で、やはりこういう一つ一つの言葉の温かみということ町民に知らせていただきたいと思えます。

確かにこの言葉はそのとおりですけれども、私たちの見る目と町民の見る人、またあるいはかわねフォンを入れていただかなかった人たち、いろいろな人たちの見方はあるものですから。この行政、町長が特にそうですが、私は町長と個人的に言わせていただくと、非常にいろいろな面で、先ほども冒頭にお話ししたしましたが、たくさんいいことをやっていただいて、これからの人口減少の中でもそうですが、やっていくという中で、少しのことでかえってあれになっても大変もったいない気が、言葉が、もったいない気がしますというのもあるんですが、そういうふうに思えますので、本当に皆さん、また職員一人一人も努力しており

ますし、そこら辺をこれからいろいろな事業の中で説明というんですか、町民にね、やっぱり町民の目線ということを考えて、さらなる努力をしていただきたいと思います。その辺は、感想になるかどうか、誠に質問になるかあれですが、ちょっと余分です。お願いいたします。

○議長（中田隆幸君） 町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 今言われたとおりで、これから、先ほど宅配サービスの関係も出ましたけれども、より具体的に、町民の皆さんの役に立つというようなことを具体的に対応していく、それがいろんなところで、やはり公開をしながら、説明しながら、丁寧に対処していくということが必要と思っています。ですので、できたところからデモンストレーションみたいなことを当然ながらやりながら、町民の皆さんに理解をしていただくということで。でき次第、やはり町民の皆さんに参画していただく、先ほどの宅配でいいますと、事業所としてやっていけるだろうというような認識を持つまで対応していただくことも、前もってできるというような思いがあるもんですから。やはりデモンストレーションも含めて積極的に町民の皆さんに公開をして、参加をしていただくということをやっていく必要があると。それが説明責任でもあるし、皆さんに知っていただく最良の方法とっております。

一遍に全てが完成したときにやるということをやっているんじゃないで、やはりできたところから対応していくということをやって、デモンストレーションにしていきたい。それが町民の意識づけになるというふうに思っております。

○議長（中田隆幸君） 3番、野口直次君。

○3番（野口直次君） 情報基盤のことですが、やはり本当にこの契約の中に最初から、最初の金額からいろいろ次から次へ出ていくのは当然、追加工事、あるいは変更とかあれですが、やはり年度をまたぐと非常にわかりにくくなったということで、繰越明許をして予算を確保して、また最後には出来高を変更して、最終的にはということで27年度はやっていただくと思うんですが、町長は利活用を皆さんのいろいろな意見を聞いてやっていただくということは大変いいことですが、町民は、これじゃ利活用はゆっくりやるだか、急ぐかといったのは、この情報通信、情報の一部と見ている人が多いような気がしますので、精査しながら、町長がこれやりたいだということで情報通信をやったと思いますので、それはいろいろなあれはあるんですが、利活用がある程度の出発点であるなら、俺はこれやるぞということを町民に知らせる、それは賛否両論ではあるでしょうけれども、こういうネットワークができれば、町民のそのの、アクセスですか、あれはある程度いろいろな意見も聞くといいますけれども、もう医療なら医療をやるというようなことも明示していただきたいと思います。どのようにお考えでしょうか。

○議長（中田隆幸君） 町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 以前から大きなことで申し上げているのは、バーチャルホスピタルの遠隔診療、それと教育長がよくおっしゃっています遠隔教育等も含めて対応していく。それには当然ながら、福祉も入ります。そのような中で、もう一つ忘れてならないのは防災の関



係が基軸になっているというところもございますので、それ以外のことについては、検討委員会もあるものですから、その皆さんにいろんな町民の皆さんが必要としているものも対応できるような形で今後進めていくことになろうと思います。その中で、いろんな町民からの要望があれば、対応できるものはしていくということの経過をたどるのではないかというふうに思っております。

○議長（中田隆幸君） 3番、野口直次君。

○3番（野口直次君） 今、町長から防災の話も出ましたので、ちょっと私は、この屋外同報無線の強化ということを4番目に上げさせていただいたんですが、答弁をいただきますと、大体现状維持でいくというような答弁でありましたが、やはり防災目的であれば、屋外スピーカーが設置されていない地区では配置の形で、今後の整備事業で、また総務課とか何かと相談して、設置可能であれば早急にというお話があったんですが、私は、この通信情報基盤整備の中には、私を含めて大勢の議員が、先ほど言ったように、同報無線を兼ねながらいろいろな基盤整備をやるんだよということが前回と違うということでした中で、全協でもお話ししましたが、くどくなりますが、戸別受信機未設置の人たちの対応がですね、町が、安全、防災面から見た場合、命に差があってはならないと思うし、町民の生命・財産を守る義務は基本的には町にあるものですから、かわねフォンが大勢の人たちを助けるものであるならば、工事も延期になりましたので、もう一度、町長にも答弁があったんですが、やはり再度、防災面を含めて、本当に、別な工事でも結構ですが、例えば北部のところの、人数が少ないところ、あるいは畑がいろいろ分散しているところで屋外のスピーカーが聞けるかということをお早急に調査をやっていただきたいと思いますが、その辺、どのように思うでしょうか。お答えください。

○議長（中田隆幸君） 総務課長、前田修児君。

○総務課長（前田修児君） 今、野口議員の同報無線についてのお尋ねでありましたけれども、先ほど町長が答弁しましたとおり、現在のところでは、屋外スピーカーについては現状維持ということで考えております。

これにつきましては、戸別受信機の撤去が約1,600台ということで申し上げました。つまり3,000世帯のうち、今、戸別受信が入っているのが1,600世帯ということになります。かわねフォンが入るのが全世帯ということになりまして、当然これは、家の中にいる方について、全てかわねフォンによって緊急情報が伝わるという、まず大きな向上があります。そこは御理解いただきたいと思うんですけれども。なおかつ、この同報無線の屋外スピーカーのことにつきましては、当然答弁の中にございましたとおり、防災委員の会議、あるいは区長さんの会議等々でいろんな意見をお聞きしまして、聞こえにくい、あるいはここにぜひ設置してほしいということがありましたら、総務課のほうでも検討させていただいて、ぜひ前向きにそれはやっていきたいと、そんなふうに考えてはおります。

以上です。

○議長（中田隆幸君） 3番、野口直次君。

○3番（野口直次君） それで、今の関連ですけれども、Jアラートとの連携の中で、12月の定例会のときにも一部の議員も質問したんですが、8月の契約のときには、発注されない理由はということをお聞きしたときに、企画課長が、今回は情報基盤のほうを特に優先して、8月のときには入札をかけていただきました。そして、現在は、今年度に着手できないかということで検討していますということで、12月の答弁はあって、今の3月議会になったんですが、その中で、この間の説明では国庫金にはJアラートは入っていないということをおっしゃったんですが、再度確認の意味で、Jアラートとこの情報通信というのは全く離れていたものかどうかということをお聞きしたいんですが、私は、何回もお聞きしますが、再度お答えをお願いしたいと思います。

○議長（中田隆幸君） 企画課長、山本銀男君。

○企画課長（山本銀男君） Jアラートの接続というのは、昨年、1年前の当初予算の説明のときにも、当然情報基盤の大きな要素だということで説明をしております。ただ、国の補助金の交付要綱の中にはJアラートは該当はしないという、そういう意味でのお答えでございます。

以上です。

○議長（中田隆幸君） 3番、野口直次君。

○3番（野口直次君） そうしますと、私は今のお話で、ある程度わかるんですが、くどくなりますが、町民というのは、緊急放送は同報無線で、Jアラートもやるだというふうに考えているのが当たり前のような気がしますが、そこら辺の再度説明というのは十分できたでしょうか。

○議長（中田隆幸君） 企画課長、山本銀男君。

○企画課長（山本銀男君） Jアラートにつきましては、現在あるものを、今度高度情報基盤によって新しいものに置きかえるということで考えておりますので、なくなってしまうということではないので、そういう意味で、私はJアラート自体を外すというような、そういう発言はどこにも、今までも出ておりませんので。ただ高度情報基盤の中で更新をすることで理解をしております。そういう説明もしてきたつもりでございます。

○議長（中田隆幸君） 3番、野口直次君。

○3番（野口直次君） 私は、この防災ということは本当に大事なことであり、また、消防施設のデジタル放送には大変お金をかけていただいて、行政無線も今年も事業でやっていただくわけですが、かわねフォンがですね、言葉は悪いんですが、テレビつき有線放送になるのか、あるいは本当にこの地域の、これからの利活用によって、すばらしい宝物になるかということは、これからの説明、あるいはこういう事業をやっていくということによって、どういう方向にも、いい面、悪い方向にも行くと思いますので、十分な説明と同時に、この情報整備事業の利活用を含めて費用対効果ですね、静岡新聞に、問われる費用対効果ということで出ておりますけれども、先ほども言いましたが、たくさんのお金を使って、これからも

ランニングコスト、また維持費もかかっていくわけです。その中に、やはり住民参加という、一方通行はどうしてもなる可能性はあるんですが、グループとかいろいろな各区長さんなんか使えるということは言いますけれども、住民参加ができるネットワークの構築をお願いしたいと同時に、本当にこの議員とか行政、町長ではなく、これからこの事業に対しては、町民一人一人がある程度考えることであって、そういうことを含め、本当にそれぞれの立場、職場でアイデアを出していかなければ、本当に宝の持ち腐れになるし、また逆に、ここの地域から多くの発信ができるかもしれませんので、町長も言っておられますけれども、これから本当に利活用委員会もあるでしょうし、またいろいろな会合もあるでしょうけれども。本当にこれだけのお金を使って、将来も負担もかかりますので、立派なあれにさせていただきたいと思います。

それと、やっぱり請負業者というのは、契約というのはどうなっているかなというのは非常に……

○議長（中田隆幸君） 一問一答でお願いします。

○3番（野口直次君） ごめんなさい。じゃ、以上です。

○議長（中田隆幸君） 質問の要点は。

○3番（野口直次君） 自分のことを言ってあれですが、とにかく町民あつてのあれですので、その辺はどう思うか、もう一度確認いたします。

○議長（中田隆幸君） 町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 防災のときには、当然ながら、災害のときですね。全戸に入っていたかなければ効果は少ないというのもございます。そのような中で無償で設置したという経緯がありますけれども、やはり町民の皆さんに、これは役に立つ、使い勝手がいいということまで浸透しない限りは、有効な活用はしていただけないだろうというふうに思っております。

ですので、やはり少し分けまして、今後は具体的に、先ほども申し上げたとおり、デモンストレーションをやりながら必要なもの、または不必要なもの等々も見きわめながら対応していくということが必要。それが町民に対しての説明になるだろうと。

それと、ペーパー1枚だけ新聞に入れて全てが終わりというつもりではありません。先ほど申し上げたとおり、公民館、または支所と本庁、学校等々でも、そのような公開の場を設けて説明をしていくのは町に責任があるというふうに思っておりますので、その機会にいろんな皆さんからも使っていただくように、また入っていただくように、それから将来に展望を開けるような形で進めていきたいというふうに思っています。

○議長（中田隆幸君） 3番、野口直次君。

○3番（野口直次君） 先ほどは失礼いたしました。

それで、これからのいろいろな追加工事、いろいろやっていただく中で、いろいろなことを精査していただきながら、お金が、町民のお金、幾ら有利な合併特例債を利用してやるだ

ということはわかりますけれども、7割補助にしても、あとの3割は皆さんのお金を使い、また全体のお金というのはありますので、今後とも慎重に、またなおかつ、いい情報整備事業の中のネットワークづくりをしていただきたいと思います。

これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（中田隆幸君） これで3番、野口直次君の一般質問を終わります。

次に、10番、鈴木多津枝君、発言を許します。

○10番（鈴木多津枝君） 10番、鈴木多津枝です。ただいまより一般質問を行います。

まず第1点目は、情報基盤整備事業について。

箇条書きに通告したとおり申し上げます。

①施設整備費、維持費、運営費、起債償還費、積立金など、町が年ごとに支出する費用の、今後10年間の推計を求めます。

②事業内容は、事業目的、住民の必要性、町が抱える課題解決、町の財政状況に照らして、適正かつ有効か。

③IP電話つき告知端末の全戸配布に年間3,000万円近い財政負担が発生しましたが、当初、全戸に無料で配布すると説明した告知端末機は、IP電話つきではなく、希望者は月500円の使用料がかかるという説明がされていました。いつIP電話つき端末の全戸配布方針に替えたのか。また、変更の理由は何か。議会や町民の合意はいつどのように図ったのかお聞きします。

4点目、今議会に追加で出される、通告では2億7,000万円と書きましたが、これはしっかりと説明を聞いていなかったもので、私の勘違いで、追加で出される工事請負契約の変更額はとりあえず3,240万円で、2億7,000万円というのは、これから新たに追加といたしますか、工事を予定していて、入札も予定されているということで、繰越明許される金額です。工事費には変わりありません。

当然最初の工事に含まれているべきものが多かったと思います。6月議会で3億円余もの強引な増額補正にもかかわらず、入札では5億円余も安い額で落札した理由はこれだったのではないかと思わざるを得ません。今進めている整備システムの仕様内容に看過できない問題点はないか伺います。

2点目、地域資源の有効活用について。

寸又峡温泉、接岨峡温泉、もりのくに、特養あかいしの郷、梅島下源泉利用など、温水を必要とする施設へ木質バイオマス発電施設の設置を検討して、地域資源の有効活用とエネルギーの地産池消を推進する考えはないか伺います。

3点目、学校給食費の第2子半額、第3子以降無料とする町の補助制度を創設して、さらなる子育てしやすいまちづくりの推進を図る考えはないか伺います。

以上、大きくは3点について、御答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（中田隆幸君） ただいまの鈴木多津枝君の質問に対し、町長の答弁を求めます。町長、

鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは、鈴木議員の質問に対しましてお答えをさせていただきます。

町の毎年支出する費用の今後10年間の推計については、町が今回整備する設備を維持管理していくため、将来的に負担をしていく費用として、設備光熱費、支障移転費を含めた修繕費、電柱共架料金、占用料金、電波利用料、損害保険料、土地借上料、サーバ管理費、回線監視費、障害時保守費用、通信機器保守費用が見込まれております。このうち町が支出するものとして、設備光熱費、支障移転費を含めた修繕費、電柱共架料金、占用料金、電波利用料、損害保険料、土地借上料の経費があり、平成27年度予算要求額として約1,300万円を見込んでおります。

10年間の推計となりますと、修繕費は増加していく可能性がありますが、その費用を含めて、将来的には毎年1,700万円程度と推測をしております。

設備を利用し運営していくための経費として、行政情報配信業務委託料と動画編集業務委託料があります。行政情報配信業務については、月60万円の12カ月として、消費税を含めて約780万円ですが、この業務は月80回を基準とする行政、学校、自治会等からの情報の配信、インターネットで町のホームページの閲覧ができない方へのお知らせ閲覧、自治会、小学校区、旧町単位ごとなどのグループ管理と新たな登録等の業務として、ただいま業務内容を固めているところであります。このグループ設定により指定した電話機からグループ内への音声放送が可能となります。

動画編集業務については、町の広報担当者などが撮影した動画をかわねフォンで配信できるよう編集する業務であり、年間12回分の編集を計画しており、1回当たり約8万6,000円、年間104万円の予算を見込んでおります。また、町で負担するかわねフォンの利用料負担金は、2,800台で設定すると、年間約2,900万円の予算を見込みました。これらの合計では、年間5,484万円となります。

起債の償還については、当初契約額に今回の増額分、また、完成までの変更に対応する予算額のうち、合併特例債分を9億550万円、利率を1%、償還年数を15年といたしますと、利子を含めた償還額の合計が約9億8,000万円となり、交付税措置される7割分を差し引いた3割分の2億9,400万円が、実質の町の負担分になります。これを15年かけて償還すると、1年当たりの金額は1,960万円程度になります。

施設整備費については、新たな利活用を進めるために必要とする整備費用という捉え方で説明をさせていただきますと、新たな利活用方法については、その利活用案を利活用検討委員会で意見交換し、検討を加えるなど、段階的な取り組みを前提に考えており、対象者や利用される人数などを想定した上で、必要とする経費を町議会にて予算措置していただくこととなります。その都度、整備費用と維持管理費用について説明をさせていただきますこととなります。

積立金については、基金の創設などにより、設備の更新に一時的に大きな財政負担が発生

しないよう準備していきたいと考えているところであります。

次に、事業内容について、適切か有効かという質問ですが、事業当初より光ケーブルと高速通信可能な無線システムを活用し、全国的にも大きく立ち遅れている情報通信環境の整備と老朽化している同報無線機能の更新が目的であるということを説明してまいりました。住民の皆様には、町政懇談会23回797人、地区説明会35回805人への説明を通じ、必要性についての大方の同意を得たという認識で、これまで事業を進めてまいりました。町が抱える医療、防災、教育等の大きな課題に対して、今回整備する設備を利活用することで、少しでも課題解決に向けて働きかけたいと考えております。

今回の整備は、あくまで最低限の基盤整備という位置づけです。今後の利活用に関する必要経費については、対象とする人数や効果を図りながら慎重に進めていきたいというふうに思っております。

次に、かわねフォンについては、町政懇談会時の説明や端末機を持参しての地区説明会当時から、電話機能付きの端末機を想定し、その機能についても説明をしてまいりました。町としては、今回の端末機整備が緊急情報の配信を備えていることから、当初から全戸への配備を目標に進めてまいりました。町の出先機関や学校を含めた公共施設、地区集会所、医療・福祉・教育施設、10人以上の大規模事業者などで利用される1台分の設置費用と月額基本料金は、町が負担します。また、大規模事業者に該当しない一般の事業者の皆様などについては、端末機の設置費用の一部負担や月額基本利用料の支払いをしていただきます。

町内IP電話サービスについては、説明当初、利用者に月額利用料を500円程度負担していただくこととしましたが、住民登録されている世帯や公共的な施設なども含め、1台分限り町が全額負担することで、整備された告知端末機を有効に活用できるよう配慮をさせていただきました。できる限り通話等にも活用していただき、無事に過ごしていることをお互いに確認し、安心して暮らしていけることにつなげていきたいと思っております。

関連する追加工事については、補助対象事業とは一体的に実施する必要が認められない工事ですが、関連事業として実施するために必要な予算措置をお願いしているところであります。これらの工事は、当初から別工事として想定していたJアラートとの接続工事、停電時に4時間程度のお知らせや通信を可能とする宅内バッテリーの配備などであり、事業内容を含め今後も検討を進め、平成27年度の契約時には、契約の承認をお願いするものであります。

次に、木質バイオマスについてお答えをさせていただきます。

木質バイオマス発電施設の設置については、実施後の採算性に大きく影響するような条件、バイオマス供給位置、収集方法・範囲・コストの検討、エネルギーの利用先・需給量・販売額の検討、エネルギー変換技術の種類と設備の設置方式について、土地・インフラ整備などの項目を事前に検討していくことが重要であります。

御質問のとおり、地域資源の有効活用とエネルギーの地産池消の推進について、当町の資源の一つである木質バイオマス、特に林地残材に焦点を当て、地域エネルギー創出と林業振

興による雇用など、波及効果は大きいものと考えております。

しかしながら、木質バイオマス発電事業につきましては、発電する電気生産量に必要な木質バイオマス量の確保と価格の上昇がリスクとなり、事業採算性に大きく関与するものと言われております。仮に発電に必要な燃料として年間1万m<sup>3</sup>の木材の収集量の確保については、建築材料を主体とした木材生産数量が、皆伐施業を含めて2万から3万m<sup>3</sup>である当町の現況から、集材や運材がコスト高化し、燃料の価格の上昇が懸念され、調達に関して極めて難しいものがあると考えられます。

木質バイオマスの熱利用事例としては、山梨県の道志村では、温泉施設にまきボイラーを導入し、地域の切り捨て間伐材を集積し、燃料として実施をしております。間伐材を長さ80cm、太さ20cm前後のまきにして立米当たり5,000円で買い取ることで、山主の小遣いになっており、地域資源の有効利用にもつながっております。本町においても、まきボイラーによる木質バイオマスの取り組みは有効と考え、再生エネルギーの推進に取り組んでいきたいというふうに考えております。以前から申し上げているとおり、この川根本町で製材所の必要性が高まれば、そのような方向に進みやすいというふうに考えております。

最後になりましたけれども、二人目、三人目の学校給食費の軽減につきましてお答えをさせていただきます。

学校給食費に係る経費については、学校給食法第11条により負担者が定められており、施設設備費・人件費は設置者である市町村が、その他の経費としての食材費は保護者の負担とされております。保護者からの給食費は、栄養価や質に配慮しつつ、食材費として充て、学校給食業務に努めておるところであります。

現在の給食費は、平成21年度からの額で小学校児童が月額4,200円、中学生生徒が月額5,000円を徴収しております。

なお、平成26年4月からの消費税率が5%から8%にアップした際の対応としては、給食費への転嫁をすることなく、増額分を町費負担としたところであります。

質問の二人目、三人目の学校給食費の軽減については、今後必要性が想定される食材価格の変動や、平成29年4月からの消費税率のアップに伴う学校給食の見直しの中で、議員が言われる子育てしやすいまちづくりという政策的な観点も含めた包括的議論を、学校給食共同調理場運営委員会や教育委員会、また、今年4月から設置される総合教育会議の中で深めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（中田隆幸君） 答弁が終わりましたので、再質問を許します。10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 再質問を行います。

まず最初に、ただいまの答弁の中で言われましたかわねフォンのことについてですけれども、最初、町民に500円負担も考えていたが、多くのお宅に入れてもらいたいので町が負担することにしたというふうな答弁がありました。その500円を負担も考えていたというのは

いつごろのことで、それは議会とか町民にどうやって報告をされていたのか。それから、町が負担するようになったということを議会に報告したのはいつだったのか。このことについて、関連しますので一緒にお答えください。

○議長（中田隆幸君） 企画課長、山本銀男君。

○企画課長（山本銀男君） 町長が就任をしまして各地区を回りましたときに、あわせて高度情報基盤を推進していきますということで説明をしていきました。その中で、説明していく中で、説明書の中にはI P電話を利用するということになれば500円ほどの負担をいただきたいというのは、説明としてさせていただきました。また、そのような中で町民の方から、何も電話としてI P電話を使用しなければ負担はいただけないという、また町長も、町からの災害情報をとる分だけなら、その方からは料金をいただかないという、そういう町長の方針も示してございます。

そして、昨年3月の当初予算の説明時におきましても、I P電話、お金を払わなくても町からの情報は入ってくるのかという御質問等がございまして、その中でも、当然それは料金を払わなくても、現在各世帯に入っている戸別受信機の代わりになるものという位置づけからいけば、情報は出すので、料金はいただけないでしょう、その代わり情報は発信しますということで説明を行っております。

その中で、告知端末機を世帯につけるといいうときに、町として、各地区に入っている世帯、入らない世帯、それが混在するということは、同報無線を皆様の地区に設置するということと戸別受信機、それに代わるものを皆さんの世帯につけるといいうことと高度情報基盤を進めるという意味では、皆さんの世帯につけて、皆さんが新しい告知端末機を利活用して、町の目標とする災害情報の発信、それと高度情報化のその両方を進めていく上では、料金を払う方と払わない方がいることによって、また払うことを一つの障害と考えて入っていただけない方があるということが非常にネックになるという判断を考えていかななくてはならないということで、いろいろと協議をしてまいりました。

昨年、町としてみますと、言ったのは、それこそ昨年の議会のときに、私のほうから、町のほうとして全ての……

（「いつの議会」の声あり）

○企画課長（山本銀男君） 9月ですね。そのときに町として、利用料金、運営費、サポート費用を見て、皆さんにつけていただきたいという方針を示したところでございます。

○議長（中田隆幸君） 10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） まさに今、山本課長が言われたとおりなんです。私が最初の質問をしているときに、副町長は、そんなことはない、やじみたいなのひとり言みたいな、言われましたけれども、あったんですよ。最初は500円のI P電話つきは自己負担があるよ。自己負担のない、入れるものは、何か山本課長はI P電話を最初から配るけれども、使えば500円で、使わなければ要らないよというふうに説明をしたというふうに言われましたけれ



ども、それは私ちょっと聞き落としていたのかなと思いますけれども、本当にそうだったんですか。

○議長（中田隆幸君） 企画課長、山本銀男君。

○企画課長（山本銀男君） 電話機能がついたものということで説明をしております。それは光ファイバーによる高度情報化ですので、それは電話機能としてはIP電話という機能を持っているということでございます。

○議長（中田隆幸君） 10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） それは私も写真を、もらったチラシを見て、IP電話つきのところが、電話機がしっかりと写っていなかったから、お金を払わない人は、要らない人はIP電話つきでない普通の端末で、入りたい人は電話機つきの端末が配布されると私は思ったんですけれども、それは間違っていて、私の間違いだということですね。ちゃんと最初から電話機つきの端末を配りますよとみんなに知らせたと、説明をしたということですね。

○議長（中田隆幸君） 企画課長、山本銀男君。

○企画課長（山本銀男君） 電話機能つきの端末機を配布するというところで……

（「一番最初から」の声あり）

○企画課長（山本銀男君） はい、そういうことです。

○議長（中田隆幸君） 10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） ところで、私は自分の勘違いもあったかもしれませんが、でも、町が無料に、500円必要なものについて全部町が負担しますよという説明があったのは9月議会が最初で、その前に8月に工事請負入札があったんですね。そのとき私は、5億円以上も安くなったということで、この事業は町の負担も少ないし、その前に何回も繰り返し町が出すお金はどれくらいですか、運営業者は幾らで運営するんですかということ聞いても、その500円が、要するに行政は決まっていなかったということで、何件申し込みがあるかも、もし町民に負担ということになれば、何件申し込みがあるかもわからないから金額を言われなかったのかもしれないんですけれども、9月まで800円を町が払いますよということ言われなくて、そういう負担があるとは思わなくて、私は12億9,000万円の落札に、本当にこんなに安く、しっかりとした整備ができるなら、今が町にとっては、高度情報化のチャンスかもしれない、そういう要望もたくさんある、要らないという人もいる、でも、要らないという人たちには負担がなくやっていける。町の支出も少なくて済む。そういうことで私は賛成をしました。これは前回の議会でも言いましたけれども。

でも、今、私の周りでは、たくさん、たくさんというか、限られた、同じ人たちかもしれないんですけれども、どうするんだという声がたくさん寄せられます。歩くたびに声がかかります。なぜかというと、その端末についての支出のことなんです。私がかかわるニュースに書いたこともあるのかもしれないんですけれども、町がそんな負担を毎年していくんだよということに対して、町民の人たちは全く知らなかったということで、どうするんだと、そ

ういう不安の声が寄せられています。それがもしかしたら、もう自分のところはつけないよという状況をつくり出しているのかもしれない。申し訳ないなと思います、町民の方たちには負担がない事業を行政が一生懸命考えて、町がちゃんとそれは引き受けてやっていくよと言っているのに、なかなか理解をしていただけない町民の方たちがいらっしゃる。その方たちは、決して理解しようとしてないんじゃないじゃなくて、町がこういうお金のかかることを続けているのかという理解が、納得ができないわけなんです。

それで、私は条例を制定するときに、1月31日で切ってしまう、その後欲しいと思ったら工事費は全額自己負担ですよ。そういう冷たい町でいいのかということを書いて反対をしました。後からそういう誤解していた人たち、あるいは説明が足りなくて端末機の必要性、防災放送などがちゃんと放送されるよということも私は説明をしましたけれども、本当にそんな泥船に自分は乗りたくない、はっきり言われました。

そういうこともあって、本当にこういう人たちが、事業が始まったときに、あ、やっぱり自分もつけておかなければいけないなと思ったときに全額自己負担だよというのは、余りにも、この町がもめてもめて一旦中止した壊れた事業。そして町長は、すぐにそれをさっと、町長職についてやろうとされたこと。850人の人たちが来てくれて大方賛成したということで、町長は町民の皆さんの賛成を得たというふうに、出発したということも言われましたけれども、私は決してそうではない。みんな心配している人たちもいらっしゃるんですよ。私も心配しています。本当に5億円が安くなったのに、また今回も、これからも整備費にお金がかかるよということに、私は本当に心配しています。そういうことで、また運営費もこんなにかかるよということで心配しています。

そういうときに、町長、町民の方たちで、今回、1月31日までに申し込まなかった人たち、というか、申し込めなかった人たち。先ほどの野口議員への答弁では、もう条例で皆さんが決めたんだからそのようにしますということでしたけれども、私はそうではないと思うんです。もう一度、2次募集をするべきだと思いますけれども、どうでしょうか。

○議長（中田隆幸君） 町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 今のどうして期限を切ったかというところ、これ非常に難しく、基本的には補助金絡みです。ある程度どのぐらいの効果があつたかということ、提出しなければならぬというのがあって、そのようなことをしたということはありませんけれども、基本的には、今後の対応の仕方では、もちろん今言われたとおりで、全世帯に入っていくことが目標であるから、検討しなければ、まだ補助金絡みがあるものですから、ここで明快に言うことができませんけれども、検討をする必要はあるというふうに認識をしています。絡みがあるものから、今そういう制度設計の中では、当然そこで切るということもやらなければいけないということがあつたということをお理解いただいて、今後、町としての検討課題だというふうに思っております。

○議長（中田隆幸君） 10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 今回悩んで悩んで入らなかった人たちも、やっぱり同じように町のことを真剣に考えておられた人たちだと思います。町長が本当に前向きな今の答弁をされて、もう一度検討してみるということで、私はぜひ、一人の町民も切ってしまうような町になっってはいけないということを強く訴えて、次の質問に参ります。

今度は工事についてで、私は不得手なところを聞くので非常につらいんですけども、バックアップ電源についてですけども、かわねフォンが4時間、それから同報無線がプラス6時間ですかね。大規模災害時などで復旧の困難さを考えると、防災情報を伝達する機能としてこれで十分なのか。電源確保は何時間ぐらいを普通、防災用の無線などは目標にしているのか、その点をお聞きします。

○議長（中田隆幸君） 答弁。副町長、森紀代志君。

○副町長（森 紀代志君） 細かい点については、私存じませんけれども、一般的に防災といっても種類があります。大規模な地震での防災、それから、大雨の関係とかですね。大雨とか雪とか、そういった小さなときの防災、その関係が何種類かあります。その中で、大規模のときにはどこの通信についても何日かという長期的な時間を要するということがあります。小さな被害等、これについては短時間、立木、倒れた木で電線を切られたり、それとかいう関係での停電、そういったものについて、短い期間の被害、これについての対応。

今言っている4時間程度というものは、大きな規模ではないという解釈です。大きな規模については、このときの通電、それについては大規模な対応をしていかなければならないということで、それは別問題として考えています。

ですから、中規模以下、小さな被害等についての対応について、すぐにでもこの情報が入るというための4時間という設定でございます。ですから、規模によってそれはおのおの変わりますので、そこら辺の違いを理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（中田隆幸君） 10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） それでは、大規模、万一起きたときに、フォローする通信、情報、防災無線があるんですか。バッテリーは、どれくらいもつんですか。

○議長（中田隆幸君） 総務課長、前田修児君。

○総務課長（前田修児君） 災害が起きたときですよ。そうしたときには、今整備しているデジタル行政無線等々があります。そちらのほうは、当然各地区、それから、地区には発電機等も備えておりますけれども、そうした中で、デジタル行政無線によって連絡はとれることになっております。この電話機、特にかわねフォンなんか、バッテリー関係ですよ。それについては徳島とかでいろいろ問題になったこともあると思うんですけども、そうしたことも含めて、災害が起きた直後の連絡体制、それについて確保する必要があるということで、このバッテリーを確保したということ、私は聞いてはおります。

○議長（中田隆幸君） 10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） かわねフォンは何年ぐらいもつんでしょうか。

○議長（中田隆幸君） 企画課長、山本銀男君。

○企画課長（山本銀男君） 告知端末機という観点でいけば、普通は、耐用年数的には5年というのが標準ではないかと考えております。何年もつかというお答えになるかどうかわかりませんが、耐用年数の年数は5年ということでお答えしておきます。

○議長（中田隆幸君） 10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 準備がなかなかできなかったもので、前に聞いたことをまた聞くかもしれないけれども、10年間に更新をしていかなければいけないということで、5年ぐらいで、4億だったかな、10年目で9億とかいうのを前回話をさせていただいたんですけども、その中にこのかわねフォンの更新も入っているんでしょうか。

○議長（中田隆幸君） 企画課長、山本銀男君。

○企画課長（山本銀男君） 議会のほうにお示しした資料の中には、10年で更新が想定される機器としまして、光関連の機器といたしまして、ONUとかOLTとか、受発信をするためのものが入っております。センター関連機器、光関連機器とか、無線関連機器というものが入っております。この中にもかわねフォン、告知端末機は入っているということでございます。

○議長（中田隆幸君） 10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 町長に伺います。

町長は、地区説明会のときに、前回の計画より、前回は同報無線のデジタル化も合わせると23億かかる計画だった。今回は15億円でできるよ、8億円安くなるんだよと言われました。それで、御記憶がないか、ほかの方が言われたのか、私の記憶違いか、ちょっと記録を探せば出てくるんですけども、探せなくて申しわけないんですけども。今回の事業、膨らんできましたよね。ざっと見て6億9,000万円ぐらいですか、今回示されたのだけで、繰越明許を入れると。それで、町の計画としては、工事にかけた計画としては、たまたま京セラさんが5億円安く入札をしたけれども、町は18億2,000万円の工事計画を立てて、それで今回も3億円余の計画を立てている。そうすると、入札差金を考えなければ、町はそれぐらいの事業だというふうに、22億円近い事業だというふうに計画をしたということでしょうか。

○議長（中田隆幸君） 町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 今の数字的なものは、多分、私は言っていないというふうに思っています。結果的にこれだけ下がったということは、入札差金が出たということを使ったかもしれないけれども、当時そのような数字がわかるわけもないし、そのようなことを言った覚えはないということだけ、答弁をさせていただきたいと思います。

そのような中で、もともと最低の基盤整備を行うというようなことで出発した。それに同報無線を絡めてやれば、いろんな制度、事業を使えるんじゃないかということで始めたというのが、この事業でございます。

ですので、数字的なものについて、全て掌握して対応できたというふうには思っております。

せん。やはり必要最小限のものをやるという段階で対応して、それについて、その後いろんな時代背景が変わってきて、このようなこともどうだろうということをそれぞれ皆さんと相談しながら対応してきたというのが今回の予算であるということで、認識をしております。

○議長（中田隆幸君） 10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 町長のお口から何度も何度も聞くのは、必要最小限度の整備だということ。でも、それが最初の15億円から膨らんで、6月議会のときには3億円増やす補正予算が出て18億円を超えた。そして、入札で、業者が頑張ったのか、とにかく5億円の差金が出たけれども、行政としては18億2,000万円の工事計画を立てた。そして今回、またこれからやらなければいけないだろう工事を見積もって1億3,000万円ぐらい減額をして、残りを繰り越すから、16億余の工事費になっていますよね。

結局これが必要最低限度の工事だとすると、必要とおっしゃるのか何なのかがよくわかりませんけれども、これからもまだ必要なものが出てくると思っていちゃいますよね。先ほど野口議員に答えられたこと、そういうので行政としては大体どれくらいの工事で落ちつくのかなというふうに考えておられるんですか。

○議長（中田隆幸君） 町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 特に寸又峡等でも要望のあります光ケーブルを通してほしいというような要望も、議員の皆さんのところへも行っていると思います。最小限というのは、今現在必要最小限のことをやるということが最小限だと思っています。それから展開とすれば、やはり寸又峡までは当然ながら対応する必要があるという思いがございます。

その段階で、将来的な展望はありますけれども、今、最小限の中で最大限の効果があることは何だということになりますと、今の国が認めていただいた補助金の絡みの中で、できることは最大限やっておく必要があるではないかということで、このような予算が増えたということで御理解をいただきたい。基本的には最小限でやったのが、今なら補助金絡みで対応できるということが出てきたということで、若干の工事費が、若干と言っては怒られるな、工事費が上がったということで御理解いただきたい。これは将来のために要望等に応えるためにも、今対応することができるということで判断したということです。

○議長（中田隆幸君） 10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 本当に厳しい声を町民の方々から寄せられて、私は今の状態でもそんなに困っていないのでとてもつらいんですけども、でも、期待している人たちもたくさんいらっしゃる事業だと思います。そしてそれが全世帯に入れることを目的にしている事業であるならば、私は、やっぱり町民の人たちから本当に期待される、喜ばれる事業に絶対していかなければならない。それがもう町の最大の責務だと思います。

そのために今、利活用検討委員会ですか、10人足らずぐらい、10人いらっしゃるんですかね。そういうところでこれからの町民の暮らしを守る、いろいろな夢のある大きなことを、大きなことというか、本当に必要な町民の人たちがこの町で暮らしていてよかったというよ

うなことをやっていく、医療とか教育とか、高齢者の支援とか。だったら、私はもっともっとたくさんの人たちを集めて、それをみんなでわいわいがやがや話し合っ、これがいいよ、あれがいいよと、とにかく文句がある人も、文句ない人も、言いたいことがある人も、希望がある人も、みんなおいでよ、入れよというような会をつくるべきだと私は思うんですよ。それでないと、町民の人から本当に信頼されるまちづくりというのはできないんじゃないかと思うんですけれども、それについてはどうでしょうか。

○議長（中田隆幸君） 企画課長、山本銀男君。

○企画課長（山本銀男君） 利活用検討委員会は10名という構成を予定していますけれども、現在8名の委員の皆さんに、委員会のほうでやっていただいております。

それで、多くの意見を吸い上げるということは、検討委員会の中ということよりも、そういう団体の皆さんへお声をかけて、いろんな御意見をいただくということは、当然委員会の中でも取り上げていくことだというふうに、事務局としては考えております。

○議長（中田隆幸君） 10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） どういう方法を考えていらっしゃるんですか。例えば皆さん、インターネットに興味がある人だったら、そういう窓口をつくるとか、いろんなことを言ってくださいよというような、何かいろいろなことがあると思いますけれども、行政はどのようなことを考えていらっしゃるんですか。

○議長（中田隆幸君） 企画課長、山本銀男君。

○企画課長（山本銀男君） 情報基盤、使い方、また年代層によっても全然活用方法が異なると思っております。そういう意味で、商工会さんとか、そういう営業、営業というとおかしいですけどもね。事業としての利活用を望む方、また、福祉の面からいえば、福祉の現場からの声をいただく。また学校からは、学校のほうでも一つは取りまとめのほうをお願いしているところがございますけれども、そういう意味で皆さんから意見をいただくということは想定をして考えております。

○議長（中田隆幸君） 10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 東海ブロードバンドの方が事務所を構えてやっていらっしゃる、数人、今後10人ぐらいになるんですかね。やっていらっしゃるけれども、私は、この事業は大勢の人が参加して、サポーターができて、お買い物支援するにしても、やっぱりそこには町長が言われたように、希望を集める、届ける、品物も集めて届ける、そういう、集金もどうするのかと。やっぱりそういうグループが、見守りでも必要だと思うんですよ。見守りなら見守りをやる人たちがネットワークをつくって、サポーターみたいなものをつくって、どれだけ大勢の人がそういうところに自分も入りたいよと言ってくれるかというのが、この事業が成功するかしないかの鍵ではないかと思っておりますけれども。

例えば運営会社、運営していく会社の下にもそういうサポーターみたいなところをつくっていけば、運営会社もいろいろなところで計画を立てやすくなる、町民の声も聞けるように

なる、そういうことがあると思うんですけども、そこはどうなんでしょうか。

○議長（中田隆幸君） 町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 東海ブロードバンドには企業として頑張っていたかなければいけない部分がたくさんあると。当然ながら行政も、できるところは一緒になって対応するということが必要と思います。

それからもう一つ、この場合、以前に教育長からは沖ノ島の話がありました。また、前回、議員の皆さんも大勢、茶業者大会のときに、おぶぶ茶苑の話もお聞きになったと思います。やはりああいうふうには、必要な人が必要に迫られて対応するとあれだけの発展をするというのかなという感じを僕自身はしました。ですので、そういう今言われたように、必要とする皆さんが積極的に参加できるような形の組織というのも、当然ながら検討してもらって、そのような場面が必要ということで。やはり立ち遅れている情報基盤とするならば、ああいう専門的に必要な人に積極的にPRをしてもらったりすることも必要かなということも、この前の茶業者大会で痛感したもんですから。人口も少ない、しかし、お茶の規模は大変大きかったけれども、海外にあれだけ展開しているということは、多分インターネットが普及できなければ、ああいう組織はできなかつたろうということで、実は半分ぐらい感激したんですが。

そういうことで、やはりみんなで、行政が主体でなくてやるということを今言われたと思いますけれども、そういう方向でいかない限りはじり貧になってしまうだろう。やはり行政が逃げるわけではなくて、行政に全ておんぶに抱っこという形では発展はしないだろうと考えておりますので、今言われたことも含めて対応を、いろんな皆さんから聞いて、それを反映できる組織というのをつくっていく必要があるのかなという感じが、この前のおぶぶ茶、飲まないけれども聞いて、感激した一文もあったもんですから、御披露をさせていただきます。

○議長（中田隆幸君） 10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 町長の手腕が発揮されることを、町民を巻き込んで巻き込んで、本当に喜ぶような事業になっていくことを私も期待しますが、町民の声は厳しいと、まだまだ今は厳しいということをしつかり心に置いておいていただきたい。それを一日も早く解決するには、町民の人たちをいかに巻き込んでいくかということだということをお訴えたいと思います。

次ですけれども……

○議長（中田隆幸君） 鈴木議員、いいですか。

ここで休憩に入りたいと思います。誠に申し訳ないですが、一つの質疑が終わりましたので、この次は午後の部にしたいと思います。

ちょっと長くなりましたけれども、午後1時から再開したいと思います。

ここで休憩に入ります。

休憩 午後 零時 16分

再開 午後 1時00分

○議長（中田隆幸君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きたいと思います。

再質問を許します。10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 10番、鈴木です。

少し頭に血が回っていませんので、おかしいかもしれませんが、2点目のバイオマスの活用ということで、町長からとても、今すぐということではないけれども、将来的に希望が持てる答弁をいただきました。私もぜひ製材所を、ちょっと狭いのではないかと心配もあるんですけども、その点はどうでしょうか。ごめんなさい、桑野山のところです。

○議長（中田隆幸君） 町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 平成の10年代の前半に、あそこへ製材をつくったらどうだろうということを提案したことが、私自身、町長のときにお伺いしました。その当時は、まだ製材所は採算もとれない、大変だからやめるというような結論になってしまいましたけれども、私は、これだけの山林があって、それを有効に使われていない。特に当時は間伐もほとんどが切り捨てる間伐であって、それに補助金が出たということがあって、やはり9齢級、10齢級近い木が倒されて、腐るのを待っているという状況を見たときに、何か対応できないかということで、いろんな考えを持って対応しましたけれども、結果的にはできなかったという経緯があります。私は、そのときは、当然ながら場所は桑野山の今のところであって、帯鋸等はほかの製材をやめるという方が島田地方にあったものですから、それらも打診して対応したという経緯があります。

今現在眺めてみましても、当然ながら製材所の数が減っているという中で、どうしても材木が出てこないというような状況があります。それには、何が原因かということはいろいろあるとは思いますが、やはり丸太で、旧の奥大井の製材とか、山持ちの皆さんは、丸太で出すのが当たり前というような風潮があったということがございます。ですので、地元で製材所があれば製品にし、また端材等はいろんな形で使えるではないかということも考えましたけれども、当時は無理だったという経緯があるものですから。

私は、本質的には製材所を持って、そのいろいろおがくず等も利活用しながら対応するという目標は、今でも持っておるということでございます。これには相当大勢の皆さん、特に山林所有者の皆さんの御理解をいただけないと協力が得られないということもあるものですから、その辺も含めて検討する大きな課題だと思うし、それがもし実現すれば、利用価値は相当あるではないかというふうに思っております。

経営の関係については、当然議論しなければいけないところはありますけれども、私は、



これも必要最小限の話になりますけれども、製材ぐらいはこの町にあるべきだと。94%の山林を抱えて、このような状態でいいかどうかということは、議会の皆さんとともに議論をしていきたいという大きな課題というふうに思っています。

○議長（中田隆幸君） 10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 面積が1町歩足らずですよ、九千幾らだったかな。だから、製材として狭くありませんかという質問をしたんですけれども、それに対してはお答えがなかったということで、もう一度質問しますけれども。

製材をただやるというんじゃなくて、私は、これだけ森林に囲まれた町だから、もちろん町長も御存じだと思いますけれども、CLTというコンクリートよりも強いのかどうかわからないですけれども、高層建築に木材を組み合わせたようなので柱にして建てられるという強化木材なんですかね。そういうのが国も許可を、今までは3階以下までだったんですか、3階以上でもいいよというのが検討している状況か、外国ではもう使われているということで、そういうのも間伐材を使ってすごく夢のある、将来にこの町に産業としてやれるかもしれない。そういう将来も開けてくると思いますので、ぜひ取り組んで、説得をしていただきたいと思うんですけれども。その面積についてどう思われますか。

○議長（中田隆幸君） 町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それは製品の出し方、あそこで製材をどのように集積するかによって、面積は、今あの面積があって足りないということはないと思います。当然ながら、ほかの利活用というのものもあるものですから、あそこで市を開くとかという、はい積みにしてやる方法もあるものですから。一概に製材だけというわけにいかないかもしれませんが、今度の払い下げの絡みもあるものですから。

しかし、そういう場所が必要だということでは認識をしておるし、もう一つ、今、町で認定されておりますFSC等々の認証もとっているという中で、東京のほうではオリンピックに使いたいというようなこともあちこちで宣伝をしておるようですが、その材が地元で製品として出ていかないということは、今現在になってみると、非常に情けないというふうに思っております。

それから今、強度の高い木質の関係の話がありましたけれども、そのほかに、地元の皆さんは不燃材という加工の処理もあるものですから、それらについても現地へ行って調査して、これなら不燃材があれば災害のときにも火災になりにくいというようなことも、現地を見て調査をしたこともあるものですから。いろんな形で木材の利活用はできるという思いから出発しないと、だめだという話からの出発では何事も同じだなというふうに感じております。

○議長（中田隆幸君） 10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 昨年ですかね、川根本町に地域活性化協議会という名前ではなくて、再生可能エネルギーによるまちづくり協議会というのがありますけれども、その会合を最近開かれていますか。

○議長（中田隆幸君） 企画課長、山本銀男君。

○企画課長（山本銀男君） 企画課の職員がそちらのほうの会議に出ておりますけれども、今、申し訳ございません、手元にその会議等の資料ございませんので、詳しい情報がお答えできません。

○議長（中田隆幸君） 10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） ちょっと前に新聞に載ったんですけれども、後ろのほうで太陽光だよと言われていたけれども、太陽光だけではないんじゃないかと思うんですけれども。木材のこういうバイオマスなんかも検討していただきたいなと思うんですけれども。

○議長（中田隆幸君） 企画課長、山本銀男君。

○企画課長（山本銀男君） 役場のほうの職員は、直接その中での提案等ということはまだしておりませんが、基本的には、最初のこの協議会のスタートは、それこそソーラーシェアリングの関係であったというふうに考えております。

○議長（中田隆幸君） 10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） こういうときだからこそ、そういう会を活発に開いて意見をどんどん、集約よりもまずは広げて、いろんな意見を出し合って、何かコーディネーターだか、顧問の先生もついていらっしゃるということで、そういうバイオマス活用関係の顧問の先生ではなかったかなど、ちょっと間違っているのかもけれども、私は思いました。県にもバイオマス活用計画というのが一昨年できていて、御存じだと思うんですけれども、県内にも、もうバイオマス発電が稼働しています。それは御存じでしょうか。

○議長（中田隆幸君） 教育長、大橋慶士君。

○教育長（大橋慶士君） すいません、私の知る限り。前にもお話をしましたけれども、環境資源協会の専務理事の方で、平井さんという方がコーディネーターを務めておられて。彼は、別に太陽光だけでなく、再生可能エネルギー全般にわたってのいろんな面で県外の企業とか団体とか、それから役所に対してのいろんな会合に出席をして、その推進を図っているということでございます。そういうことで、ソーラーの場合はその一つと考えたほうがいいと私は考えておりますけれども。

ですから、例えば再生可能エネルギーの場合には、その地域に合った再生可能エネルギーというものが当然あるだろうということで、その地域の特性を生かした再生可能エネルギーというものを進めていくという、推進していくという、そういうスタンスじゃないかと思えます。

以上です。

○議長（中田隆幸君） 10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 本当に地域に合ったバイオマス、再生可能エネルギーの活用ということで、町長と同じで、私はこれだけ森林に囲まれていて、まだまだ材として使えるすばらしい木もある。その中で廃材まで全部捨てるものなしで活用していこうよ、ということ

をすることで山もまた若返っていくよ。本当にこの町にとってお茶と同じぐらい、もしかしたらまさるかもしれない宝を抱えているんじゃないかと。なかなか切り出すのが大変なことはありますけれども。1回、寸又のほうでどうでしょうと提案したときに、私たち、グリーン発電という会津若松のを見てきて、その10分の1の、1万kWじゃなくて、1,000kWhと言ったかな、提案をしたんですけれども、それでも、この地域では、先ほど町長が言われたように、年間2万<sup>m</sup>³ですか、3万<sup>m</sup>³を切り出して持っていつている中で、その燃料として使える分がなかなか確保できないんじゃないかということと言われて、非常に残念だったんですけれども。

私は、取り組みば、もっともっと活用できる、県内でやっているところは足久保というところですよ。そこでは、1kW当たり32円、もう本当にぱっと見たので、何か資材を24円で買い取るんだそうです、端材を。そういうことでやり始めているということですので、私もけさ見たのでそれ以上調べることはできませんでしたが、こういう再生可能エネルギーによるまちづくり協議会ですか、そういうところでぜひ、いろんな事例あると思いますので、この町に合ったものをぜひ町の産業、雇用の場になるような形で、環境を守ってよくして行って、雇用も増やしていけるよという、町の将来を担う一つの大きな取り組みとしてやっていただきたいなと思うんですけれども。

○議長（中田隆幸君） 町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 今、足久保の話が出ましたけれども、私、承知しています。その社長ともお話しして、こちらのほうの材を向こうへ運んで対応したいということの話です。ただ、ファンドでやっているものですから、まだどこまで具体的にいったかは知りませんが、そのような方向があるということは承知をしております。

今、鈴木議員が言われたのは、地元でそういう対応をしろという話だと思います。これは将来の林業に対しても大変今の環境が厳しい中で、今ちゃんと伐木、いわゆる切ったり、線を張る人、そういう職人的な技術がなくなってしまうという懸念もあるわけです。ですので、そのような継承をする後継者ができるようなこともやっておかないと、いざ材木の価格が上がって売れるような状況になったときに、町とすれば対応できないということも可能性としてはあるということを考えると、今思い切って行政が先頭になってでもやる必要はあるという大きな事業だなというふうに感じております。

これは行政だけではできないものですから、当然ながら、林家、森林組合等々とも、国有林ももちろん入っていただいて、対応する大きな課題だというふうに思っておりますし、やるべきだというふうに思っています。

○議長（中田隆幸君） 10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 地域創生の交付金も出ることで、ぜひ前向きに積極的に、時間も早めて取り組んでいただきたいと思います。検討していただきたいと思います。

最後になりますけれども、学校給食の二人目を半額に、三人目を無料に。これは、私は教

育長には聞きません。町長に聞きます。もう教育長のお答えはわかって、教育的なその制度、法律の中でしかお答えにならない。私は町の施策として、町長も先ほど1回目のお答えで、町の施策として検討していくというふうに言われました。私は、これは今すぐでもやる気になればやれることだと思うんですよ。法律は確かに学校給食法、あります。そこでは材料費が父母負担だよと定めてあります。でも、それにもかかわらず、いろいろな自治体が今無料化にしたり、二人目は半分にしたり、三人目はもう無料にしようかと、そういうことが進んでいます。南アルプス市が3子目から無料になっているということで、二人目半額、三人目無料ということは、これは保育料でも同じことをやっている自治体が多いですよ。川根本町もやっています。

だから、これはもう本当に子育て支援、子供を産んでいただいて、子育てが本当に負担にならなくて楽しいよと。そういうための施策として、それがやがては、町長が先ほど言われたように、あれもこれもやらなければ子供を増やすことができない、若者を引きとめることができない、引き込むことができない、引っ張り込むことができない。そういう中で、この川根本町、どれが当たるかじゃなくて、やったらやっただけの効果は必ず出ると思うんですよ。だから、今、子供が少し増えているじゃないですか。そういうところを認めて、教育的な配慮からではなくて、まちづくりの配慮から、ぜひ取り組んでいただけないか、もう一度お聞きいたします。

○議長（中田隆幸君） 答弁は選べませんので、特別に許します。

○10番（鈴木多津枝君） いいですよ、答えても。私の気持ちを言ったので。

○議長（中田隆幸君） 教育長、大橋慶士君。

○教育長（大橋慶士君） 今、教育的な云々じゃなくて、私個人の意見だと思っていただければいいと思います。

子育て支援ということで、様々な恐らく施策があると思うんですね。その施策の中でどれを優先すべきか、またどれを組み合わせるかというポリシーミックスの問題だと、恐らくそうであろうと思います。そのときに、財源に限りがないければ、全部やればそれにこしたことはありません。ドバイみたいに税金一切取らないよとかという、全て国がやりますよということだったら、それはそれでお金があればいいと思うんです。

ですから、限られた資金の中で、どのような組み合わせをするのが一番適切かということも当然議論すべきだと思います。その議論の上に立って行われるということですから。先ほど町長のほうから、総合教育会議も含めてということですから、そういうところの場で議論を深めて、それで検討したいということでございます。

以上でございます。

○議長（中田隆幸君） 10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 今回は少し前向きな答弁かなと、検討するという。本当に財源が限られているということもわかります、60億、今回の今年の予算がね。でも、60億だったわ

けですよ。そういう中で、教育費1億ぐらい増えていますよね、今年予算でもね。やっぱり何に力を入れるかということで、そこでお金の使い方というのは、皆さんが情熱を持っているところに使われていって当然だと思うし、それが町を守ること、町を発展させることになると思います。

でも、子育て、子供の子育て支援ということは、おじいちゃん、おばあちゃんたち、本当に若い人はもちろんのこと、言われるんですよ。多分町長も言われていると思うんですけども。そういう中で、私は今年、乳幼児医療費が本当に高校まで無料になるとは思ってもいなかったけれども、本当によかったなと思っています。そういうことで、じゃ、この次は給食費だ、この次は保育料だ。私は、ピリオドを打つ必要はないと思うんですよ、こういうことに。町が力があるんだったら、どんどんやっていけば。それで子供が増えれば交付税だって増えるじゃないですか。お金だって町に落ちていくじゃないですか。経済が物すごく元気が出ると思うんですよ。学校だって元気が出るし、そして若い人たちも来てくれる町になれば、町の守っていかねばいけない、いろいろ伝統とか農業とかたくさんあるわけだから。そういうことにも波及効果は大きいと思うんですよ。

だから、ぜひ、教育何だか会議というところで前向きに提案をしていただきたい。地名の保育園のときみたいに、どうですかだけじゃなくて、鳥本課長はとても積極的な働きかけをしてくれたんですけども、残念ながら待ったがかかったんですけども。待ったがかからないようなすごい効果のあることだよという提案をしていただきたいと思います。よろしくお願いします。

終わります。

○議長（中田隆幸君） 答弁はいいですか。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 教育長から教育的な指導を受けた後の答弁ですので、どのような答弁になるかわかりませんが、基本的には、先ほどもどなたかの一般質問にお答えしましたけれども、やることはたくさんあるわけですよ。その中でできることは、当然ながらやる必要がある。できないことと言わずに、継続して優先順序をつけながら対応していくというのが行政のあり方であるというふうに思っています。

後ほどまた歳入のほうの質問もありますけれども、そういう絡みもあるものですから、何とか皆さんが望んでいることは、当然ながらやらなければいけない。基本的には子育てしやすいまちづくりということも標榜しておりますし、総合教育会議のほうでも検討をいただいているということでございますので、やはりその辺の場で、合意を得ながら対応していくことが順序かなというふうに思っておりますので。今言われたことは肝に銘じて対応していきたいというふうに思います。

○議長（中田隆幸君） 許された質問時間の30分が過ぎましたので、ここまででいたしたいと思います。

次に、1番、藺田靖邦君、発言を許します。1番、藺田靖邦君。

○1番（藺田靖邦君） 1番、藺田です。お願いします。

今回も、やはり一番最後に回ってきましたので、先輩議員、同僚議員、言ってくれたこともかなりあって、人口減少のこととか、先ほどの鈴木議員も、最後に自分の言いたいことを言ってくれたような感もしないでもないんですが、答弁がまた重なることもあろうかと思いますが、よろしくお願ひいたします。

通告に従って一般質問させていただきます。

最初に、日本全体が急速に進んでいる人口減少、当町も年間約150人、160人強の減少率があります。人口減少の鈍化は5年、10年スパンで進めるべきことを考え、実行に移していくことが最良の道と考えますが、人口減少によって考えられる財政規模の縮小や高齢化によってさらに進む働き手の減少の問題等、既に町に与えている影響は、地域経済社会の維持、存続につながる大きな局面を迎えています。また、国からの指標、指針も来ています。

昨年9月議会に提出された平成25年度の健全化判断比率の町の状態は健全化そのものですが、当町の財政状況、弾力性、経常収支比率、人口減少から来る課題、町の対策、歳入を増やすための施策、新たな雇用を創出する手だて等を、最初に質問します。

二つ目は、川根本町は水源地であるという再度の認識を持ち、先ほど町長からも申しましたが、先月配付していただいたまち・ひと・しごと創生長期ビジョンにも示されていましたが、地域にないものではなく、あるものをより追求していく。そして、ないものをチャンスと捉えチャレンジしていく。あるものとは、今回はダムの町を利用したさらなる水源地域ビジョン、ないものとは、これから始まるICT利活用となると思いますが、現在もダム湖周辺での奥大井接岨湖まつりや芝桜植栽事業等、活動はしていますが、さらなる企画イベントを考えてみたら、地域資源を生かし、さらに地域社会に創生していくことが期待されるのではないかと思います。

三つ目の最後の質問は、国道362号の改良、改築における交差点の危険度についてですが、飛び地の工事が多いため、仮道を設けなければ仕方がないのは理解しますが、運転者が、歩行者が注意せざる状況において、生活道という観点で交通危険箇所のいま一度の点検から要望する道路改築、新設工事の国道としての急務を訴えていかなければならないと思います。

また、改めて尋ねますが、国道362号の新設、改築の優先順位、また町道高郷田野口停車場線の今後の対応と、それに続く上長尾護岸バイパス、これは私の仮称ですが、現状を伺います。

演壇からは以上です。よろしくお願ひいたします。

○議長（中田隆幸君） ただいまの藺田靖邦君の質問に対し、町長の答弁を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは、藺田議員の質問に対し、お答えをさせていただきます。

私、久しぶりに一般質問で財政状況を質問をされました。大変厳しい環境ということがわかっていただける答弁になればうれしいなというふうに自分自身では感じながら、答弁をさ

せていただきたいというふうに思っております。

当町の財政状況でございますけれども、町の財政赤字の指標となります平成25年度の本町における実質赤字比率はマイナス11.4%、連結実質赤字比率についてもマイナス13.9%と、それぞれ黒字の経営であります。また、将来、町の財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標である将来負担比率につきましても、平成25年度においてマイナス37.1%となっており、これは県内でも財政健全運営が顕著な6市町のみがマイナスとなっているもので、合併後の川根本町の財政が健全に運営をされていることを示しておるものであります。

町では、平成20年度からの財政健全化比率を公表しておりますが、平成25年度の町監査委員からの財政健全化審査意見書におきましても、同様の報告をいただいておりますことは既に御承知のことと思っております。また、自治体の収入に対する負債返済の割合を示す実質公債費比率につきましても、この比率が18%を超えると、新たな借金をする際に国や県の許可が必要となり、25%を超えると借金を制限されるということになりますが、本町の比率は6.8%であり、全く問題のない比率となっております。

しかしながら、本町の大きな財源となる普通交付税に関しましては、旧合併特例法による合併後10年間は、合併前の市町村ごとに算定した普通交付税の総額を配分するというルールに基づき、現在では2町分の交付税を配分していただいておりますが、平成28年度からは段階的に減額され、合併後16年目となります平成33年度には、いわゆる1町分となる一本算定になることから、今後、一本算定を見据えて、本町の財政規模に見合った長期的、計画的な財政運営を心がけていかなければならないというふうに考えております。

次に、経常収支比率でございますけれども、この数値につきましても、人件費、扶助費、公債費などというように容易に縮減することのできない経常的な経費、市町村税、普通交付税等を中心とする経常的な一般財源収入がどの程度充当されているかを測定するものであり、地方公共団体における財政構造の弾力性を見る上で最も重要な比率ということは言われております。この数値が、町であっては75%を超えると、財政構造の弾力性を失いつつあると考えられておりますが、本町における数値は、平成25年度で87.0%であり、かなり経常的な経費の率が高いと言わざるを得ない状況にあります。

このような状況ですが、合併後の経年の数値を見ますと、平成18年度には103.2%であったものが年々改善されてきており、特に平成25年度には臨時財政対策債を借り入れていない中での数値であり、大きな心配はないものと考えております。

しかし、今後の町政運営を見ますと、国や県の権限移譲等による事務量も増加し、新たな制度の創設なども増えていることなど、職員のさらなる確保が必要となってくることも予想される中であっては、この経常収支比率の数値は特に注意していかなければならないものと認識をしております。また、人口減少による歳入への影響につきましても、町税の減収が主なものとなりますが、その歳入を増やしていくための対策が必要であることは十分に承知をしております。

町の財政運営に関しては、基本的な考え方といたしまして、持続可能な財政運営を第一に考え、年間の収入に見合った身の丈に応じた事業量の展開に努めていくとともに、起債については、後年度負担を考えて交付税措置の高い有利なものを選択し、基金運用についても安全で有利な契約や取り崩しの時期についての計画的な運用を心がけてまいりたいというふうに思っております。

人口減少の対策につきましては、野口議員への回答のとおりでございますけれども、新たな雇用を創出する手段としての考え方を問うというお答えには、国レベルにおいても、完全失業率も2010年以降低下の傾向にあり、大きな要因は企業の旺盛な採用意欲にあるとされております。最近の県下の有効求人倍率の動きでも微増傾向にあるとはいえ、1月の県全体の有効求人倍率は1.13%となっております。

しかしながら、当町を含む島田公共職業安定所管内の状況は、有効求人倍率0.9%と、県内職業安定所間でも最低の水準になっており、当地域の産業構造等様々な要因によるものの説明は受けておりますけれども、回復傾向にはあるものの、厳しい状況に置かれているという認識を持っております。

雇用創出手段に関しましては、地域経済圏の拡大化や物流の進歩により、その対象圏域をどう捉えるか、市町単位のみならず、広域的対応を視野に置いた取り組みが重要と考えているところであり、広域圏内での産業集積の活力維持、地域内製造業の健闘、製造業関連のサービスビジネスの拡大、製造業の雇用拡大、商業・飲食業における雇用拡大といったサイクル、もしくは三次産業への革新、それに続くまちづくりの進展、外部からの来訪者の増加、商業・飲食業における雇用拡大といったサイクルの展開を図れるよう、近隣市町とも協調する形での対応策の検討を今後も進めていくものであります。

雇用の創出は、人口減少対策と密接に結びつくものでございますが、町の対策として具体的に考えている事業として、まず、現在実施しているトーマス運行事業を活用し、地方への誘客拡大に向けた情報発信の強化やテーマ性、ストーリー性を持った一連の魅力ある観光地を目指し、地域の雇用を支える観光産業の推進があります。

また、高度情報基盤が整備され、都市との格差是正が図られたことにより、ICTの活用による地域の活性化にも力を注ぎたく思っておりますが、ICTの一層の利活用を医療、教育、雇用、行政など幅広い分野で推進するための事業展開も必要だというふうに考えております。特に、町においても良質な医療を効果的、効率的に提供していくため、遠隔診療の整備を推進していきたいというふうに考えております。

このほか町への移住の促進ということで、都市部に居住せずに、町に住みながら仕事ができるような環境を整備し、移住希望者への支援体制などの整備も必要でありますし、若い世代の結婚、出産、子育ての支援につきましては、今ある既存の制度をより充実、拡充を図ることを考えております。

野口議員への回答と重複いたしますが、議員の御指摘のとおり、町内への若者を中心とし



た雇用の場の創出は、人口減少対策において最も効果的であると考えております。新たな企業誘致等により雇用の場の創出も、もちろん必要な手段ではありますが、そのことよりも、現在、町の中で頑張っておられる企業の皆さんに元気になっていただき、若い方々が地元への就職を希望するという姿のまちづくりが理想というふうに考えております。

そのためには何をしたらよいかははまだ特効薬的な、効果的な方策については模索しているところでございますけれども、その他には、これからも増えていくことが予想される高齢者のための施設サービスを充実し、関連した雇用を増やしていきたいと考えているほか、現在進めております高速ブロードバンドの運用が開始された後、ITを活用した小規模な企業等の誘致の可能性などを含め、現在頑張っておられる町の商工業者の方々や関係の方々の御意見をしっかりと聞きし、町としてできる限りの応援をしていきたいというふうな気持ちを持っております。

次に、ダムについてお答えをさせていただきます。

議員も御存じのとおり、長島ダムは、国土交通省の地域に開かれたダムとして平成14年に完成し、現在に至っております。この地域に開かれたダムは、ダム、ダム湖及びその周辺環境は水と緑のオープンスペースとして、その利活用の推進、自然環境の保全等を図ることにより、地域の活性化に重要な役割を果たすことを期待するものであります。

長島ダムにおいても、ダム等を生かした取り組みとして、奥大井接岨湖まつり、奥大井ふるさとまつりといったイベントの開催やエコツーリズムの事業におけるカヤック等の湖面利用、下流域住民との協働によるダム周辺環境整備事業としての芝桜植栽事業等に取り組んでいらっしゃることは、議員も御指摘のとおりであります。

中でも、水源地である当町住民と下流域住民とがともに行う芝桜植栽事業は、長島ダムが果たす治水・利水の機能をその恩恵者である下流域住民が再認識をする機会として意義のあるものと考えております。このようなダムが有する機能、ダムがもたらす恩恵等を流域全体の共通資源として捉え、様々な展開を流域として取り組んでいくことこそが、長島ダムが有する地域に開かれたダムとしての使命であると認識をしております。

そのためにも、長島ダム流域連携協議会や大井川の清流を守る研究協議会等の組織を通じて、流域全体での様々な取り組みこそが、議員提案のダムの町としての姿であるというふうに考えております。

国道362号の改良、改築における交差点の危険度についてのお答えをさせていただきます。

現在、町内で国道事業として道路整備が行われている箇所は、青部バイパス、富士城バイパスの2カ所になります。

いわゆる上長尾バイパスは、一つの町で3カ所の国道事業としての予算づけがされないことから、梅島下から中津川付近までの第Ⅰ期工区は、県単独合併支援重点道路整備事業で進められ、現在の中津川付近から長尾川橋までの第Ⅱ期工区は過疎地域自立促進特別措置法に基づく県の代行事業で工事の進捗が図られております。この上長尾バイパスでは、第Ⅰ期工

区でバイパスと現道の接続のためクランクができ、また、第Ⅱ期工区でも長尾川橋で現道と接続するため、クランクができることとなります。議員がおっしゃるように、このような形状は決して安全とは言えません。交通の安全が早期に確保できるよう、上長尾区までの全線開通を今まで以上に国・県へ要望をしていきたいというふうに思っております。

国道362号道路改築の優先順位についてです。

以前にもこの場でお答えをさせていただきましたが、特に早期の完成を要望しているのは青部バイパスでございます。藤沢橋が昨年の10月に供用開始されましたが、トンネル工事は平成27年度中に工事が契約されるということを、土木事務所のほうからも説明を受けております。この道路の完成は、合併前の旧中川根町と旧本川根町を一体化するかけ橋となります。

富士城バイパスの第2-1工区でございます。この道路は、ユネスコエコパークに登録された南アルプス地域の静岡側の玄関口として、その重要性が増しております。平成28年4月からの消防救急業務の静岡地域という広域化のためにも重要な道路となります。

上長尾バイパスでございますが、中津川から長尾川にかけては道路沿いに民家や商店が密集しており、昨今の車両の大型化に対しては幅員も狭く、道路沿いに小中学校や保育園、社会福祉施設などがあることから、歩行者の通行の安全を確保する必要があります。この道路の整備は、青部、富士城と同様の国道362号バイパス整備として、県に早期の整備要望をしております。

次に、町道高郷田野口停車場線の今後の対応と上長尾護岸バイパスの現状でございます。

このバイパスは、整備を行っていく上で梅島下から中津川付近までの第Ⅰ期工区、中津川付近から長尾川までを第Ⅱ期工区、長尾川から中徳橋に接続する町道上長尾田野口停車場線付近までを第Ⅲ期工区と工区分けして、事業の進捗を図っております。このうち第Ⅰ、第Ⅱ期工区は、平成26年度で完了をいたしますが、第Ⅲ期工区の整備については、現在のところどのような事業でいつ行うかは決まっております。他の県事業の進捗状況や道路予算の推移を見ながら、今後、県と協議をしながら進めていくというようなこととなります。

上長尾区内の道路線形につきましては、概略設計は県で実施をしております。ただ、上長尾区内の道路計画につきまして、地元の皆様への説明をまだしておりません。道路整備を進めるためには、地元の皆様の御理解、御協力が不可欠となります。地元の皆様のお力添えをいただきながら、早期の全線開通を関係機関に強く要望していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（中田隆幸君） 総務課長、前田修児君。

○総務課長（前田修児君） すみません、ただいまの町長の答弁の中で1点、訂正をさせていただきます。

最初の1点目の御質問の中の県下の有効求人倍率のところでありましたけれども、1月の県全体の有効求人倍率が、町長が「1.13%」と申し上げましたけれども、%ではなく、

「1.13」です。%にしてしまうとかなり低いということになってしまいますので、1.13が正しいものです。よろしく申し上げます。

○議長（中田隆幸君） 答弁が終わりましたので、再質問を許します。1番、藺田靖邦君。

○1番（藺田靖邦君） 最初の人口減少と財政における今後の経営能力についての再質問です。

先ほどの鈴木議員に引き続いたような質問になってしまうかもしれませんが、お答え願いたいと思います。

町長が言うように、人件費、扶助費、公債費以外で、私は切れるカードの再チェックも必要だと思っています。一般財源の許容範囲内で財政の力を使った方策、次年度予算審議の中で、今年、高校生までの医療費免除、そういったことが大切で、若者の定住や子育て支援のさらなる充実、この町に若者、若夫婦が住居を構えて住む特典など、予算ベースで計画を立てていくことが責務、急務なのではないか。また、そこがこれからのこの町の予算として重要な位置づけと考えております。先ほど鈴木議員、野口議員も言って、同じような答弁になるのかもしれませんが、私としては、この一般会計の中で予算ベースというところが大事なところで、これから先の町にもつながっていく、そんな必要な位置づけだと思っていますので、その辺、少しお願いいたします。

○議長（中田隆幸君） 町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 今、内容が少しわからないところがあるんですが、めり張りをつけた予算を組めということでしょうか。

○議長（中田隆幸君） 1番、藺田靖邦君。

○1番（藺田靖邦君） 要するにそういうことで、財源の中から一番大事な部分を、これから若者が残って、若者がやっていくためには、カードの再チェックというか、一般財源の中からの重要な部分を、やはり先ほど鈴木議員も言ったんですが、そういったところが僕は一番大事な部分で、これから先、ここの町が成り立っていく、形成していく上には、その財源の再チェックを予算ベースでもう一度かけていただいて、努めていっていただきたいなということの質問です。

○議長（中田隆幸君） 町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 個人的に感覚としてやりたい事業も、当然ながら私自身も持っております。その中で特にこのような議会の中で、議場で皆さんからの提言等があれば、当然ながら最優先として対応するというのも当然のことだというふうに思っております。

いずれにしても、できる、できないはそのときの財政状況によりますけれども、やるべきことは、多分私どもと議会の皆さんとは共有していると思いますので、あとは優先順位のつけ方だなという感じがしておりますので、こういう席でも積極的に言っていただければ、対応をしていくということは当たり前のことだというふうに思っております。

○議長（中田隆幸君） 総務課長、前田修児君。

○総務課長（前田修児君） 今、財政的にというお話もありましたので、財政担当の立場から

少しお答えをさせていただきます。

地方創生という言葉は今までもかなり出ておりましたので、そこら辺は担当課のほうからまたお話があるかもしれませんが、総務課のほうの関係ですと、合併特例債の話を町長の答弁でもさせていただきましたけれども、27年度に予定しているものを除いても、今後の起債可能額が約11億9,000万円ほどございます。これは32年までの町の合併特例債ということになるんですけれども、こちらの新町建設計画、これにのったいろんな事業があります。これを町の中ではいろんな精査をしまして、これに関連する事業であれば、こうしたことを検討しまして、合併特例債を有効に使っていくというのも一つ大きな目標となると思いますので、そこら辺も含めて、財政担当のほうでも財源を含めて考えていきたいなと、そんなふうに思っております。

以上です。

○議長（中田隆幸君） 1番、藺田靖邦君。

○1番（藺田靖邦君） ちょっと僕、きょう風邪ぎみなもんで、あれなんです、いずれにしろ人口推移のさらなる予測、分析は必ずかけていくのは当然なんです、要するに、この町を形成していく若者たちの価値観への特典を、国・県から入りの部分以外の財源をつくり出す方策をお願いしたいということの質問でした。

あと次に、町の入りの部分、歳入に関してですけれども、僕のイメージ、アイデアもここに入った質問になるんですけれども、高齢者の方々へのサービスに着眼して、本県の西伊豆町のように、東京杉並区と共同し、杉並区の特養と健康福祉センターの計画などの誘致事業、またちょっとこれ、暗くはないんですが、自分の中では、自分のアイデアと色々な情報の中から得たことなんですけれども、最近マスコミ等で、以前話題になった海への散骨、御遺体のお骨を自然環境を生かした当町から全国へ発信する、海から山合いへの樹木葬の提案など、考えられる手だてが幾つかあろうかと思いますが、当局の考える知恵というのですか、何かお持ちなら、またお話ししていただきたいなと思っております。

○議長（中田隆幸君） 町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 今のお話の中で、多分、西伊豆と言われたのは南伊豆へ来ると、特養が。これもいろいろ問題はあるようです。といいますのは、やはり介護をする若いスタッフが一緒に来るかどうかということも微妙なところがあって、なかなかお年寄りの施設だけが来て、対応ができない場合はどうするかという話も、まだ具体的には全部が固まっているようではないようでした。

それから今、樹木葬の話が出ましたけれども、西伊豆では墓守の関係をやっているようです。これはお墓へお盆、正月に来れない方、お彼岸等に来れない方の代わりに墓守をしてきれいにしてあげるということで対応しているということもあるようです。私は、散骨も聞いたことありますけれども、散骨はなかなか難しい問題があるということも聞いておりますが、ただこのように、今、藺田議員が言われたような新しい発想の転換でいかに限りは、なか

なかいらんな皆さんに注目をしてもらえないだろうという中で、奇想天外な発想ということも、私、樹木葬が奇想天外と言っているわけじゃなくて、やはり全国にないようなことを発信していくことが必要ということで、先ほども申し上げましたけれども、役場の中でもそのような説明会をして、何とか新しい発想のもとで展開をしていこうということを今考えておりますので。皆さんと一緒に、新しい町のあり方、または町でやるべきことというのでも検討する時期に来ているというふうに思っております。より具体的な提言等もいただきたいというふうに思っております。

○議長（中田隆幸君） 1番、藺田靖邦君。

○1番（藺田靖邦君） 私も今二つほどの例を出して言ったんですけども、最初の誘致事業というのは、やっぱり数十年後の高齢人口をはかりつつも見なくてはできない、データも欲しいところで、ただこの樹木葬、樹林墓地というのは、何かこう温泉と絡めてできる事業なのではないかな。そこに自分が持っていく、これはイメージで僕は話をしているんですが、ただ、先ほど町長が言った新しい視点ということから考えてくると、やはりちょっとコア的な部分を使った新しい展開というんですかね、その部分がちょっと欠けているところもあるもんですから。エコパークと絡むのは、ちょっと革新的過ぎるんですけども。そういった町が知恵を使って発信できるようなことの作業というのが、少し足りないような気が私はしています。

そこで、人口減少の鈍化と歯どめが根本にある地方創生総合戦略について、先ほどちらっといろいろ出てきているんですけども、町としての地方版総合戦略を策定することになっています。約1,000万ほどの追加補正もしました。どのような方法でどんな内容、目標設定を考えているのか、ちょっとお伺いします。

○議長（中田隆幸君） 企画課長、山本銀男君。

○企画課長（山本銀男君） 企画課のほうからお答えをいたします。

川根本町の地方創生総合戦略ですけども、現在準備を進めているところでございます。町の人口ビジョンの策定のために人口の分析等を行い、また、人口推計シミュレーション等の業務の委託準備等を始めております。また、制度全体の理解、戦略の掘り起しのために職員への説明を実施いたしまして、庁舎内での総合戦略本部、これは課長職ですけども。また、職員によるプロジェクトチームを立ち上げることでございます。地域の産業、雇用、企業等の施策を一体的に立案、推進するため、町内の住民代表に加え、産・官・学・金等の関係機関のメンバーによる組織の立ち上げも予定をしております。

町の人口減少に歯どめをかけるためにも、他市町村と違う町独自の特色あるものとし、自主性、主体性を発揮し、地域の実情に沿った地域性のある戦略とすることが重要と考えております。また、従来の枠組みにとらわれない効果的な施策が必要であると考えております。

目標設定につきましては、戦略によつて的確な目標数値を定めていきたいと考えております。人口減少に歯どめをかけるための目標に対し、確実に達成できるような具体的な戦略を

策定していきたいと考えます。現在のところ、目標数値という形ではお答えありません。

○議長（中田隆幸君） 1番、藺田靖邦君。

○1番（藺田靖邦君） まだぼんやりとしているということは確かにそのとおりです。最初の質問の全体を通して、先ほど述べました若い世代の対応、出産、子育て支援対策、入りの考え等、これらの地方創生事業の、企画課長、まだなかなか、ぼんやりしているとは思いますが、この事業の展開をどう結びつけていくかの戦略といったものですか、そういったものの具体的方策というのは、今考えていることありますか。

○議長（中田隆幸君） 企画課長、山本銀男君。

○企画課長（山本銀男君） 27年度で5カ年の計画をつくるということが町の総合戦略となりますけれども、現時点では具体的なシナリオ等は決まっておられません。町としては、国が掲げる目標に若い世代の結婚、出産、子育ての希望をかなえるというものがございまして、それに沿った計画をつくることとなりますけれども、先ほど町長のほうから述べましたように、今ある制度のより充実、拡充を図ることを考えていきたいと思っております。それも一つの戦略としていくということでの今の位置づけとなっております。

○議長（中田隆幸君） 1番、藺田靖邦君。

○1番（藺田靖邦君） 地方創生が叫ばれて、ちょっとほかの議員からも早過ぎる質問だと言われ、言われることは言われても、一応頭に入れながら、これから先進めていただきたい、そういう思いで質問をさせていただいております。

次に、二つ目の再質問に入ります。長島ダムについてです。

私は、町にあるものの再点検、これが今回は長島ダムを取り上げました。お客様を呼び込むイベント、企画は簡単に浮かびません。先日の予算委員会で、今年9月の合併10周年の企画案の説明も受けたところですが、イベント企画案は、アイデアを広く募集してヒントにするためのアイデア提案職員箱とか町民箱を設置したらどうかと、そんな思いもあるんですが、どうでしょう。

○議長（中田隆幸君） 町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） どのような場所であれ、町民からの意見、提言、それから職員からの提言等、窓口をあけて皆さんの意見を聞くように心がけてはおります。しかし、具体的になかなか提案として対応しようというのが出てこなかったというのが事実なんです、何回かアンケート等もとって対応しているということです。

今、町民の皆さんからの御意見箱的なものというお話ですが、これも少し検討させてください。それで対応をさせていただきたいというふうに思います。当然ながら一般の町民の皆さんのほうが、今の現在では情報量もたくさん持っている。また町外から来られた方も大勢いるということで、この町に住んでいる人が気がつかないことを大変意識して考えていただいているという方も大勢おるもんですから、そういう皆さんからも意見、提言等もお聞きして反映していくということが、これからのまちづくりには非常に重要。それと、若い人の意

見、それからお年寄りのこれまでの経験を踏まえた意見、これらは当然ながら集約して行政に反映すべきだというふうに思っておりますので、そのようないろんな御意見等、提言等をお聞きして対応していくことが非常に重要だというふうに認識をしております。

○議長（中田隆幸君） 1番、藺田靖邦君。

○1番（藺田靖邦君） とにかく皆さんからアイデア、そこからまたヒントが広がって、またいい企画が出る。基本そういうことだと思いますので。最近では、全協で少し、隣にいる野口議員もダム湖の遊覧船の話とか、アイデアの中から生まれてくるものがきっとあると思いますので、広く求めて努めていただきたいと思います。

二つ目の再質問ですが、次に、あるものの中にはこの町の有名人もいます。大村朱澄さんです。JOC就職支援ナビでお世話になっている城北信用金庫さん、これも私の知り合いの関係で、赤羽に本店があるんですが、次のオリンピック、ブラジルリオデジャネイロを経て、2020年東京オリンピックで彼女自身、日の丸を表彰台で見たいはずですが、私も見たい一人ですが。この町に育った子が世界で勝つ姿を、一人のアスリートのことを言っているわけじゃないんですが、企業との連携の中で大村朱澄さんへの協力を得たイベント、長島ダムの芝桜植栽事業の際にも協力してくれていますが、オリンピック候補選手に負担のかからないイベントも考えて、カヌーの町の構築も課題なのではないかと思っています。

また、これはちょっと違う視点なのかもしれませんが、川根高校カヌー部強化による生徒の存続、この部分はちょっと複雑なことかもしれませんが、アイデアの中のヒントが広がってくるのではないかと思いますので、どうでしょう。

○議長（中田隆幸君） 生涯学習課長、山下安男君。

○生涯学習課長（山下安男君） 大村朱澄さん関連がありましたので、お答えさせていただきます。

ロンドンオリンピックに出場された大村朱澄さんは、今年の4月から東京都内や埼玉県内を中心に展開する城北信用金庫に入られると聞いています。今後は、就職先の企業の職員となることから、学生のととは違い、おのずと行動範囲の制限や責任も考えられるところで。現在は、来年開催されるリオデジャネイロオリンピックに向けて取り組んでいると聞いています。オリンピックへの出場のためには、本年5月に石川県で開催される代表選考会、8月にイタリアで行われる世界カヌースプリント選手権、11月にインドネシアで行われますアジアカヌースプリント選手権で上位入賞することが重要だと聞いています。まずは競技に集中していただいて、ぜひオリンピックへの出場を期待したいと思っています。

また、本町のカヌーにつきましては、平成27年度において、川根本町カヌー普及協議会の設立を予定しています。カヌーの普及のために普及協議会での意見を伺いながら、川根本町で開催する場合のカヌーイベント等への大村さんの個人的な行動の範囲の中で御協力いただけるよう、アプローチしていければと考えているところです。

以上です。

○議長（中田隆幸君） 1番、藺田靖邦君。

○1番（藺田靖邦君） そういう答えを聞きたかったところでして、いずれにしろ大村朱澄さん、当然川根本町自体が応援している。だから長島ダムとどこに関係があるということにもなるんですが、そういったことも含めていろんなアイデアの中で、いろんな仕掛けができてくるものですから。先ほど言ってくれたカヌー協議会、このことも出てくる。当時、本川根町長だった町長、私は、当時の国体のことはちょっとわからない、まだ知らないんですけども、きっとその当時は、皆さんが大変な思いで、大変な事業だった、そういうことも予測されます。長島ダムとカヌーというのを私が結びつけたのは、そこからカヌーの町をもう一度ということの意味も含めて私は言っているわけですが、いい先輩がおりますので、必ずカヌーの火というやつは燃え続けていくことだと思いますので、もう一度、長島ダムを含めてカヌーの町のこと、構築という、僕は構築と呼んでいるんですが、もう一度考えてやっていたら、さらに違う展開も出てくるんじゃないか、そんな思いもしております。

また、大村朱澄さんのことは、時間、余裕、いろんなことありましたら、私もちょっと聞いたんですけども、お父さんに聞いたんですけども、できるだけそういったサービスとか、ファンサービスというのは、朱澄はするよということも言ってくださいましたので、迷惑のかからない限り、そういったイベント等にも呼んでいただければと私も思っています。よろしく願いいたします。

次に、三つ目の再質問ですが、よろしいですか。

○議長（中田隆幸君） 町長に答弁、いいですか。

○1番（藺田靖邦君） お願いします、それじゃ。

○議長（中田隆幸君） 町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 今、長島ダムに関連するカヌーの話を質問いただきました。

国体のときに当時、本川根の町長をやっていたとして、その大会にも全て関与したということなものですから。実は、カヌーに対しては思い入れがあります。特に当時、これも何回も言っておりますけれども、あんな小さな町で国体の競技、これを二つは絶対できないよということを東京のほうでは言われていたということでもございましたけれども、当時、金谷町のほうまでお願いして、特に体協とか老人会の皆さんにお願いして、お手伝いをお願いした経緯があります。ですので、核になったのは本川根だったと思いますけれども、周辺の皆さんに大変お世話になって、最終的には大会ができたという経緯がございます。

といいますのは、長島ダムだけでなく、八木の周辺の河川でも、スラロームのコースをつくりまして対応したということでありまして、2カ所というのはなかなか大変だということがございました。

それに対しまして、人的なことですが、この前に、池住君という、今、川根高校の先生をやっておりますけれども、この方が指導員としてカヌーを普及をさせていただいた、一番の恩人は、私は池住君だと、池住先生だというふうに思っています。それぐらい一生懸命指導



もしていただいたし、それから普及もしていただいた。それから川根高校のカヌーにおいても、また焼津でのカヌーのクラブをつくっていただくにも御尽力いただいたということがあるものですから、やはりそういう大変御貢献をいただいた皆さんに、いま一度、カヌーの復興といいたいでしょうか、復活をお願いして、やはりあの程度までに戻らなくても、ある程度のことまではできるというふうな思いがあるものですから、それらに対応していくことが、これから長島ダムを利用した中では必要なことだなというふうに思っております。

それから、当時は地域に開かれたダムで、名前はずいたけれども、なかなか余り開けていなかったという時代がありました。というのは、湖面利用は、モーターボートみたいなものはだめだったんですね。しかし、それがある程度緩和されて、今ではある程度の船まで使えるというようなことがあるものですから、カヌーは当然使えますけれども。それで運よく今の所長さん、前任者の所長さんもおっしゃっておりますけれども、町でいろんな形で使ってほしいというような要請もありますし、実は以前、国体のときに使った栈橋等も、どこかにしまってあったのが出てきたということで、有効に使っていただきたい。また、町にも、競技用のカヌーの艇が多いんですが、十分そろっているという中では、今対応しておけば、この後のいろんな形での練習場等にも誘致ができるのではないかというふうな思いがあるものですから。やはり今やっておけば、先ほどの林業じゃありませんけれども、今なら間に合うだろうというふうな思いがあるものですから、そのような対応をしていきたいというふうに思っております。

また、大村朱澄さんには、いろんな形で町の目玉的な位置づけで頑張ってもらっておりますので、それらも含めて対応していくことが必要というふうに思っております。

それから、もう一つは、リバーレイドというのがありまして、これも全国から大勢の皆さんが集まって大会を開いたことがあります。これも何回か続きましたけれども、途中で頓挫しましたけれども、ああいう皆さんもこちらでやってみたいというような意識も持っているものですから、やはり幅広い皆さんに来ていただく。それが川根本町の応援団になっていただけるというような基礎になるというふうに思っておりますので、御協力をまたお願いしたいと思います。

○議長（中田隆幸君） 1番、藺田靖邦君。

○1番（藺田靖邦君） そういうことで、やれることは、あるもの、ないもの話をしましたので、もともとあるものだったので、その辺はまた努力、今、町長が言われるように、今なら間に合う、今ならできるという、そのことを進めていっていただきたいなと思います。

次に、三つ目の再質問に入ります。

先ほど町長、御答弁いただいたものですから、現在の町道という類いというんですか、高郷田野口停車場線が町道高郷田野口停車場線ということになっているものですから、これは先ほど予算のことで、過疎債とか来るものだから町道なんですよという、そういう考えでいいんですか。

○議長（中田隆幸君） 建設課長、大村浩美君。

○建設課長（大村浩美君） 事業を進める上で、過疎代行事業で今、県が進めてくれています。そのための町道になります。あの道路事業を進めるために町道という形をとっています。結果として過疎代行事業の場合は、測量試験費、あとは舗装のうち上層路盤、基礎、表層が町の負担となりますので、その町の負担分は過疎債の対象になるというふうになっております。

○議長（中田隆幸君） 1番、藺田靖邦君。

○1番（藺田靖邦君） 町道という名前のいわれはわかりました。

ですから、格上げをしなければ、その町道、国への陳情といいますか、それが加速していかないのじゃないかと。単純に、それはなぜ言いたいのかというのは、上長尾護岸バイパスで早く行ってもらいたいから言っているんですけども。そうならないのではないかなと思っていますので、要するに町道を県道、国道という格好で、いろいろな意味で格上げしていかなければ陳情というのはなかなか難しいんでしょうか。

○議長（中田隆幸君） 建設課長、大村浩美君。

○建設課長（大村浩美君） この全線の計画、梅島下から上長尾まで、この延長が1,619m、これは計画時の延長ですけども、それは当初から上長尾バイパス、国道バイパスという扱いです。ただ、先ほど言いましたように、事業が国道事業で3カ所、なかなか予算づけがされないということから、県単の合併支援道路、今回は過疎代行の事業という形で進めていますが、全線は上長尾バイパス、あくまでも国道バイパスですので、町としましても、国道バイパスの整備という形で国・県のほうに要望しております。

○議長（中田隆幸君） 1番、藺田靖邦君。

○1番（藺田靖邦君） 私もこの上長尾のバイパスといいますか、長尾川から向こう、護岸については、地元の方にもいろいろ聞かれるところもあるものですから、この質問、一般受けするんじゃないくて、地元受けする質問をさせていただいたんですけども。いずれにしろ優先順位の話の中で、やはり県の土木の方の考えもきっとあろうかと思えます。昨年、今年と議員視察で青部、町道高郷田野口線も、あと、今年は富士城バイパスと行ってきたんですけども、いずれにしても富士城バイパスの地滑りの対策をしながらの施工なものですから、お金がかかるな、この仕事はという、そんなところも私も見てきて、地元の方にはそんなことを言うしかないかなという、そんな感じもしています。

ただ、昨年、一昨年でしたか、長尾川のボーリングはしたんですよね。ちょっとその辺わかりますか。

○議長（中田隆幸君） 建設課長、大村浩美君。

○建設課長（大村浩美君） 平成23年度になりますが、これは長尾川にかかる新橋のために、右岸、左岸、あと川の中で3カ所ボーリングを実施しております。いずれもこれは上長尾バイパス開通のための必要な調査をしております。

○議長（中田隆幸君） 1番、藺田靖邦君。

○1番（藺田靖邦君） 先ほど町長の答弁、ちょっと聞き忘れてしまったんですけども、町道高郷田野口停車場線から上長尾まで上がってくる青写真というのですか、町長、できているとかできていないとか言っていましたか、その青写真というのはある程度できているんですか。

○議長（中田隆幸君） 建設課長、大村浩美君。

○建設課長（大村浩美君） ルート検討のほうはされています。数案あるようですが、ちょっと確認はしていませんが。また計画を実施するには地元の皆様の御協力が必要になりますので、その際にはルートも決めるために、ある程度案をお示しすることになるとお思いますので、そのときはよろしくお願ひします。

○議長（中田隆幸君） 1番、藺田靖邦君。

○1番（藺田靖邦君） いずれにしろ、道路のことは危険なことから私がこの質問をしたんですが、最後に私のまとめとして、少し意見を申して終わりにしたいと思いますが、最後に、人口減少鈍化、歯どめには、長い時間をかけての町の方策を考えてほしいと思います。来訪してくれるお客様の対応は、オール川根本町で取り組むおもてなしのアイデアを皆さんで考えていけたらと思います。将来を見据えた事業を考えると、国からの支援は欠かせないもの、先ほど町長も交付税算定がえのことを言っていました、まだ国のほうからは指針は来ていないと思うんですが、予想と人口推移の予測の分析を何通りも今から考え、弾力性を持った収支を望みます。

政府も地方創生を強く進めています。職員の皆さんには、各課、この町にあるもの、まだないものの事業の新しい展開を全ての課の仕事として取り組んでいける努力をお願いし、アイデアを、ヒントを広く集めて人でにぎわうまちづくりをと思います。

道路整備に関しては、町民の皆さんの生活道としての思いを、また先ほど言ったクランク、自動車教習所のようにある練習用クランクの解消や、カーブが多く狭隘な箇所整備、道路に関しては手をつけなくてはならない箇所ばかりですが、交通の安全確保と災害時の孤立化対策として早期の拡幅、改良を町長の縦の力、横の力を遺憾なく発揮していただくことをお願いして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（中田隆幸君） 要望ですので、答弁は求めません。

これで藺田靖邦君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩をしたいと思います。

40分まで休憩としたいと思いますので、お願いいたします。

休憩 午後 2時21分

再開 午後 2時40分

○議長（中田隆幸君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。



◎日程第2 議案第10号 川根本町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定について

◎日程第3 議案第11号 川根本町地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準等を定める条例の制定について

◎日程第4 議案第12号 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律附則第14条に規定する経過措置に関する条例の制定について

◎日程第5 議案第18号 川根本町介護保険条例の一部を改正する条例について

○議長（中田隆幸君） 日程第2、議案第10号、川根本町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定についてから日程第5、議案第18号、川根本町介護保険条例の一部を改正する条例についてまでを一括議題とします。

本案について、第1常任委員長の報告を求めます。第1常任委員長、鈴木多津枝君。

○第1常任委員長（鈴木多津枝君） 10番、鈴木です。午前に引き続いてお疲れさまです。

それでは、第1常任委員会に付託されました事件について、会議規則第77条の規則により報告いたします。

3月3日の本会議において、議案第10号、川根本町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定について、議案第11号、川根本町地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準等を定める条例の制定について、議案第12号、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律附則第14条に規定する経過措置に関する条例の制定について、議案第18号、川根本町介護保険条例の一部を改正する条例についての付託を受け、3月3日、午後5時半から大会議室において審査を行いましたので、その審査の経過と結果について報告をいたします。

まず、議案第10号から議案第12号及び議案第18号の条例の概要について、担当課長より説

明を受けながら進めました。

議案第10号、議案第11号の条例は、地域の自主及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成25年法律第44号）の成立に基づき、これまで厚生労働省令によって全国一律に定められていた介護予防支援事業等の事業の人員基準や運営基準等、地域包括支援センターの包括的支援事業の実施基準について、市町村の条例で定めることとされました。

町では、今回の法改正を受けて、川根本町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例、川根本町地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準等を定める条例を制定し、あわせて基準の詳細を定める規則を制定します。

また、議案第12号により、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）が平成27年4月1日に施行されるに当たり、町で実施することとなる地域支援事業が円滑に実施できるよう準備期間を設け、地域支援事業のうち、介護予防・日常生活支援総合事業について平成28年4月1日から、在宅医療・介護連携推進事業、生活支援体制整備事業、認知症総合支援事業については、平成30年4月1日から実施することを条例で制定したものであります。

議案第18号の条例の改正は、介護保険法第117条の規定に基づき3年ごとの計画の見直しを行う中で、平成27年度から平成29年度の第6期介護保険事業計画の介護給付費等対象サービス見込み量に基づき、介護保険事業に要する費用に充てるために、平成27年度から平成29年度の第1号被保険者の保険料を定めることを、条例で制定したものであります。

委員会では、担当者の説明終了後、委員からの質疑が行われました。

主な内容を抜粋しますと、議案第10号、11号では、規則で定めるとしている町独自の基準とはどのようなものがあるのか。回答、役員及び事業所を管理する者は、暴力団であってはならない。利用者に対する記録を整備し、それが完結してから5年間保存しなければならないなどを考えている。

質問、人員に関する基準で、事業所に保健師、または知識を有する職員を置かなければならないとあるが、知識を有する職員とは何か。回答、包括支援センターの人員に関する基準は、原則保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員の3職種を置くこととされており、当町は現在4名配置している。内訳は、保健師3名、社会福祉士1名で、うち主任介護支援専門員資格者が2名です。知識を有する職員とは、地域ケア、地域保健師等に関する経験のある看護師ですとの回答がありました。

議案第12号では、在宅医療、介護連携推進事業の事業取り組みについて、平成30年4月から実施するようだが、事業取り組み項目が8項目あるが、全て実施できるのかとの質問に対し、全ての項目を同時に実施する義務づけではなく、取り組みができる項目から随時実施しますとの回答がありました。

医師の確保が難しいが、対応はどうかという質問があり、各医療機関や榛原医師会などと連携をとっていくことが必要だと思いますとの回答がありました。

現在実施している認知症サポーターはどう位置づけるのかとの質問に対し、町独自として認知症支援体制の中でサポーターの位置づけを検討しますとの答弁がありました。

介護保険制度から外される要支援1、2の人はどうなるのかとの質問に対し、第2条第1項で、平成28年4月1日から行うこととし、新総合事業で町の事業として取り組むが、今までと同様に国・県などの財政負担があるとの回答がありました。

次に、付託事件、議案第18号について報告をいたします。

まず、質問です。消費税率が10%に変動した場合はどうなるのかとの質問に対し、変動した場合は、低所得者対策として、住民税非課税世帯の被保険者、段階でいうと第1、第2、第3段階の負担軽減が行われる予定ですとの回答がありました。

65才以上の現役世代の保険料の負担割合を21対29から22対28に、65歳以上が1%増えるが、この1%増で当町の65歳以上の保険料は幾ら増えるのかとの質問に対し、37億772万円の22%で、今回8億1,570万円を第1号被保険者負担分としたが、21%なら7億7,862万円で3,700万円ほど増えたとの回答がありました。

3年間の介護保険料を算定する必要額に、給付費だけでなく、予防費や地域支援事業費を加えて膨らませて高齢者の負担を増やしている。また、特養増設やグループホームの増設で給付費が増えるのを見込んだことで保険料が大きく上がったとの説明だが、町が介護予防やサービス体制の充実を力を入れることは、安心して老後を過ごせる町を進めるためにも必要なことだが、少ない年金が頼りの高齢者は保険料が上がるのが怖くて、必要なサービスも安心して使えなくなる。保険料の値上がりを抑えるために、一般会計からの繰り入れを行い、安心して介護が受けられるようにすべきではないのかとの質問に対し、保険制度の負担割合の中でやらせていただきますとの回答がありました。

介護保険部会で、保険料が基準額で月1,240円も上がることにに対して意見は出なかったのかとの質問に対し、今回の計画で特別養護老人ホームの増床など施設の充実もあり、保険料の上昇に対する御理解はいただいていますとの回答がありました。

以上のことが確認されました。

審査の結果、採決を起立によって行いました。

賛成全員で原案のとおり可決しました。

以上で審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（中田隆幸君） 御苦労さまでした。

委員長報告が終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから議案第10号、川根本町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定について討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第10号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第10号、川根本町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（中田隆幸君） 起立全員です。

したがって、議案第10号、川根本町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定については、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第11号、川根本町地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準等を定める条例の制定について討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第11号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第11号、川根本町地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準等を定める条例の制定については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（中田隆幸君） 起立全員です。

したがって、議案第11号、川根本町地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る

基準等を定める条例の制定については、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第12号、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律附則第14条に規定する経過措置に関する条例の制定について討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(中田隆幸君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第12号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第12号、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律附則第14条に規定する経過措置に関する条例の制定については、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(中田隆幸君) 起立全員です。

したがって、議案第12号、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律附則第14条に規定する経過措置に関する条例の制定については、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第18号、川根本町介護保険条例の一部を改正する条例について討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。10番、鈴木多津枝君。

○10番(鈴木多津枝君) 10番、鈴木です。反対の立場から討論します。

平成12年度から始まった介護保険制度は、3年置きに国が示す改定内容とサービス利用状況をもとに、次の3年間の保険料見直しを行ってきていますが、最初の2,400円から毎回上がり続けています。27年から3年間の第6期では、現在の第5期の基準額が4,320円を1,240円も増額して、ついに最初の2,400円の2倍を超える5,600円になります。

現役世代と65才以上の保険料負担の割合が21対29から22対28に、高齢者分が1%増やされたことや特養あかいしの郷の30床増設予定、グループホームの増築などが予定され、給付費が増えるのを見込んで大きな値上げになったとの説明がありました。

特養待機者が100人を超す深刻な状況の当町で、特養や介護施設のサービスの増加充実は、高齢者にとっても家族にとっても安心で大歓迎のことで、ありがたいことです。しかし、それが保険料負担にストレートに連動するのでは、少ない年金だけが頼りの高齢者にとってはたまったものではありません。



また、前回の改正で、それまでは一般会計で町の福祉事業としていた生きがいや家族支援などの介護サービスでないものも、地域支援事業などとして介護保険制度に組み込まれ、貴重な保険料が町の職員の人件費にまで使われるようになりました。せめてこの額と同等の2,000万円余を毎年一般会計から繰り入れれば、保険料値上げを抑制できるはずだと私は考えています。

少ない年金が頼りの日々の暮らしがやっとの高齢者は、たとえ施設が増やされても、サービスが増えても、保険料が上がって有無を言わず天引きされ、何の抵抗もできず、少なくなる年金を、生きるための支出のどこを削るのかと苦しむしかないでしょう。こんなことを当たり前のようにしてよいのでしょうか。介護担当職員や関係者の皆さんが昼夜を分かたず懸命に取り組めば取り組むほど、暮らしを脅かされる高齢者が増えるのでは、お世話をされる人も報われません。たとえ国や県が保険制度だからと増えた分は保険料も割合に応じて値上げするようと言われようと、町民を守る姿勢を貫いて抵抗すべきだと思います。

私は、毎回、既に我慢の限界を超えている当町の高齢者を守るためには、町は一般会計予算からの繰り入れをするしかないことを繰り返し訴え続けてきました。今回も行政の答弁は、保険制度の負担割合の中でやらせていただくと、悲しいほど冷たく感じました。介護部会でもこのことについて議論はされず、特養増床や施設の充実もあり、保険料の上昇に対する御理解はいただいたと考えているとの答弁を聞き、残念な思いでいっぱいです。

町が介護予防やサービス体制の充実に力を入れることは当然で、安心して老後を過ごせる町を進めるためにも必要なことですが、少ない年金が暮らしを支える高齢者の保険料値上がりに、一般会計からの繰り入れで避けられる方法があるにもかかわらず、制度だからと値上げする町では、安心して介護サービスを受けられないと思います。施設やサービスの充実や予防、生きがい支援などの取り組みで、お年寄りが最後までこの町で生きていてよかったと言ってくれるまちづくりに切りかえることを強く求めて、反対討論とします。

○議長（中田隆幸君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。11番、小藪侃一郎君。

○11番（小藪侃一郎君） 11番、小藪でございます。私は、議案第18号、川根本町介護保険条例の一部を改正する条例について、賛成の立場から討論いたします。

これは、介護保険法に基づき3年ごとに介護保険料を見直すということで、これまでの実績やこれからの給付費の予測に基づいて、27年から29年までの介護保険料を算出して導かれたものでございます。

先日の3日に第1常任委員会で委員長、鈴木多津枝議員のもとで保険料の算出について詳しい説明を受け、的確な数値の予測を立てているとともに、そのほかの数値につきましても、算定の方法やその値は適切、適当であるものであり、そこから導いた介護保険料につきましても、適正なものであると考えます。

また、住みなれた土地での介護体制を望む70から100の待機者のことなども勘案して、平成27年度から29年度までの第6期介護保険料計画では、特別養護老人ホーム等の施設の充実、

30床増設の計画もあります。高齢者にとって、また、町民にとっても、安心して住めるまちづくりに寄与するものであると考えます。

よって、私は賛成の討論といたします。

○議長（中田隆幸君） ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） これで討論を終わります。

これから議案第18号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第18号、川根本町介護保険条例の一部を改正する条例については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（中田隆幸君） 起立多数です。

したがって、議案第18号、川根本町介護保険条例の一部を改正する条例については、委員長の報告のとおり可決されました。



◎日程第 6 議案第 24号 平成27年度川根本町一般会計予算

◎日程第 7 議案第 25号 平成27年度川根本町国民健康保険事業  
特別会計予算

◎日程第 8 議案第 26号 平成27年度川根本町後期高齢者医療事  
業特別会計予算

◎日程第 9 議案第 27号 平成27年度川根本町介護保険事業特別  
会計予算

◎日程第 10 議案第 28号 平成27年度川根本町簡易水道事業特別  
会計予算

◎日程第 11 議案第 29号 平成27年度川根本町温泉事業特別会計  
予算

◎日程第 12 議案第 30号 平成27年度川根本町いやしの里診療所  
事業特別会計予算

○議長（中田隆幸君） 日程第6、議案第24号、平成27年度川根本町一般会計予算から日程第12、議案第30号、平成27年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計予算までを一括議題とします。

本案について、予算特別委員長の報告を求めます。予算特別委員会委員長、鈴木多津枝君。

○予算特別委員長（鈴木多津枝君） それでは、予算特別委員会に付託されました平成27年度川根本町予算について、審査の経過と結果について報告いたします。

3月3日の本会議終了後、正副委員長の選出を行い、審査日程、審査要領について協議を行いました。委員長には私、鈴木多津枝、副委員長には中澤莊也議員が選出されました。

審査の日程につきましては、3月5日、6日、9日、10日、11日の5日間実施いたしました。厳しい日程の中ではありましたが、平成27年度一般会計予算及び特別会計予算6件の審査について、それぞれの所管課長及び室長等の説明を受け、審議を行ってまいりました。

また、12日の午前中には、国道362号バイパス馬路橋付近、本中3階の遺物等保管場所、桑野山貯木場、水川林道放土現場などの現地視察を実施いたしました。

視察終了後、議案第24号、平成27年度川根本町一般会計予算から議案第30号、平成27年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計予算までの採決を行いました。

審査の結果、次のとおり決定しましたので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

議案第24号、平成27年度川根本町一般会計予算は、賛成全員で可決です。

議案第25号、平成27年度川根本町国民健康保険事業特別会計予算は、賛成全員で可決です。

議案第26号、平成27年度川根本町後期高齢者医療事業特別会計予算は、賛成全員で可決です。

議案第27号、平成27年度川根本町介護保険事業特別会計予算は、賛成全員で可決です。

議案第28号、平成27年度川根本町簡易水道事業特別会計予算は、賛成全員で可決です。

議案第29号、平成27年度川根本町温泉事業特別会計予算は、賛成全員で可決です。

議案第30号、平成27年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計予算は、賛成全員で可決です。

次に、審査の経過の中での意見、質問、要望などにつきましては、全体を報告すべきであります。皆様方のお手元に資料を配付させていただいておりますので、その中から幾つかを抜粋して報告させていただきます。

2ページです。

10款4項2目生涯学習推進費で、質問、地域生涯学習活動派遣委託事業の派遣費の金額の検討をしてほしい。回答、派遣費については文化協会と協議し、運用の中で対応していきたい。

すみません。その前に、その一つ上の小学校5年生の県外体験学習の候補地選定について、回答、静岡空港の利用を視野において、様々な候補地の検討をする。

次、4項社会教育費、3目文化会館運営費で、自主事業で主なものは、高齢化が進んでいるので、スクールバスなどによる送迎を考えていないのかという質問に対して、検討するとの回答がありました。

4項社会教育費の4目資料館運営費では、ユネスコエコパークの全体がはっきりしていないという質問に対し、資料館はエコパークの拠点の一つとして担当課としては考えていき

い。環境教育の施設として考え、無料化について27年度中に検討していきたい。そのために条例の改正も必要になるとの回答がありました。

3 ページの5 項保健体育費、2 目町制10周年カヌーイベントについて質問があり、カヌーを大井川、接岨湖において9月の合併イベントに合わせ、町民にカヌーに親んでもらえるような、また、カヌーのまちをPRできるような内容としたい。10周年であるから「10」という数字にまつわるような、例えば10kmの川下り等のイベントを企画したいとの回答がありました。

4 ページです。

町営サッカー場の総合グラウンド構想はどうなったかとの質問に対し、2月25日の施設運営委員会において、今後のサッカー場の進め方を検討した。水はけが悪く、整備費や維持管理費も大きく、サッカーの競技人口も減少しているため、多目的な利用方法があるのではないかと意見が出たとの回答がありました。

ちょっと下がります。

社会教育ビジョンがどのように予算に反映しているか、また方向づけをどのようにしていくのかとの質問に対し、社会教育ビジョンをつくる時検討したいとの回答がありました。

1枚めくって6ページです。

1 項教育総務費、3 目教育諸費、就学支援委員会の委員構成と対象児童はとの質問に、児童生徒を取り巻く環境も複雑になってきている。対象児童生徒の検討が年々増加しており、学校だけでなく、幼・保のときから保護者の同意を得て就学の検討をしている。委員は町内の内科医、特別支援学校と障がい者福祉施設（駿遠学園）の教職員、町内小・中学校の校長と特別支援学級の担任の代表、専門的な知識経験者3人の計10人で構成するが、報酬対象委員は5人であるとの回答がありました。

下のほうで、財源の緊急防災減災事業債の1,440万円は何に使うのかとの質問に対し、15節の工事請負費4,320万円の中で、本小体育館のつり天井が大きいとの回答がありました。

7 ページです。

要保護・準要保護児童生徒の認定状況はとの質問に対し、要保護の対象者はいない。準要保護は、児童世帯の継続が6人、新規4人を見込み予算計上した。26年度から対象の所得基準を、生活保護基準の1.3倍から1.5倍に引き上げたとの回答がありました。

8 ページです。

中学校の2目教育振興費です。中学生海外英語研修事業は、語学研修が主目的であっても、教育委員会が唱えるキャリア教育にも繋がっているのではないかと質問に対し、キャリア教育は、子供にとって将来をどう考えていくかのためで、海外英語研修は、文化や歴史の異なる外国で様々な体験をするため、子供自身がいろいろな立場、視野に立ち、単純に語学研修だけではなく、視野、見分を高めて養われていると思うとの回答がありました。

9 ページです。

5項保健体育費の4目学校給食施設費の中から、消費税アップによる影響はどの質問に対し、消費税が5%から8%になったが給食費に転嫁することなく、3%を町が負担している。給食費は平成21年度から据え置きだが、この間、材料費は上がっている。給食は3年から5年に一度で見直すことが必要と考える。10%に上がったときなど何らかの機会に見直すとの回答がありました。

10ページです。

2款2項1目企画総務費、レールパーク構想事業について説明を求める質問があり、27年度では構想をもとに、活性化策の計画、実施事業について情報共有を行い、連携を図っていくと同時に整理・検証を行っていく。総合計画と一緒にワークショップを開きたいとの回答がありました。

11ページ、8節ふるさと納税実績及び事業内容について説明を求める質問がありました。

26年度、現時点で39件、19万3,800円の寄附（県外21件、県内8件）、ふるさと納税寄附金の贈答品は、1万円以上10万円まではお茶が50g（100g2,000円程度）ということです。10万円以上はやぶきた、奥ひかりを100g1袋ずつ200gだったのを、27年度は、10万円以上の場合は、ケーブルテクニカのお茶と急須入りの茶箱詰め合わせを考えている。お茶は町内の茶商のお茶で、1セット1万3,000円を見ているとの回答がありました。

12ページの上です。

懸垂幕について質問がありました。毎年事案により同じものを2枚製作し、2カ所で掲示しているとの回答がありました。要望で、核廃絶平和の町宣言の懸垂幕の掲示を要望するとの発言がありました。

13ページです。

上のほうから、質問、空き家改修事業費補助金の内容について、1件の補助金50万円を100万円にする予定はないですか。すみません。ここ2項企画課、3目まちづくり事業費のところですか。空き家のことで質問があり、現段階では考えていません。事業開始から補助実績1件ですとの回答がありました。

下のほうです。

2項4目環境企画費の19節大井川の清流を守る研究協議会負担金20万円。田代ダム水利権更新について質問があり、27年12月、県と協議を進めている。流域市町の意見の取りまとめを行い、県へ要望。30年代は塩郷・川口の更新が控えているとの回答がありました。

14ページです。

2項5目の情報政策費です。運業者への事務所貸付料の記載がないのはなぜかとの質問に対し、町有土地などの貸し付け料は普通財産ですので一般財源として扱い、特定財源には含めていませんとの回答がありました。

15ページ、上のほうから3つ目ぐらい、かわねフォンの申し込みをしていない人への情報伝達はどの質問に、同報が聞きにくいところはありません。メール配信なども考えていると

の回答がありました。

その下です。かわねフォン利用促進報償費とはとの質問に、地域でかわねフォンの利用を促進するため、サポーターへの報償費として予算計上しています。使い方がわからない方、機器に触れることが苦手な方、高齢者などへの説明を目的としています。費用弁償単価の2,200円程度が基準になるかと思えますとの回答がありました。意見として、ONUに4時間のバッテリー設置で3,000台の7,500万円予定しているが、1台四、五kgある。重くて設置場所に困る。要らない人もあるのではないかという意見。また、バッテリーは大事、全世界へ入れてもらいたいという意見がありました。

16ページの下のほうです。

税務課の2目賦課徴収費、平成27年度滞納整理強化を図っていくと聞くと、今年度の差し押え状況と来年度の実施方法計画はどのように考えるかとの質問に、今年度、悪質な滞納者について、法律にのっとり、県の指導を受けながら粛々と差し押さえを実施した。預金、年金、給与を中心に30数件を実施したが、まだまだ手法などについては勉強する必要がある。このことから来年度も県職員の派遣をお願いし、指導を受けて実施していく予定だ。現在、平成22年分が時効消滅期間の対象となるので、滞納者それぞれの状況を全て調査し、連絡をとって対応していく。なお、これらを計画的に進めるようスケジュールを立て、粛々と実施していきます。督促状を1回出すと5年延びる、分納すると2年延びるなどの説明がありました。

隣のすぐ横のページです。

6款農林水産業費の1目8節の荒廃農地調査員手当42万2,000円はとの質問に、農業委員に耕作放棄地の調査をお願いするものですとの回答がありました。

次のページです。

3目農業振興費で、中山間地域等直接支払交付金516万1,000円が306万7,000円に減ったのはとの質問に、国からの直接補助だったのが町経由の間接補助に変わった。10割が2集落、8割が6集落から5集落に減ったとの回答がありました。

4目地域農政総合推進事業費で青年就農給付金について質問がありました。準備型は2年だが、今回は経営開始型が2人。一人年間150万円を最長5年間受けて実施予定。国の100%補助制度で県から入るとの説明がありました。

5目茶業推進対策費で茶共済について質問がありました。26年18工場175件となり、支援制度がなかった25年は、8工場58件の実績ですとの回答がありました。

19ページ、6目茶業農林業センター運営費で、指導員を正職員から臨時雇用にして大丈夫かとの質問に、普及指導員経験者配置を1.5人で考えているとの回答がありました。

次のページ20ページ、上のほうです。

2項林業費、2目林業振興費です。土地購入費2,900万円で購入する桑野山貯木場の製材所の機能はとの質問に、慎重に林業振興施設を検討したい。土場・製材所などです。林地残

材の活用が期待される「木の駅」事業は、森林・林研が中心となって今後検討する。

現在の県森連の取り扱い量は3,000㎡から4,000㎡、面積9,668.72㎡、建物事務所、木工加工所、倉庫など10数棟、旧本川根町が千頭駅横に音戯の郷を建てるために、そこにあった営林署の施設を移転してもらうために、1億8,000万円で建設して、交換した。所有は国。1,500万円を超える購入は議会の承認が必要となるなどの回答がありました。

21ページです。

3款福祉課、1項1目社会福祉総務費の臨時福祉給付金の対象者はとの質問に、本年同様、住民税非課税世帯の方へ1万円。但し、非課税の方でも課税者に扶養されている方は対象外となり、今年度は、子供が島田、藤枝等町外に住んでいて給付を受けているケースがあったため、27年度は、課税が確定する10月以降に給付する予定ですとの回答がありました。

その下の2目腎臓機能障害者通院費扶助227万5,000円の補助率と利用者はとの質問に、補助率は2分の1です。利用者は現在19名ですとの回答がありました。

22ページです。

社会福祉費、3目老人福祉費で、いきいきクラブの中に存続が困難なクラブが増えているが、その対応はとの質問に、現在31団体に補助していますが、補助金を要らないという団体もあります。役員をやらなところも出てきているので、地域福祉推進業務の委託先である社会福祉協議会に事務の代行などをお願いしていますとの回答がありました。

それから、23ページです。真ん中辺のちょっと下ですけれども、2項児童福祉費、2目児童福祉施設費です。

南部地区から来ていないか、三ツ星保育園のことですけれども、との質問がありました。また、地名保育園の再開を求めるとの意見もありました。回答は一人いらっしゃるということで、地名地区は子育てモデル地区として再開もあり得るとの答弁がありました。

24ページの一番上、3目の子育て支援対策費です。

子育て支援施設の開設状況はとの質問に、元藤川保育園で月曜以外は開設し、地名保育園においては月2回開設しているとの回答がありました。

25ページの一番上です。

介護保険事業特別会計。

1款2目の介護認定審査会運営費で、介護認定審査会が4月から早速始まる。委員は16人で油谷医師がいなくなるが、医師確保できなかった場合はどうするのかとの質問に、4月時点で医師がない場合は、介護の現場にいる人に委員をお願いするとの回答がありました。すみません、敬称を略させていただいております。申しわけありません。

次、27ページです。

介護保険事業特別会計。

1款2目の介護認定審査会運営費で、介護認定審査会が4月から早速始まる。委員は16人で油谷医師がいなくなるが医師確保できなかった場合はどうするのかとの質問に、4月時点

で医師がない場合は、介護の現場にいる人に委員をお願いするとの回答がありました。すみません、継承を略させていただいております。申しわけありません。

次、27ページです。

5款2項1目の包括的支援事業及び任意事業費についてです。

真ん中辺で、地域支援事業に職員の給与が含まれているが、ここに一般財源を299万6,000円充てている。保険料はサービス給付以外には使わないはず。一般会計から繰り入れをして、保険料値上げの抑制をとの質問がありました。地域支援事業は、国39%、県19.5%、町19.5%、一般財源22%の負担割合と決まっているので、検討の余地はないとの回答がありました。意見で、今回、基準額で1カ月1,280円と書いてありますけれども、先ほど40円と言われたので40円に訂正をお願いします。の保険料値上げになっている。年金だけが頼りの高齢者には負担増は限界だ。サービスを充実して安心して老後を過ごせるようにしても、保険料値上げに連動するのでは、安心してサービスを使えない。誰もが安心して老後を過ごせるよう、一般会計からの繰り入れをして保険料値上げを抑えるべきとの意見がありました。

次のページ、28ページの一番下のところです。

6款農林水産業費、2項林業費、5目の林道費です。積算をするパソコンの接続の安全性はとの質問に、インターネットの接続と同じです。企画課広報情報室と調整しており、問題はありません。林道智者山線は平成32年度の完成の予定ですとの回答がありました。

次、30ページです。

8款土木費、3項河川総務費、河川海岸環境整備費負担金が500万円はとの質問に、県が主体となったワークショップにおいて梅高のグラウンド、温泉スタンド付近の整備計画を策定した。27年度よりその計画に基づき整備を行います。足湯もありますとの回答でした。

31ページ、4項住宅費の2つ目です。今後の住宅の考え方について質問があり、将来にわたっての検討課題と捉えています。必要があれば新たに建てることも検討しますとの回答がありました。

34ページです。

1番上の元ニュー久保山の借地料はどうかとの質問に、源泉及び源泉ポンプ等関連施設に関する土地借地料は、新たに締結した賃貸借契約に基づき対応となる。温泉特別会計で対応する。当目では、宿泊施設等解体撤去部分にかかわる土地賃借料を計上。解体撤去完了後精算処理を実施するとの回答がありました。

次のページで35ページ一番上、商工費2目の商工業振興費で、予算額は調査研究費該当金額だけだが、製品開発事業関係予算の考え方はどうかとの質問に、まずは調査研究であり、その後の製品開発に移行していく状況であれば補助等の対応を改めてお願いする。事業内容のより一層の精査が必要と考えているとの回答がありました。

36ページです。

一番上の静岡空港を利用した当地への観光誘客の状況はとの質問に、空港周辺地域観光研



研究会等においてインバウンド対応の様々な取り組みを実施しているが、地域としての外国人旅行者の受け入れ態勢等課題は多い状況にある。キャンペーンなどを実施し、国内外への当地域の情報発信に努めている段階であるとの回答がありました。

その下の、音戯の郷運営費でも、以前、外壁撤去工事は施設設計者の意向で撤去はできないと聞いているが、どうかとの質問に対し、外からの景観のみならず、音戯の郷側から外を見た景観も考慮し、対応していくこととしたい。駅構内の景観も考慮し対応していくものとするとの回答がありました。

37ページです。

茶茗館運営費のところ、2つ目の飲食の提供や芝生広場への遊具設置に関する検討はどうかとの質問に対し、茶茗館の設置目的である地域産業のPR施設としての目的に沿った内容で、かつ継続的に対応できる状況が維持できるか、必要度は高いと考えるかなど検討していくことで、商工観光委員会の了解を得ている状況にある。様々な状況分析等を行い、27年度中のなるべく早い時期に方向性を出せるよう検討していくこととしたい。遊具設置も含め「施設のあり方」の方向性を精査した上で検討していくこととしたいとの回答がありました。

ウッドハウスおろくぼ運営費では、利用客等からの接客等に関するクレーム対応はどうかとの質問があり、そのような事態が把握できた場合、指定管理事業者に対し、その都度、指導・改善要求を行っているとの回答がありました。

9目ユネスコエコパーク推進費では、ユネスコエコパーク推進資源調査の概要について、考え方はどうかとの質問があり、エコパークの理念である「自然と共有している地域」のさらなる普及啓発を進めるため、その手法及び理念を踏まえた、これからの資源創設の可能性を調査するものであります。南アルプスユネスコエコパークの南部地域、山梨県早川町、静岡市井川地域、川根本町との関連性などに関しての様々な可能性も調査し、今後につけていくための調査としたいものであるとの回答がありました。

38ページの下の方をお願いします。

2款総務費、1項1目一般管理費で弁護士委託料で、実際の弁護士への相談内容や件数はどんなものかとの質問に対し、これまでは政教分離、議員の兼業、リコールのときの諸問題などについて相談したことがある。意見で、合併10周年記念式典について、9月20日を予定しているが、5連休の中日で機関車トーマス関連の行事等もあり、日程については変更する可能性がある。議長より、菊川市では、「未来の菊川市」と題し作文を中学生が書いて、作品の優秀な子供には表彰をしていた。などの意見が出されました。

39ページです。

2目文書管理費で、歴史的、文化的な価値のある行政文書の保存についてどのように考えているかとの質問があり、永久文書については、保存スペースを考えるとデータの保存を検討していかなければならない。古文書のような歴史的な文書については、担当者と協議し、原本保存を考えているとの回答がありました。

一番下の8目自治会振興費です。近年、高齢化により各区の存続も危ぶまれる状況だが、各区の再編について町はどのように考えているのかとの質問に、行政主導での再編は難しい、それぞれの区の中で合意形成ができてから協議することになると思うとの回答がありました。42ページをお願いします。

9款消防費、2目非常備消防費で非常勤手当について、山で遭難した場合など、搜索活動に要する経費は個人負担になる場合もあるのかとの質問に、家族から要請があった場合、消防団で3日間搜索し、費用については公費から支出する。4日目からは警察、消防へ依頼した場合は実費となるが、ほとんどは3日以内で終了しているとの回答がありました。

4目災害対策費、デジタル防災行政無線工事について質問があり、この工事は、現在のアナログ波の行政無線をデジタル化するものである。平成26年度、南部地域の工事は県との共同整備事業で、町の実施負担金2,000万円程度と備品購入代8,500万円で実施済みだが、平成27年度の北部地区の工事は町の負担で実施する。工事内容は、現在の百合久保にある無線施設を桑野山に新たに建設するもので、中継局と無線施設の建設のほか、無線機などを備品として整備するものであるとの回答がありました。

44ページ、2款4項1目のマイナンバーを行政で何に使ったか知らせるのか。また、セキュリティの安全性について質問があり、利用用途などは周知するが、何に使用したかについては知らせることはしません。国とLG回線を使用する際、個人情報の秘密漏えいが発生しないように、暗号などでセキュリティがかかる仕組みになっていますとの回答がありました。

45ページの一番下のところです。

4款衛生費、2目母子保健費、高校生まで医療費助成をしているのは県内他市町でも実績があるのか。このすばらしい制度のPRを活発にしてほしいとの質問に、平成26年10月時点で、高校生まで医療費助成しているのは県内で西伊豆町、沼津市、御殿場市、御前崎市の4市町であります。沼津市は入院費のみ助成しています。入院・通院ともに自己負担金なしとしているのは、西伊豆町のみです。当町が実現できると5市2町となりますが、平成27年度をどう計画しているのかの県調査回答がまだ発表されていないため、どのくらいの市町になっていくのかは不明です。

高校生相当年齢を対象とした助成の要件は、本町の住民であること、高校生相当の年齢であっても婚姻されて成人とみなされる方や、働いていて自分が社会保険被用者本人となっている場合には、対象になりません。個々の実情に合わせて、保険の扶養に位置づくのかなども確認しながら、町長の認める場合などで検討させていただきたいとの回答がありました。

47ページの上です。

4款1項5目の地域医療推進費で、訪問看護ステーションの詳細が決まったら説明をお願いするとの要望がありました。いやしの里診療所にみなしの訪問看護ステーションが設置できるように設置に向けて準備アドバイザー及び訪問看護師の person 費を予算計上してあります。

みなしの形でいやしの里診療所に設置しても、対応できる患者さんは、他医療機関の主治医からもオーダー対応となれるものですとの回答がありました。

下のほうの4款2項1目塵芥処理費、外国人用のごみの出し方を英語表記でお願いしたいとの質問がありました。町内企業からの要望内容を確認しましたので、早速近隣市町である島田市、吉田町担当課に対応状況を確認し、情報収集を行っているところです。必要なことかと認識しますので、当町に合った英語訳作業から必要となりますが、何らかの方法でできるところから実施しますとの回答がありました。

いよいよ最後に近づきました。49ページです。

国民健康保険事業特別会計では、真ん中のところで、医療費の実績の増減幅が大きいことについて質問があり、被保険者数も少なく、保険給付費予算規模も少ない中で、1件高額な医療が発生すると、保険給付費予算額に大きな影響を与えてしまう状況にあります。平成25年度は一人当たりの医療費が大きく伸びたが、平成26年度は一人当たりの医療費は前年と比較しても大きくは伸びていない。今後も、予防、健康増進事業の充実も図っていかねばならないとの回答がありました。

最後です。52ページです。

いやしの里診療所事業特別会計で、診療患者数は増えているのかとの質問に、年々増加傾向にある。清水先生に御就任いただいた平成23年度は1,909人、平成24年度は2,989人、25年度は3,794人、全て延べ患者数です。本年度2月末の延べ患者数は4,078人です。一日当たり20人ちょっとだと思います。実際の数字、平成26年度2月末現在延べ患者数4,078人、診療日数176日、一日当たり患者数23.17人との回答がありました。

以上、抜粋して幾つかを報告しました。

最後に、当委員会審査におきましては、各担当課からわかりやすい説明を受け、円滑に委員会審査を進行することができました。各担当課長の御配慮に心より感謝申し上げます。

また、委員からも活発な意見、要望などが寄せられ、大変有意義な審査が行われ、予算特別委員会審査を終了することができました。重ねて御礼申し上げます。

これで平成27年度予算特別委員会委員長報告とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（中田隆幸君） 御苦労さまでした。

これで予算特別委員会委員長報告を終わります。

予算特別委員会は、議長を除く全議員が所属となっておりますので、委員会審査の経過と結果に対する質疑は省略します。

これから、議案第24号、平成27年度川根本町一般会計予算について討論を行います。

討論はありませんか。

（「議長、すみません」の声あり）

○議長（中田隆幸君） 5番、中澤莊也君。

まず、原案に反対者の発言を許します。

○5番（中澤莊也君） 反対、すみません。

先ほどの委員長報告の中で、私も副委員長を務めさせていただきましたので、2点ほど少し違っているのではないかと思われる点がありますので、その辺の訂正を。

○議長（中田隆幸君） 修正ですね。

○5番（中澤莊也君） 修正をお願いしたいと思います。

まず、16ページをごらんいただきたいと思います。

16ページの賦課徴収費であります。一番最後に、督促状を1回出すと5年延びるとか、分納すると2年延びるということが書いてありますが、督促状を出して、さらに督促状を出す時効中断ということで、そこで時効が中断するわけですが、それも出ただけではだめで、そこでここに書いてあるように差し押さえとか、そういうことをやって初めて時効の中断が成立するわけです。

分納すると2年延びるということはありませんので、この部分は削除という形でしたほうがいいのではないかと思います。税務課長の見解を伺いたいと思います。

○議長（中田隆幸君） 税務課長、長嶋一幸君。

○税務課長（長嶋一幸君） ただいま中澤議員より御質問あったとおり、この部分、多分、前段が余分な文章が前にあったような気がします。それでこのような表現になっていますので、この部分は中澤議員のとおり、割愛していただいて結構だと思います。よろしく願います。

○議長（中田隆幸君） では、この部分を削除してください。

（「もう1点」の声あり）

○議長（中田隆幸君） 5番、中澤莊也君。

○5番（中澤莊也君） すみません。23ページであります。

先ほどの鈴木委員長からの報告の中で、南部地区から来ていないか、地名保育園の再開を求めるということで、南部地区から来ているのが三ツ星保育で一人という回答になっていますが、これは多分町外の保育所に措置委託をしている子供のことでないかというふうに考えますが、福祉課長の御答弁をいただきたいと思います。

○議長（中田隆幸君） 福祉課長、鳥本宗幸君。

○福祉課長（鳥本宗幸君） この1名につきましては、地名の若者定住促進住宅から徳山の聖母保育園に通園している児童が1名いらっしゃるということでございます。

○議長（中田隆幸君） 聖母保育園を入れてください。修正はそれでいいですか。

○5番（中澤莊也君） はい、それだけです。

（「議長」の声あり）

○議長（中田隆幸君） 10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 時間がない中で本当に慌ててつくったものですから、あちこち、

まだ間違いがもしかしたらあと出てくるかと思えます。そのときは正誤表を配付させていただきたいんですけども、よろしいでしょうか。また指摘がありましたら、間違いがありましたら、気づきましたら御指摘ください。よろしくお願いいたします。

○議長（中田隆幸君） それでは、会議を進めます。

平成27年度川根本町一般会計予算について討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案者に反対者の発言を許します。10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 鈴木です。

平成27年度川根本町一般会計予算に反対の立場から討論します。と申しましても、評価できることがこれまでになく多く、町長はじめ、担当職員の御努力に深く敬意を表するものです。

しかし、一方では、安倍政権の国民負担増やサービス切り捨て政策を無批判に受け入れるものや、これまでも繰り返し中止を求めてきた逆効果としか思えない住民負担の押しつけが続き、「国民が主人公、憲法守れ」を掲げてきた日本共産党の一員の私としては、黙って見過ごせないものがあるのも事実です。

その一つが、廃止を求め続けている、2款総務費1項8目の自治会振興費の地区集会所修繕費や建物保険料への相変わらず地区負担があることです。何の利益活動もしていない自治会は、町からの交付金と区費を集めて区を運営しています。

集会所は、区の活動の重要な拠点であり、使った後の清掃・片づけはもとより、区民が当番を決めて掃除・管理をしています。災害時には避難所・救護所となり、年間を通して保健・福祉・生きがい活動・伝統芸能継承活動などなど、町にとっても感謝すべき活動をしていただいています。区民は使用料を払って自治会運営を支えており、町が建てた観光施設で売り上げを得て営業をする企業にさえ儲けが少ないからと、指定管理料や維持管理費を払っている思いやり深い当町で、なぜ住民を守るために建てた、いわば行政の財産、北部のほうは合併以前に自治会所有として建設した経過がありますが、とも言うべき集会所の維持管理・修繕料に負担金を払わせるのが、理解に苦しむものです。どの地区も高齢化していて、コミュニティーの維持自体が困難になっている中、早目早目に修繕をして長持ちをさせていただくためにも、管理費を支給こそすれ、修繕費・建物保険料への地区負担はやめるべきだと思います。

もう一点は、国から入る2万1,000円で自衛官募集のチラシをつくる印刷製本費2万5,000円です。川根高校へ配っているとの説明がありましたが、去年は、自衛官募集中と書いた懸垂幕も掲示されました。安倍政権は、集団的自衛権行使容認で自衛隊の海外での武器使用を可能にしようと躍起になっています。自衛隊員の生命の保障が崩されようとしています。そんなときに、自衛隊は災害時の復旧活動に貢献しているなどという説明をしていていいのでしょうか。戦争体験者をはじめ真剣に憲法に基づいた戦争しない平和な国づくりを進めるべ

きと声を上げておられる人が多いときに、政府が白と言うことには黒と言えないなどと、放送法の自立も顧みないNHKの籾井会長の発言のような答弁は、地方自治の自立の精神を忘れたのかと疑わざるを得ないものでした。今こそ国へ、集团的自衛権行使容認で、当町の若者に武器を持たせ、海外の戦争に参加させようとしている自衛隊員募集などに協力することはできないと、きっぱりとものを言うときではないでしょうか。

以前、行った私たちのアンケートで、「核廃絶平和のまち宣言」賛成者が多かったことを受けて、議会でも全員一致で議決した宣言の垂れ幕こそ、先延ばしせず堂々と掲げて、子供たちの未来を守る大人の姿勢を示したいとは思われませんか。

情報政策費の情報基盤整備事業費も、端末機利用料負担金が、2,800台掛ける月800円掛ける12カ月プラス消費税で2,903万1,000円計上されました。いつ全町民がIP電話つきの端末を希望したのでしょうか。一般質問でも議論をしたんですけれども、町長は、全世帯に入って通信環境がよくなればいいというお考えで無料にしたと思われそうですけれども、私はその説明は、9月議会のときにしかされなくて、本当に町民不在、議会不在、もっときちんと説明をして進めるべきだと思います。それでなければ、その前に工事請負入札18億にも膨らんだ入札についての判断も、本当に狂ってしまうものだと思います。

次に、もう一点、背番号制の導入、マイナンバー制度についても多額な予算が組まれています。いろいろなメリットを上げられますけれども、ほとんど国や行政の都合で、国民の情報が統合・管理され、本人の知らないところで使われかねない恐ろしい制度だと思います。

27年度予算には、子供の医療費の中卒から高卒まで完全無料化し、当町で子育てする人は、子供の病気に関しては18歳まで一切お金の心配をしなくて済むようになります。予防接種や保健師訪問など、きめ細かな取り組みとあわせて、内外に大いにPRしたいことです。

放課後学童保育委託料も6年生まで対象を引き上げ、働くお母さんたち、特に兄弟がいるお宅では、大きな安心になると思います。

地名保育園の再開に運営委員会が困難との回答を行ったことは、私も残念ですが、町長の地名地区を若者定住モデル地区として、子育てに一番必要な地名保育園の再開にも検討の姿勢を示され、働くお母さんたちの願いに理解を示されたことは、ありがたいことです。

2カ所の図書室へ1日中職員を置くことも大きな前進だと思います。できれば、町民、子供たちの読書熱が高まるよう、専門の司書さんの配置を心から求めます。

6款の青年就農給付金300万円の計上も、大いに希望が持てるものです。ぜひ若者に伝統の茶業の継承や耕作放棄地へのチャレンジ、特色ある農業の開発など、町の未来を切り開いてもらえるよう、成功に向けてきめ細かな支援を期待します。

訪問看護の取り組みがいやしの里診療所で再開されることや、特養、グループホームの増設などの見通しも、県下一番の高齢化率の当町には本当に安心の情報です。

県内でお達者度女性1番、男性3番、国保税も県内で一番低い当町で、担当職員の町民を守る懸命の取り組みと町民の努力が輝いています。だからこそ、避けられない病気や介護状

態になった場合は、お金のことなど心配しないで、安心して医療や介護が受けられる町にしなければなりません。安心して住み続けられるまちづくりを進めることは、雇用の場を増やすことにもつながります。医療費や介護給付費が増えても保険料が上がらないように、一般会計からの繰り入れで値上げを抑える姿勢を強く求めます。お年寄りの目が輝くまちづくりです。

福祉課の外出支援タクシーや、企画課のバス、デマンドタクシーなどの交通弱者への足の確保も、利便性を高める改善が取り組まれ、27年度よりバス運行が廃止となる文沢地区や地名地域では、タクシーや大鐵で使用料金が増えます。町営バス同様の料金で乗れるよう、料金補助を設けることが不便を強いられる地域の住民への激励になるのではないのでしょうか。

山奥の奥まできれいに刈り込まれた緑のうねが揃った茶畑の景観は、来町された方々の癒やしそのもので町の貴重な財産です。

お茶の生産で得られる利益が低迷する中でも、必死に守ってこられた農家の方々のおかげで、町の魅力が守られてきました。それが今、高齢化が進み耕作放棄地が増えているという状況について、私たちも一緒に解決方法を考えていかなければならないと思っています。

そういう中で、不便を強いられる奥地の住民の皆さんには、より手厚い支援があって当然と思います。

ひとり暮らしの高齢者に向けた緊急通報システムやセンサータイプの取り入れ、給食サービス、徘徊行方不明者捜索活動支援ネットワーク事業、腎臓透析者への通院費補助、いきいきサロン、在宅介護者への福祉手当などなどは、回数や補助を増やして自己負担を減らして、高齢者がますます元気になれる町として全国に発信できるよう、貴重な取り組みをますます輝かせて続けていただきたいと、心から思います。

まだまだ評価できることはたくさん、あと2ページ分ぐらいありますけれども、多分皆さんも嫌になっているんじゃないかと……

(「反対討論」の声あり)

○10番(鈴木多津枝君) 反対は最初に言いました。

(「いいことばかり言っちゃだめだよ」の声あり)

○10番(鈴木多津枝君) いいことがあるから困っているんです。

本当にやじがありますけれども、困るぐらいいいことがたくさんあった27年度予算です。

○議長(中田隆幸君) 討論を整理して言ってください。

○10番(鈴木多津枝君) 最後に、地名保育園の再開も、モデル地区としてもう一度子供が増えれば検討すると言われました。地名だけではなくて、若者定住でモデル地区とするならば、私は以前から言っている徳山がまず第1に挙げられていいんじゃないかと思っています。徳山の言葉が出てこなかったのが、とても残念ですけれども、こういうことは明るい希望がわき上がる、このような27年度予算ですが、最初に指摘した、住民負担増を抑えることが何よりの住民支援であることという姿勢が貫かれているとは思えない、この今年度の予算に対し

て、反対の立場から討論を行います。

○議長（中田隆幸君） 次に、原案に賛成の発言を許します。11番、小藪侃一郎君。

○11番（小藪侃一郎君） 11番、小藪でございます。

ただいま反対討論をお聞きしましたが、本当に理解に苦しむようなことで、賛成討論もやりにくいわけでございますけれども、国の部分につきましては、川根本町当初予算ですので、省かせていただきます。

それから、一番最初に言われました自治会の建物の件ですけれども、それぞれ合併前から所有者が町、あるいは各地区と違った状況でありまして、それが合併したことによってどう運営していくかということで、補助金、あるいは助成金という名目のもとに大型修繕、小型修繕の割合を出しておるもので、現状いたし方ないと言いますか、所有権の問題で、これは理解できると思います。

平成27年度の予算概要、先ほどもいいところがいっぱいということでありましたけれども、今年度予算ほども張り張りの効いた、安心して住めるまちづくりの中でも新しい事業が取り入れられております。川根本町教育ビジョンの推進とか、山村開発センターの修繕、小学校の屋内運動場のつり天井の落下の防止作業とか、そういう避難施設、あるいは教育に関する予算、それから農林業観光施設が元気で豊かな経験、自然を生かしたまちづくりに寄与するというような予算も、貯木場の改修問題、町営貯木場運営事業費として上げられております。金額は2,900万余でございますけれども、今後の活動あるいは運用が期待されております。青年就農給付金、経営体育成支援金補助金など、新しい事業も取り入れられております。交流と触れ合いのまちづくりにおきましても、選ばれる観光のまちづくり戦略、あるいは音戯の郷のイベント料、そして文化会館10周年イベント企画と、住民にとってわくわくするような予算も組まれておると感じているところでございます。個々のいろんな問題は予算委員会で審議し、そして一般質問でも先ほど来審議されております。

そういうことで、この予算は本当に張り張りの効いた予算であると思ひ、賛成討論といたします。

○議長（中田隆幸君） ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） これで討論を終わります。

これから議案第24号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第24号、平成27年度川根本町一般会計予算は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（中田隆幸君） 起立多数です。



したがって、議案第24号、平成27年度川根本町一般会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

これから議案第25号、平成27年度川根本町国民健康保険事業特別会計予算について討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(中田隆幸君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第25号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第25号、平成27年度川根本町国民健康保険事業特別会計予算は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(中田隆幸君) 起立全員です。

したがって、議案第25号、平成27年度川根本町国民健康保険事業特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第26号、平成27年度川根本町後期高齢者医療事業特別会計予算について討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(中田隆幸君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第26号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第26号、平成27年度川根本町後期高齢者医療事業特別会計予算は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(中田隆幸君) 起立全員です。

したがって、議案第26号、平成27年度川根本町後期高齢者医療事業特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第27号、平成27年度川根本町介護保険事業特別会計予算について討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案者に反対者の発言を許します。10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 10番、鈴木です。

27年度介護保険事業特別会計予算に反対の立場から討論を行います。

まず最初に、戦前戦後を苦勞されて生き抜かれた高齢者の安否を氣遣って、保健・福祉・生きがいなどに、昼夜を分かつたお世話をくださっておられる職員の皆様には、心から敬意を表します。

27年度予算は、第1常任委員会でも審査したように、3年に一度の法改正や介護サービスの3年間の必要量を推計して出された保険料の見直しをもとに計画に基づいた予算で、保険料が基準額で1,240円値上げされ、基準額で月5,600円になるものです。

2,400円もの値上げの根拠は説明がありましたが、増えると想定しているサービス給付費自体の説明はありませんでした。

値上げ回避に一般会計からの繰り入れを求め続けていますが、これも保険制度だと聞き入れられませんでした。サービスを使えば保険料値上げにつながるのでは、サービスが充実しても、ぎりぎりの生活をしながら有無も言わず保険料を天引きされる高齢者には、安心して介護を受ける気にはなかなかないのではないのでしょうか。

1款1項1目には2つのシステム改修委託料が出ており、一つは、この介護保険法改正に伴うものですが、もう一つは、マイナンバー制度にかかわる介護保険システム改修業務委託料の300万円で、これは一般会計の討論でも述べましたけれども、国民背番号制度、マイナンバー法に伴うもので、もし名寄せがされれば、その人の情報が全て一目でわかるものです。行政の情報はセキュリティーが厳重だから漏えいや不正使用はないと言われましたけれども、そんな保障は、基準に合った原発は安全だというようなもので、当てにならないと私は思います。

先ほど、第1常任委員会に付託されました議案第10号から12号について、私は賛成をしましたがけれども、それはもともと、この27年度の介護保険事業にも反映されているというか、影響を受けているものですが、国は介護サービスから要支援1、2を外し、町が行う予防事業に切りかえたり、あるいは当町は29年度から実施するというので、27年度予算には反映されていませんが、国の第3次一括法を受けて、これまでの介護保険サービスのうち、介護度1から5は都道府県の条例で定める、要支援1、2については市町村の条例で定めるということになっていたもので、地域包括支援センターが実施する包括的支援事業及び指定介護予防支援、要介護認定者のケアプラン作成などにかかわる基準を市町村の条例で定めることとされ、具体的には、当町でも、条例10号から12号で決めました。

介護保険法改正の大もとには、増え続ける介護費用を抑えるために、軽度の介護予防サービス給付を外して市町村の事業とし、介護保険では厳しく定めている施設や人員の要件を緩和して市町村の事業とすれば、資格がない人でも事業者や個人でも参入できて、安上がりのサービスに切りかえることができるという内容です。でも、当町で委員会で審査した結果で

は、そういう国の思惑とは別に、本当に真剣に担当課では町の介護サービスを低下させないというところで条例がつくられていましたので、もとの法改正には私は反対でしたが、今回賛成をしました。

そういう法改正の裏にある介護保険制度27年度予算ですけれども、ぜひこれからも町の姿勢としては、町民負担を増やさないで、安心して介護が受けられる、予防も受けて、介護を進めないようにしていく、そういう取り組みがされますよう心から求めるものです。

最初に言いましたように、そういう願いのもとで、今回の第6期介護保険事業で1,240円も基準額で値上がりした、これがこれから3年間高齢者に求められるということについて、行政は一般会計から繰り入れるということに何の賛意も示されなかったということで、私は反対討論を行いました。

○議長（中田隆幸君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。11番、小藪侃一郎君。

○11番（小藪侃一郎君） 11番、小藪でございます。

私は、議案第27号、平成27年度川根本町介護保険事業特別会計予算について、賛成の立場から討論いたします。

先ほど、議案第18号の条例のときにも申し上げた内容とダブりますけれども、あのときと同じように、介護保険事業は介護が必要になった方にサービスを提供し、高齢者が安心して生活できるようみんなで支え合う制度でございます。

先日の特別委員会では、介護保険事業について詳しい説明を受けました。委員会は全員賛成の可決をしております。保険給付やその他の事業について適切な予測を立てておったと判断しております。これからも町民が安心して介護保険事業を利用することができるよう、妥当な予算であると考えております。

よって、私は賛成の討論といたします。

○議長（中田隆幸君） ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） これで討論を終わります。

これから議案第27号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第27号、平成27年度川根本町介護保険事業特別会計予算は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（中田隆幸君） 起立多数です。

したがって、議案第27号、平成27年度川根本町介護保険事業特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第28号、平成27年度川根本町簡易水道事業特別会計予算について討論を行い

ます。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(中田隆幸君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第28号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第28号、平成27年度川根本町簡易水道事業特別会計予算は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(中田隆幸君) 起立全員です。

したがって、議案第28号、平成27年度川根本町簡易水道事業特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第29号、平成27年度川根本町温泉事業特別会計予算について討論を行います。  
討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(中田隆幸君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第29号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第29号、平成27年度川根本町温泉事業特別会計予算は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(中田隆幸君) 起立全員です。

したがって、議案第29号、平成27年度川根本町温泉事業特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第30号、平成27年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計予算について討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(中田隆幸君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第30号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第30号、平成27年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計予算は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(中田隆幸君) 起立全員です。

したがって、議案第30号、平成27年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

ここで45分まで休憩をしたいと思います。

休憩 午後 4時27分

再開 午後 4時42分

○議長(中田隆幸君) それでは、休憩前に引き続き会議を再開したいと思います。

---

◇

### ◎会議時間の延長

○議長(中田隆幸君) なお、本日の会議時間につきましては、日程の都合によりまして延長いたしますので、あらかじめ御了承ください。

---

◇

### ◎日程第13 同意第1号 教育長の任命について

○議長(中田隆幸君) 日程第13、同意第1号、教育長の任命についてを議題とします。

地方自治法第117条の規定によって、大橋慶士君の退場を求めます。

(大橋慶士君退場)

○議長(中田隆幸君) 本案について、町長から提案理由の説明を求めます。

町長、鈴木敏夫君。

○町長(鈴木敏夫君) それでは、同意案件第1号です。

教育長の任命についての提案理由の説明をさせていただきます。

教育の政治的中立性・継続性・安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、首長との連携の強化を図り、地方に対する国の関与の見直しを図るための「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」が、平成27

年4月1日から施行されます。

改正の大きなポイントとして、教育行政の責任の明確化のため、教育委員長と教育長を一本化した新たな「教育長」を置くこととなります。改正地方教育行政法の施行に合わせ、現教育長の大橋慶士氏を、川根本町の教育行政の責任者として、4月1日からの新たな「教育長」に任命したく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

大橋氏は、川根本町徳山2184番地の1に在住で、昭和21年7月19日生まれの満年齢68歳であります。

大橋氏の略歴ですが、県立藤枝東高校から中央大学商学部に進学され、中央大学大学院商学部研究科修士課程を修了の後、中央大学院商学研究科博士課程で学ばれております。

職歴ですが、焼津市の水産会社、株式会社カネトモを経て、学校法人静岡県自動車学園O A科教員を皮切りに、静岡学園短期大学講師、静岡大学人文学部兼任講師、静岡学園短期大学助教授、静岡産業大学国際情報学部助教授、静岡産業大学国際情報学部教授、静岡大学人文学部教授として、平成23年3月に退官をされるまで、教鞭をとられました。

平成25年12月1日から川根本町教育長として就任していることは、御案内のとおりでございます。

教育長に就任し、1年6カ月が経過したところでありますが、この間、学校教育と社会教育の現状と課題をいち早く把握し、分析し、その取り組みとしての方向性を示す「教育ビジョン」の作成に取り組んでまいりました。

特に「学校教育ビジョン」は、本町の地域性を生かした特色ある教育を目指し、町の将来を担う子供たちが、夢に向かって確かな学力をつけるための新たな教育システムとして構築したものであります。

このように大橋氏は、特に教育に高い専門性と指導力と深い情熱を持ち、教育長職を務められており、経歴や教育長としての職歴からも、教育、学術、文化の面に関し、高い識見を有された、また、人柄も温厚で誠実公平な方であることは、御承知のとおりかと思えます。

改正地方教育行政法を機に、町の教育行政の推進や学校教育の抱える課題に、とりわけ「教育ビジョン」の実現に向け着実に取り組んでいただけるものと期待し、人事案を提案したものでございます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意をお願いするものであります。

なお、任期は、平成27年4月1日から平成30年3月31日までの3年間です。

よろしく御審議いただき、御同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中田隆幸君） 総務課長、前田修兎君。

○総務課長（前田修兎君） ただいまの町長の提案理由の御説明でありましたけれども、一点訂正をお願いします。

教育長に就任されて、町長が「1年6カ月」と申しあげましたけれども、今3月でしたので12月からですので、「1年4カ月」が経過したところであります。訂正をお願いします。

○議長（中田隆幸君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案は人事案件でありますので、申し合わせにより討論を省略します。

これから同意第1号、教育長の任命についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（中田隆幸君） 起立全員です。

したがって、同意第1号、教育長の任命については原案のとおり同意することに決定しました。

大橋慶士君の入場を許可します。

（大橋慶士君入場）



#### ◎日程第14 議案第31号 平成26年度川根本町一般会計補正予算

#### （第11号）

○議長（中田隆幸君） 日程第14、議案第31号、平成26年度川根本町一般会計補正予算（第11号）を議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 議案第31号です。

川根本町一般会計補正予算、第11号についての提案理由の説明をさせていただきます。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億5,610万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ80億9,145万3,000円としたいものであります。

第2表では、繰越明許費の限度額の追加をしたいものです。

第3表では、地方債の限度額について、補正をしたいものであります。

今回の補正予算は、高度情報基盤整備工事等に係る補正及び基金繰入金、町債の補正に伴う財源更正をお願いするものであります。

事項別明細書により歳出から説明をさせていただきます。

一般の9ページをごらんください。

第2款総務費、第2項企画費は1億5,610万3,000円の減額です。情報政策費において、入札差金及び今後の執行見込みなどによる高度情報基盤整備工事の補助対象事業分の減額及び町単独事業分の追加、入札差金による川根本町無線LAN整備事業費の減額及び元長島ダム工事事務所改修工事費の減額、国庫補助金、県補助金、合併特例事業債、地域振興基金繰入金の変更に伴う財源更正をお願いするものであります。

第6款農林水産業費、第2項林業費は、県営事業林道智者山線開設工事負担金に対する起債について、全国の過疎対策事業債の要望額が超過したことに伴う起債の種類を過疎対策事業債から合併特例事業債へ変更することによる財源更正をお願いするものであります。

第7款商工費、第1項商工費は、おもてなしの店づくり整備事業費補助金、プレミアム付きお買物券発行事業費補助金、SLフェスタ負担金に係る地域振興基金繰入金の変更に伴う財源更正をお願いするものであります。

一般10ページをごらんください。

第9款消防費、第1項消防費は、静岡地域消防救急無線デジタル化整備工事及びデジタル防災行政無線システム整備工事に係る合併特例事業債借入変更に伴う財源更正をお願いするものであります。

歳入について説明させていただきます。

一般7ページをごらんください。

第13款国庫支出金、第2項国庫補助金は、1億486万4,000円の減額です。これは、高度情報基盤整備工事に係る工事請負費の変更等に伴う減額補正をお願いするものであります。

第14款県支出金、第2項県補助金は4,400万円の減額です。これは高度情報基盤整備工事に係る工事請負費の変更等に伴う減額補正をお願いするものであります。

第17款繰入金、第2項基金繰入金は2,636万1,000円の増額です。財政調整基金繰入金は、今回の補正による一般財源の調整のための充当の変更により増額させていただくものです。地域振興基金繰入金は、事業内容及び事業経費の変更等により繰入金額の減額をお願いするものであります。

一般8ページをごらんください。

第20款町債につきましては、事業内容及び事業費精査、全国の過疎対策事業債の要望額が超過したことによる調整に伴う過疎対策事業債、合併特例事業債の借入額を変更するものであります。

第2表繰越明許費につきましては、一般2ページをごらんください。

第2款総務費、第2項企画費では、高度情報基盤整備事業について、基本設計に基づいて詳細設計の検討を行う際に、使用する電柱の管理者への共架申請が多数となったこと及び電柱管理者による電柱強度の再計算において、一部区間の電柱に強度不足のための強化が必要であることが判明したことから、電柱管理者側の承諾処理に不測の時間を要し、年度内完成



が見込めなくなったためであります。

第3表地方債補正につきましては、一般3ページをごらんください。

県営事業、林道智者山線開設工事負担金に対する起債について、全国の過疎対策事業債の要望額が超過したことに伴う調整により、起債の種類を過疎対策事業債から合併特例事業債へ変更することに伴う過疎対策事業債の起債限度額を1,000万円減額の1億2,660万円に、合併特例事業において、事業費の精査により、起債限度額を2,360万円減額の12億2,190万円にするよう補正をお願いするものであります。

よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中田隆幸君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 鈴木です。

非常に複雑で、次に通告を出すのに苦しんだんですけれども、もしかしたら間違いがあるかもしれませんけれども、一応通告したとおり読み上げます。

1点目ですけれども、今回、国県補助の決定額に、工事請負契約の減額率0.75025を掛けた補助額の減額と、入札差金の5億3,136万円から追加工事や見込まれる工事費を残した分の減額が出ているが、結局、この工事費は16億7,124万円となり、町民に15億ちょっとでできるというふうに言われた、先ほど一般質問で町長は8億円も安くなるとは言っていないということをおっしゃっていましたが、私は8億円安くなると、町長から聞いたか、どなたから聞いたか、記憶がありましたので、8億円も安くなると通告に入れました。安くなるとの約束が果たせないことが明らかになった。

追加工事は当然最初から整備計画に入っているべきものが大半で、4,000万円近い調査設計委託料で受けた中国ブロードバンド社の最初の計画は何だったのか。何度請求しても工事計画の仕様書も議会にも示さないで、住民の合意も図らずに見切り発車し、15億円できるとの約束がどんどん崩れている行政の責任も問われる問題で、町民への説明責任をどのように考えているのか問います。というのが1点目です。

それから、2点目ですけれども、インターネットはいつから使えるようになるのでしょうか。

3点目は、今回の補正で残る財源で、今回の工事は完成するのか伺います。

それから、4点目、検討委員会で取りまとめられる利活用については費用も係るものと思われませんが、決定前にどのようにして町民に合意を図る考えか伺います。

5点目です。4月1日から使えると説明してきたかわねフォンの運用開始が、光エリアで7月から、無線エリアで10月半ばからと、大幅に遅れることになり、お知らせチラシが配布されました。これも大きな原因は、設計業者が当然入れるべき工事を入れなかったためではないかと私は思います。このような町民への約束違反に対しては厳しいペナルティーがかけられて当然と思うのですが、どのように考えているのか伺います。

以上の5点です。

○議長（中田隆幸君） 企画課長、山本銀男君。

○10番（鈴木多津枝君） すみません、議長、もう一点忘れしました。いいですか。

○議長（中田隆幸君） 特別に許します。

○10番（鈴木多津枝君） 1月31日締め切りで、かわねフォンの……これはいいです、一般質問で言ったから。削除します。

○議長（中田隆幸君） いいですか。

企画課長、山本銀男君。

○企画課長（山本銀男君） お答えをいたします。

最初の御質問ですけれども、今回関連工事として追加する工事については、総務省の設計審査を受けて国庫交付金事業として認められている工事との一体性が認められず、当初より別工事としての発注を予定していたものであります。その中には、当初から別工事としていたJアラートとの接続工事や宅内バッテリーなどが含まれております。

昨年2月に、委託契約を締結した調査設計業務については、国庫交付金事業として発注するための積算書、図面等を作成する業務であり、その成果品をもとに、総務省による設計審査を受け、最終的に交付決定を受けたものであります。

町民の皆様への説明については、町政懇談会23回、地区説明会35回、延べ約1,600人への説明をし、その中で大方の御理解をいただいたと判断をして、ここまで事業を進めてきたものであります。

インターネットがいつから使えるのかという御質問ですけれども、運営事業者である東海ブロードバンドサービス株式会社では、3月1日から上位回線との契約を済ませました。今月末にはインターネット申し込みを始めるということで、サービス開始に向けての準備を着々と進めております。

光エリアでは、先日説明したとおり、地域差はありますが、6月末までには全地区での引き込み工事と端末機設置を済ませ、7月1日からかわねフォンのサービス提供を開始する予定であります。インターネットの利用開始についても、同じく7月1日から御利用いただけるものと考えております。

3番目の今回の補正で残る財源で今回の工事は完成するのかという御質問ですけれども、今回の補正予算で繰り越し限度額として計上している予算の中で、完成すると見込んで要望しているものであります。

検討委員会で取りまとめられる利活用については、費用もかかるものと思うが、決定前にもどのようにして町民に合意を図るかという御質問ですけれども、利活用検討委員会では、担当課から出された利活用についての考えを検討し、意見を添えてさらに担当課でより具体的な計画を作成した上で、再度利活用検討委員会で意見聴取をしたりしながら、議員の意見をお聞きした上で、予算規模も考慮に入れ、町民の皆様の御意見を伺いたいと考えております。

一つの方法としては、パブリックコメントも実施することが考えられます。

それと5番目の御質問ですけれども、ペナルティーのことがございましたけれども、工事が遅れ、当初予定していた4月1日からのサービス提供が間に合わず、大変申し訳なく思っております。今回の工事の遅れにつきましては、電柱管理者との調整が遅れたことが大きな原因であり、関連する工事が当初設計に入っていなかったことが原因ではありません。当初設計に入れられなかった理由については、さきに説明したとおりでございます。

以上、5つの点の回答とさせていただきます。

○議長（中田隆幸君） 再質疑はありますか。10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） いただいた資料を見ますと、この後の工事請負契約の変更の部分についてだけですけれども、例えば大井川鐵道施設への光ケーブルの添架というのが2番目にありますけれども、そこには大井川鐵道と現地確認を含めた協議により国交省光ケーブルとの一束工法について、本整備により新たにメッセンジャーワイヤを新設しということで、補強しなきゃならないんだと、計画では国交省のケーブルにつけて通せば、縛るのか何かして通せばいいと思っていたけれども、結局現地を確認したら、それでは弱いというか、鉄の線を入れて補強しなきゃいけないんだというふうに言われたと、そういうことが書かれていますよね。こういうことって事前にちゃんと協議をしていれば、わかることじゃないですか。今だからわかったということではないと思うんですよ。調査設計委託料ですからね、最初4,000万近く、中国ブロードバンドに支払ったのが。だからそういうことがちゃんとやっていたのかというのは、私は素人ですから、わかりませんけれども、こういうものを読むと、本当に今になって補強が必要になったよ、バッテリーが必要になったよということで、4番目の電柱強化付加による自立柱の設置なんていうのも、ちゃんと調べていれば、最初からこういうことをしておかなければいけないものだというふうにわかったことではないかと思われるんですけれども、その点についてどうでしょうか。

○議長（中田隆幸君） 企画課長、山本銀男君。

○企画課長（山本銀男君） 先に自立柱等の関係ですけれども、電柱管理者との調査ですけれども、電柱を所有する中部電力が、実際は現地調査を行って、電柱の強度設計などを中部電力で行っております。電柱強化申し込みを出した後で、所有者のほうでの変更があったということで自立柱が増えたということです。事前には自立柱が何本欲しいかということは、強度が足りなかったということは、電柱所有者からの回答が来て、そこで判断をされたことであります。

大井川鐵道につきましても、大井川鐵道との協議から始まりまして、その中で管理上の問題からスペース等の問題、また国交省ケーブルとのケーブルがあるということで、そこでの一束化が必要となるということで、実際に契約後において、大井川鐵道による請負業者を含めての、全路線を歩いての現地調査が実施され、その結果として、取り付け状況の確認や電柱強度が不足している箇所への自立柱の追加指示などが行われました。そのような内容を踏

まえての今回の変更ということで、来ているものであります。

○議長（中田隆幸君） 10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） だから素人の私にはわからないんですよ。4,000万近いお金を払って、調査設計を委託したわけですよ、中国ブロードバンドさんへ。そうしたら半年以上あったと思います、調査期間は。そういう中で、言ってから、示してから大井川鐵道とか、電柱の強度とか、中電さんだと思うんですけども、そういうの、その人たちが調べているわけでしょう。なぜそういうことが事前に調べられていなかったのかと。調べられて当然だったんじゃないか。請け負った業者なんだから、全部歩いて調べますって言っていたのに、結局貸してください、使わせてくださいって頼まれた業者が、わざわざ全部調べましたという、今の答弁ですよ。おかしいじゃないですか、それって。本来だったら、調査設計を委託された業者がちゃんとやるべきことだったんじゃないですか。

○議長（中田隆幸君） 企画課長、山本銀男君。

○企画課長（山本銀男君） 中部電力との協議におきましては、その中での中部電力の決めがございます。町として強化の申し込みを行った。実際、1本1本を中部電力、所有者が確認をして町のほうの要望するケーブルの敷設に耐え得るかということは、それは所有者のほうの責任の中でやってきたもので、設計業務の中でそこまでの調査は入ってはおりません。

○議長（中田隆幸君） 10番、鈴木多津枝君の質疑は既に3回になりましたので、質疑を終わります。

ほかに質疑はありませんか。3番、野口直次君。

○3番（野口直次君） 1点お願いいたします。通告はしてありませんが、数字的なことではありませんので、御了承願いたいと思います。

この工事の途中で無線エリアが減って光エリアが増えたほうが良いというアドバイスをしていたのは、調査設計会社ですか。それとも請負業者の京セラですか。その辺を確認、お願いいたします。

○議長（中田隆幸君） 企画課長、山本銀男君。

○企画課長（山本銀男君） 町の中に無線地区での樹木が伸びたことによる障害は、地域への説明会の中でもそういうことを懸念する声もお聞きしました。

また、町としても確かにそれは当然考え得るということで、また無線地区で非常に不安定さを危惧する声もありました。そのような中で、でき得ることはどういうことかということで、無線の中継局から無線地区の方にも光をつないでケーブルでつなぐことがより安定的で、無線地区の方にサービス提供ができるという判断をしたものでございます。アドバイスがあったからやったということよりも、いろんな御意見をお聞きしていく中で、最善の方法をとることを決定してお願いしているものであります。

○議長（中田隆幸君） 3番、野口直次君。

○3番（野口直次君） そうしますと、ある程度町がこういうことをやったほうが良いよ、町

民からということやっていたらと思うんですが、そういうことに対して、じゃ、東海  
ブロードバンドさん、あるいは請負業者の京セラさんという関係でいくと、町が話をするの  
はどちらにしたんでしょうか。

○議長（中田隆幸君） 企画課長、山本銀男君。

○企画課長（山本銀男君） 設計変更につきましては、施工管理をしていく中で、国との当然  
変更のやりとりも行っております。ですので、施工管理の中で設計を行っていただきました  
東海ブロードバンドサービス株式会社と国等の中での設計内容についての協議を行っており  
ます。

○議長（中田隆幸君） 3番、野口直次君。

○3番（野口直次君） そうしますと、私が一番これを言いましたらどうということはないん  
ですが、いろいろな設計とか変更というのはあくまでも東海ブロードバンドさんがやったと  
いうことは、今明確にお答えしていただいたんですが、そうすると、その調査設計というの  
は非常に今、鈴木議員も言ったんですが、相当なことが事前にわかるんじゃないですか。そ  
の辺はどう考えておりますか。

○議長（中田隆幸君） 企画課長、山本銀男君。

○企画課長（山本銀男君） 相当なことがということですがけれども、さきに説明しましたよう  
に、国への補助申請をするための設計書、積算書等が業務の中でございまして、その中で実  
際の強度が1本1本どうかというところまでは入っていなかった。所有者のほうでの確認を  
とる必要があったということで御理解をいただきたいと思います。

○議長（中田隆幸君） 3番、野口直次君の質疑は既に3回になりましたので、質疑を終わ  
ります。

ここで暫時休憩をとりたいと思います。

休憩 午後 5時17分

再開 午後 5時25分

○議長（中田隆幸君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開したいと思います。

ほかに質疑はありませんか。7番、太田侑孝君。

○7番（太田侑孝君） 7番、太田です。

一般質問をする予定でなかったものですから、ちょっと恐縮ですけれども、心配になる点  
もあるものですから、確認的に質問しておきますけれども、非常に大幅な遅れによって不安  
要素が広がっているかと思うんです。整理整頓しないとわかりにくいかと思うんですが、ま  
ず、工事の請負費というのは町の指名競争入札の予定額というのは、16億弱だったと思うん  
です。それに対して13億弱の落札額になっていると思うんです。ですから、16億弱の入札予

定額に対する工事の仕様書というものがあるはずなんです。どういう内容の工事をやって、これだけの入札ができますよというのがあって、13億弱の落札になっているわけですね。そのところに16億分の工事予定が全部入っているわけなんです、13億で。

それで、6月の補正で3億数千万円長島ダムの事務所の改修工事1,200万も入れて3億数千万円の補正をやっておりますから、それは主にメニューとしては高速無線でやるところを光にしていくよというメニューがあったわけですね。

次に、2億7,500万の追加工事が出ているわけですよ。これはもうメニューがあって、五つ、六つ内容が資料に示されているからわかるわけなんです。それをなおかつ、27年度中に工事の予備費のような形で7,000万ぐらいい見込んであるよということが出まして、全部ひっくるめると、今まで費やしているのが20億弱になると思うんですよ。

内容がわかっているのは、2億7,500万と6月補正の中身だけなんです。今大幅に遅れた原因とか、いろんなこと等責任問題とか言われるんですけども、きょう今出ているのは、調査設計は何だったかということが出ているわけですね。それは議会側では全然中身は知らないんですよ。それと13億弱で京セラが落札しましたが、その仕様書の内容は議会側は何も知らないんです、メニューを。

工事が始まる施工管理というのは、何をどんなふうに管理していくのかというチェック機能がどのように働くかということがわからないわけですね。わかってきたのは、6月の補正の3億数千万と、今度27年度に回していく2億7,500万とプラス予備費の7,000万ということになっていますので、それをこのまま大幅遅れのまま、きょうで終わりですけども、ずっとこれで進んでいくわけなんですけれども、特別臨時議会でもない限り6月議会になってしまいますね。大変大幅な遅れというのは、想像以上に問題、波乱を起こすように私は不安が高いと思って見ているんです。ですから、その辺のことを、お金の関係とメニューの関係はわかりやすく整理整頓して説明していかないと、いまさら大鐵がどうのこうのとか、強化するところが弱かったとか言っても、前提となる仕様なり条件がわかりませんから、何を説明されて追加予算になるのかということも、こちら側としては判断しかねるわけですよ。そのところに信頼関係が損なわれている点も不安要素の大きな点だと思うんです。

きょうは限られた時間ですから、私は要点というのはそこら辺にあるので、それが今後大幅な遅れとともに町内へ広がっていくことは、非常に行政としてもまずいことだと思うんです。ですから、きょうはできないと思うんですけども、4月臨時議会でも、あるいは全協でも、どういうふうに対応していくかという、いかに町民にわかりやすく、親切な説明ができるかと、野口議員が言いたい点はそこだったと思うんですね。だから、チラシの折り込み1枚で、何かあったような申し訳程度の説明をするんじゃなくて、もっと町民の目線に立ってわかりやすいことをどうやっていくかということが求められると思いますので、ぜひその点について、今答弁できるかどうかわかりませんが、お願いしたいと思うんです。

○議長（中田隆幸君） 答弁できますか。

(「議長」の声あり)

○議長(中田隆幸君) ちょっと待ってください、答弁を。

太田議員。

○7番(太田侑孝君) そういうことですので、事は複雑ですから、今ここで答弁云々という  
ことは無理かなという点もありますので、しかるべく4月に入る段階できちっと今お話しし  
たことを、あるいはきょう皆さんがいろいろ心配して質問したことを整えて、わかりやすく  
対応できるように至急やっていただきたいと思います。それですから、答弁は結構です。

○議長(中田隆幸君) 町長、そこら辺はお願いします。

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(中田隆幸君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。10番、鈴木多津枝君。

○10番(鈴木多津枝君) 10番、鈴木です。

流れの中で、私が反対をするということで何かブレーキをかけておかなければいけないの  
かなと思わざるを得ない内容で、手を挙げました。

この工事自体が最初から議会へ、あるいは住民へ説明をされたにもかかわらず、肝心のと  
ころが説明されていなかったという問題があります。そして、町長は合意を得たんだと思っ  
ていらっしゃるかもしれないけれども、きちんとした合意を得て進めたわけではないという  
事実もあります。いまだに不安、不満というか、疑問を抱いている方々の御意見は、もう時  
代遅れの整備ではないかということを私はよく言われます。なぜなら、もう移動系のものが、  
この計画が始まったのは4年も前のことなんだから、こういう光なんていうのは本当に光の  
速さなんだから、そんな時代遅れのことを、多津枝さんいつまでも言うなよといつも怒られ  
ます。

そういうことで、今回工事の精査をするというんですか、残った差金を精査していく、今  
後やっていく、予測される事業工事費で精査をしていくということを出されたわけですが  
ども、本当に説明を聞いていて、一番不安になるのは、この工事はどこまで膨らんでいくの  
かな、それから、金額は誰が決めているのかな。誰から言われて、こういういろいろな見積  
もりをいただきました。何に幾ら、補強に幾らとか、そういうのは誰が計算をして出したの  
かな。そして先ほども質疑でやりましたけれども、設計、最初の中国ブロードバンドさんが  
受けた3千何百万だったと思うんですけれども、落札契約額っていうんですかは、1社だけ  
だったから落札にもならなかったのかもしれませんが、そのお金が、多額なお金です  
よね。一体、何にどうやってどれだけの人工をかけて使われていったのかと、この追加、追  
加の工事を私は素人の立場で考えると、こんなことって普通ないんじゃないかと思うわけで

すよ。ちゃんと最初にきちんと調査設計がされていれば、必要なものはちゃんとのせるだろうし、調べていれば、ちょっと危ないものについては補強が必要だと思うだろうし、そういうことで質問させていただいたんですけれども、所有者が調べるんだと。申し入れがあって、初めて所有者が強度を調べるんだと、それしかできないんだという答弁に、私は非常に違和感というか、本当にそうなんだろうかと、今ここでは調べることはできません。それが真実なのかどうか。そのことで町民への責任も感じるものですから、とても賛成できないなど。業者のことを信頼しないとかなんとかというより、信頼できる材料を得ることができなかったということで、反対討論とします。

○議長（中田隆幸君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。1番、菌田靖邦君。

○1番（菌田靖邦君） 今回の31号の補正予算については、情報基盤のことがかなり多い減額要素となっておりますが、議案第31号、平成26年度川根本町一般会計補正予算（第11号）に賛成の立場から討論いたします。

今回の補正予算については、歳入歳出それぞれ1億5,610万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ80億9,145万3,000円とするものです。

林業費、商工費、消防費の財源更正による補正予算を除けば、その減額の理由は、今皆さんがもろもろお話ししているように、企画費の高度情報基盤整備事業における減額によるものです。その減額理由としては、入札によって全体事業費が抑えられたことに伴い、国交付金や県補助金も同様に下がることが想定されることから、その額を減額しようとするものです。

また、同じく入札の結果、予算額に余裕が生じ、当初は翌年度予算に計上して執行することとされていた関連する工事を、本年度予算内で見込み、翌年度に繰り越して使用できる経費とするものです。

繰越明許額については、本工事における今回の契約変更額、さらに工事完成までの間に発生する可能性ある計画変更に対応するための経費、交付金事業の目的から一体性のある工事として必要性が認められていない関連する一連の工事費、本工事費が工期延長することから、同じく履行期間を延長する施工管理業務委託料であり、その算出根拠は担当課より説明を受け、明らかであります。

このような理由から私は本案に賛成といたします。

○議長（中田隆幸君） ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） これで討論を終わります。

これから議案第31号、平成26年度川根本町一般会計補正予算（第11号）を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）



○議長（中田隆幸君） 起立多数です。

したがって、議案第31号、平成26年度川根本町一般会計補正予算（第11号）は原案のとおり可決されました。



◎日程第15 議案第32号 工事請負契約の変更契約の締結について

○議長（中田隆幸君） 日程第15、議案第32号、工事請負契約の変更契約の締結についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは、議案第32号です。

工事請負契約の変更契約の締結について提案理由の説明をさせていただきます。

本案は、平成26年度情報通信利用環境整備推進交付金事業、川根本町高度情報基盤整備工事の請負契約の変更契約締結の議決を求めるものであります。

本工事につきましては、本年8月12日、平成26年第2回臨時議会により契約締結の議決を得た工事について、その工事の内容を一部変更し、その契約金額を3,240万円増額し、変更後、契約金額13億2,624万円で工事変更請負契約を締結しようとするものであります。

以上、よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中田隆幸君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 10番、鈴木です。

1点目は、少し通告と変わるかもしれません。3,240万円の増額変更契約ですけれども、3日に配付された変更理由によると、「1、無線エリアの各世帯への引き込みを無線としていたのを、小型OLTの実用化により、最終アクセスを光方式とすることが可能となったので、無線より光のほうが速度が速いなど、格差を解消して通信条件を高めるために、光で引き込むことにした。」と書かれていますけれども、OLTというものの実用化というのは、これが可能になったのはいつごろなんですか。そんなに最近のことなんですか。

それから、2点目は、先ほどの質疑で大鐵の架線に共架するケーブルの国交省との1束化の件についてですけれども、質問しましたので、これは取り下げます。

3点目のセンター設備の燃料電池発電設備というふうに書いてありますけれども、それで防火設備の設置を指導されたということですが、燃料電池発電設備の燃料は何なんですか。危険性が高いものなのか、なぜ、最初からこういうものをつけなかったのか、今になってつけたのかということ通告させていただきました。

それから、4点目ですけれども、光ケーブルの共架を予定していた既設電柱の強度が不足するものが多いとのことで、自立柱を200本も設置すると書いてありますけれども、設計段

階での調査がずさんだったのではないかと、私は先ほども述べました。

ここだけでも2,000万円を超える追加工事であり、電柱を立てるということは町内の業者でもできることではないのでしょうか。ちょっとわかりませんが、入札なしでこういう大きな金額が随契でされていくということ自体が、私には本当に異常だと思えないんですけれども、この積算している金額については、京セラさんからこれくらいかかりますよと聞いて私たちに提示したのか、どういうふうにして提示されたのかお聞きします。

それから、もう一点追加します。

町が繰越明許、補正予算書最後にありますよね、11ページ一番最後に繰越明許があるんですけども、町が最初に計画した18億2,520万円、減額して先ほど太田議員が言われた16億、その工事というのはどれくらい済んでいるのでしょうか、ここには進捗状況50%と書いてあるんですよ。50%というのはかなり過ぎているということですよ。半分行ったよと。ところが事業費に対する繰り越し限度額が、ほとんど施工管理の委託料のほうは全然変わらなし、2,773万5,000円ということで、最初の予算額なのかなと、これ調べていないんですけども、2点目の工事費も13億9,624万円の事業費のうち、10億9,500万円を繰り越すということで、支払われていないから繰り越すのか、それとも工事がこれくらいは来年度に行く予定ですよということなのか、その点について説明を求めます。

○議長（中田隆幸君） 企画課長、山本銀男君。

○企画課長（山本銀男君） それでは、最初にOLTのことをお聞きされましたので、お答えいたします。

小型OLTにつきましては、これは屋外型光集線装置というのが正式名称だそうです。今までは有線、光ケーブルでの接続事例はありましたが、無線で接続する事例はなく、恐らく今回川根本町での採用が初めてではないかというように思っております。

今回の工事については、国庫交付金事業でありまして、その設計内容については総務省による設計審査が行われております。この小型OLTの採用についても理論上は可能であり、有効であろうと考えられるのが、その製品としての品質を確認するための検証が必要だと指摘をされておりました。今年2月13日から14日に検証を行い、総務省に提出をしております。

それとセンター設備の件ですけれども、こちらに書いてあるのはセンター設備の燃料電池発電設備のことですけれども、これは燃料電池発電設備と表現をされておりますけれども、非常用の蓄電池設備のことです。一般的には無停電電源装置と呼ばれるものでありまして、停電をしたときに通信が途切れることのないよう対策を講じているものです。

安全性につきましては、消防法を遵守した配置や防火区域処理を行うことにより、安全性を重視した設備としております。

それと、電柱の単価、また入札なしでということをございましたけれども、まず単価につきましては、当初から電柱が立てられていない場所への自立柱の設置を検討していただきましたので、そのもととあった単価を採用しております。

また、この事業、電柱そのものを単独で行うのではなくて、全てケーブルの添架を調べていく、その中でできないところに立てていくものでありまして、電柱だけをポイント、ポイントで発注するようなことは、今回の変更契約の中ではできませんので、京セラ工事の中で一体的にとり行うことが町としても事業をスムーズに正確に行えるということで考えております。

それと、繰越明許の件ですけれども、こちらはあくまでも繰越明許の財源としての限度額を設定したものであります。年度内に支払いが終わることが見込めない分として現時点では不明確になっておりますので、その分を繰越明許として予算計上をして行っていきたいものであります。

変更契約を行うことによって、まず数値が契約の金額を認めていただければ、その後に繰越明許によって工期の延長の契約ができることとなります。この変更契約の後に、工期の変更を受注者の会社とするということで予定をしております。

○議長（中田隆幸君） 10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 繰越明許のところ年度内に支払いを終わることができない分という説明がありましたよね。ということは、これだけまだ払っていない、年度内には払えない額ですよということですか。京セラさんにほとんど払っていないということですか。13億のうち、10億を繰越限度額とすると、それ以上は繰り越せないけれども、それ以内ならもっと小さい数字でもいいし、今からでも払うことができるということですか。前払いとかいろいろあるでしょう、入札には。もう払った額、もしわかれば教えてください。

○議長（中田隆幸君） 答弁を。企画課長、山本銀男君。

○企画課長（山本銀男君） 一度資料でお出しをしている分があるんですけども、現在支払った額よりも、支払い残額としまして、本体工事で9億9,284万円が支払い残額として残っております。その分を支払うには、それだけのまず実績、部金を支払うにしても調査等見なくてはいけませんので、現時点で支払いをする手続等はおっておりません。ですので、限度額として繰越明許としての予算措置をお願いするものです。繰越明許の精算につきましては、6月にまた報告をするというのが、財務会計上の処理になっているものと思います。

○議長（中田隆幸君） いいですか。

ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第32号、工事請負契約の変更契約の締結についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(中田隆幸君) 起立多数です。

したがって、議案第32号、工事請負契約の変更契約の締結については原案のとおり可決されました。



### ◎日程第16 川根本町議会議員派遣の件

○議長(中田隆幸君) 日程第16、川根本町議会議員派遣の件を議題とします。

川根本町議会会議規則第129条の規定による議員の派遣については、お手元に配付しました議員派遣の件のとおりです。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(中田隆幸君) 異議なしと認めます。

よって、川根本町議会議員派遣の件については、お手元に配付しました議員派遣の件のとおり決定しました。



### ◎閉 会

○議長(中田隆幸君) 以上で本日の日程は全部終了しました。

本当に長い間ありがとうございました。

会議を閉じます。

これをもちまして、平成27年第1回川根本町議会定例会を閉会します。

御苦労さまでした。

閉会 午後 5時54分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成27年 3月18日

議 長 中 田 隆 幸

署 名 議 員 森 照 信

署 名 議 員 鈴 木 多 津 枝